

A:総 合

1. 設計と条件

1-1. 整備方針

施設整備コンセプト

温かく人がつながり、地域と笑顔で結ばれた学校

整備方針

多様な学びがつながり合い、
全ての児童が自分の居場所
を見つけられる学校

誰もが自然とつながり、
優しいぬくもりを感じられるような学校

地域とのつながりを強め、
交流と協働を通して
より温かく児童を育む学校

整備に向けた視点

1

児童が安心して安全に
快適な生活を送ることが
できる学校

- ・ 耐震性の向上
- ・ 防犯対策
- ・ 空間の快適性
- ・ 防災機能の強化
- ・ バリアフリー化

2

今日的な教育ニーズに対
応した学校

- 「主体的・対話的で深い学び」
- ・ 多様な学習形態や集団活動への対応
- ・ インクルーシブ教育、国際理解教育、ICT化になど教育ニーズへの対応
- ・ チームティーチングによる学習
- ・ 地域や保護者との協働

3

児童・学級数の動向等を見
据えた学校の整備

- ・ 児童数の推計を基に将来を見据えた規模の検討
- ・ 学級の種類や数に留意し整備検討

4

地域コミュニティの場と
しての学校

- ・ 地域コミュニティの場となる公共施設としての施設整備
- ・ 地域の歴史や文化、街並みへの調和に配慮した計画
- ・ 防災時の避難所機能

5

環境に配慮した学校

- ・ 再生可能エネルギーの導入
- ・ 高断熱性の確保や高効率機器の導入
- ・ 木材利用の促進を図り、施設の木質化に配慮

6

公共施設最適化の視点を
踏まえた学校の整備

- ・ 「厚木市公共施設最適化計画」等に基づく整備計画
- ・ 必要諸室、機能の選定及び効率的な配置
- ・ 長寿命化対策や維持管理への配慮
- ・ 将来の機能変化への可変性

6つ視点を基に基本設計にて検討が必要な項目を整理

設計条件の整理

- ・ 既存状況の確認-⑥
- ・ 法規上の条件の整理-①
- ・ 必要諸室の検討-③
- ・ 各諸室の使用状況の確認-⑥

施設・建築計画

- ・ 平面、断面ゾーニング検討-①②③
- ・ 動線検討-①④
- ・ メンテナンス性や使い勝手に配慮した素材検討-①⑤⑥
- ・ 多様な使い方に配慮したレイアウトや空間の検討-②③

構造計画

- 検討事項イメージ
- ・ 既存躯体、地盤の調査-⑥
- ・ 安全性や長寿命化を見据えた検討-①④⑥
- ・ フレキシブルな構造形式-②③
- ・ メンテナンス性に考慮した λ° -s確保-⑥

機械設備・電気設備

- 検討事項イメージ
- ・ 既存設備機器の調査-⑥
- ・ 快適な室内環境を実現する設備計画-①
- ・ メンテナンス性に考慮した配管配線-⑥
- ・ 環境に配慮した機器の選定、検討-⑤
- ・ 見える化による環境学習-②

1. 設計と条件

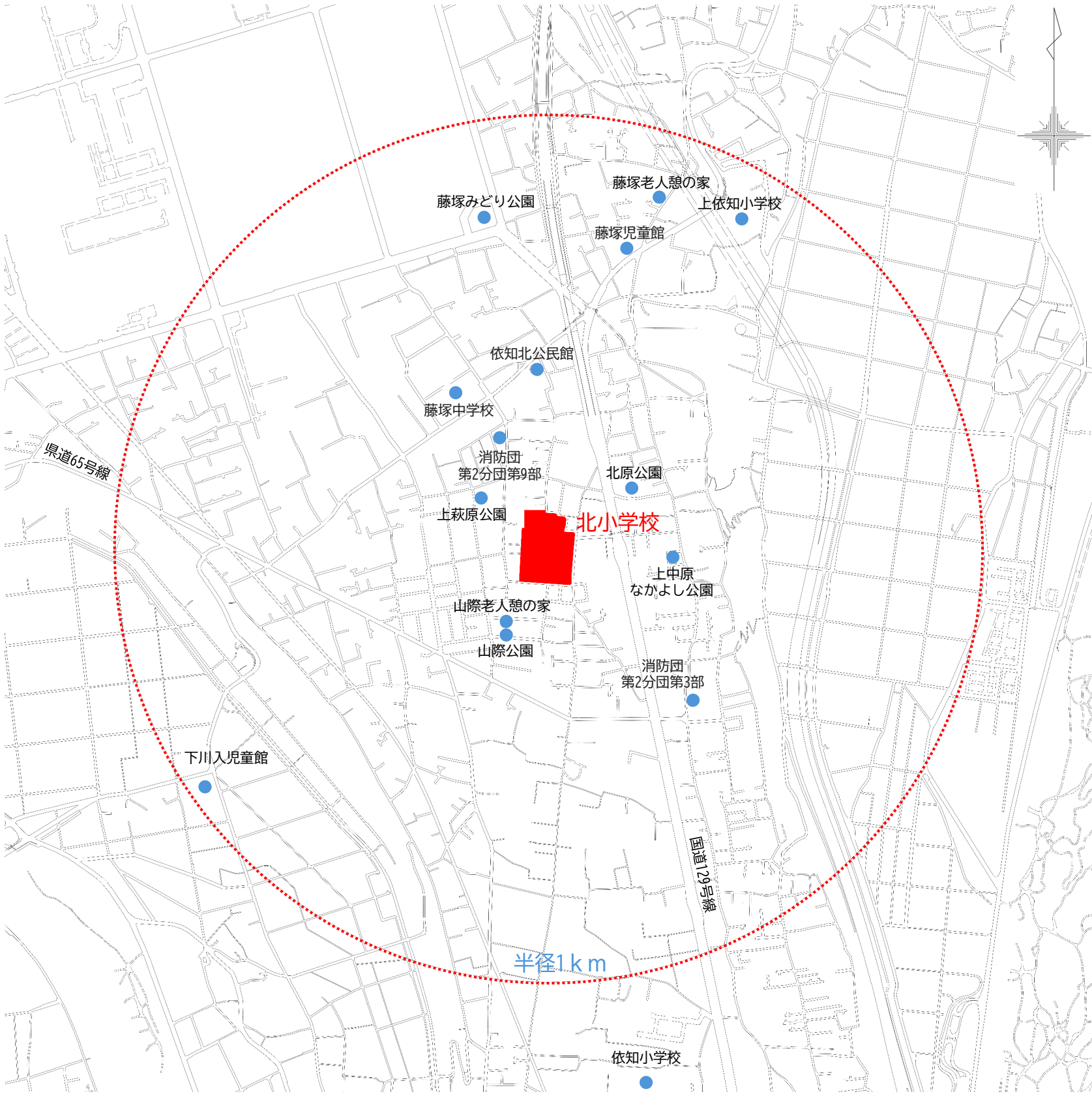
1-2. 敷地概要・建物概要

■敷地概要

建物名称	厚木市立北小学校
地名地番	厚木市山際658番地
主要用途	小学校
敷地面積	18,757.43㎡
指定区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	準防火地域
建蔽率	60%
容積率	200%
周辺道路	北東側：山際上萩原北原4号線 北東側：山際上萩原12号線 東側：山際採燈場北原線 南側：山際上萩原3号線

■施設概要

	整備前	→	整備後
南校舎	建築面積：882.15㎡ 延床面積：2,436.90㎡ 階数：地上3階建て（PH有） 構造：鉄筋コンクリート造 最高高さ：16.00m 最高軒高：11.00m （昭和41年竣工）	→ 【改築】	建築面積：1,783.88㎡ （うち渡り廊下23.81㎡） 延床面積：3,730.18㎡ （うち渡り廊下71.43㎡） 階数：地上3階建て（PH有） 構造：鉄筋コンクリート造 ：鉄骨造（渡り廊下） 最高高さ：12.95m 最高軒高：12.20m
北校舎	建築面積：1,175.02㎡ 延床面積：3,626.24㎡ 階数：地上4階建て（PH有） 構造：鉄筋コンクリート造 （昭和53、55年竣工）	→ 【改修】 【一部増築】	建築面積：1,194.82㎡ 延床面積：3,688.89㎡ 階数：地上4階建て（PH有） 構造：鉄筋コンクリート造
西校舎	建築面積：265.11㎡ 延床面積：616.95㎡ （既存渡り廊下含む） 階数：地上3階建て 構造：鉄筋コンクリート造 ：鉄骨造（渡り廊下） （昭和49年竣工）	→ 【部分改修】	変更無し
合計			建築面積 3,475.99㎡ 延床面積 7,985.59㎡



1. 設計と条件

1-3. 周辺状況

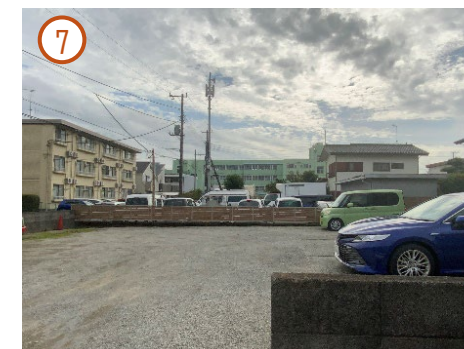
■ 北小学校 現況写真

【航空写真】

※矢印の番号は右記の該当写真を示す。

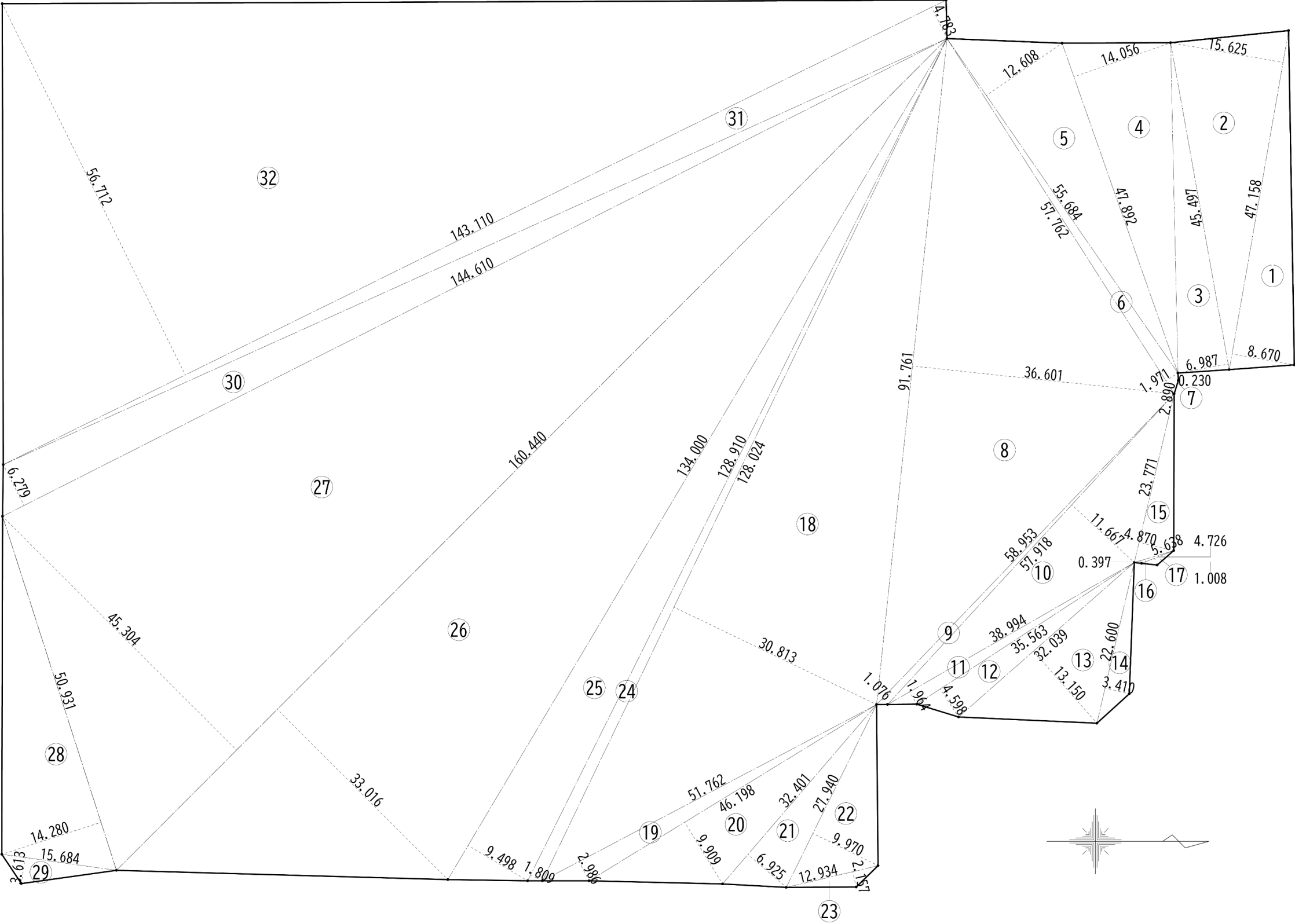


【Google Mapより】



1. 設計と条件

1-4. 敷地求積図



敷地面積			
	底辺	高さ	面積
①	47.158	8.670	408.8599
②	47.158	15.625	736.8438
③	45.497	6.987	317.8875
④	47.892	14.056	673.1700
⑤	55.684	12.608	702.0639
⑥	57.762	1.971	113.8489
⑦	2.890	0.230	0.6647
⑧	91.761	36.061	3308.9934
⑨	58.953	1.076	63.4334
⑩	57.918	11.667	675.7293
⑪	38.994	1.964	76.5842
⑫	35.563	4.598	163.5187
⑬	32.039	13.150	421.3129
⑭	22.600	3.410	77.0660
⑮	23.771	4.870	115.7648
⑯	5.638	0.397	2.2383
⑰	4.726	1.008	4.7638
⑱	128.024	30.813	3944.8035
⑲	51.762	2.986	154.5613
⑳	46.198	9.909	457.7760
㉑	32.401	6.925	224.3769
㉒	27.940	9.970	278.5618
㉓	12.934	2.157	27.8986
㉔	128.910	1.809	233.1982
㉕	134.000	9.498	1272.7320
㉖	160.440	33.016	5297.0870
㉗	160.440	45.304	7268.5738
㉘	50.931	14.280	727.2947
㉙	144.610	6.279	908.0062
㉚	15.864	3.613	57.3166
㉛	143.100	4.783	684.4473
㉜	143.100	56.712	8115.4872
倍面積 計			37514.8646
敷地面積 (㎡)			18757.43

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎: 該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法 1	2 2 条 区 域	屋 根 ・ 外 壁	◎ 耐火建築物、準耐火建築物以外の建築物の屋根は不燃材料 ・ 木造の建築物の外壁→延焼のおそれのある部分は土塗壁同等以上	法第22条、法第23条 昭45年告示第101号	○	・耐火建築物のため適用外
		防 火 構 造	・ 木造の特殊建築物→延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏 ・ 延べ面積が1000㎡を超える木造建築物→延焼のおそれのある部分の外壁、軒裏	法第24条 法第25条		
	防 火 地 域	耐 火 建 築 物 準 耐 火 建 築 物	・ 階数≧3(地階含) 又は 延べ面積>100㎡ → 耐火建築物 ・ 階数≦2かつ延べ面積≦100㎡ → 耐火建築物 又は 準耐火建築物 ・ 適用除外 平屋の附属建築物(≦50㎡)外壁・軒裏を防火構造 高さ>2mの門扉で不燃のもの ・ 屋根の仕様: 不燃材料で造る、準耐火構造、耐火構造+断熱材+防水材、難燃材料で造る	法61条 法63条	—	・適用外
	準 防 火 地 域	耐 火 建 築 物 準 耐 火 建 築 物	・ 地上階数≧4 又は 延べ面積>1,500㎡ → 耐火建築物 ・ 地上階数=3かつ延べ面積≦500㎡ 又は 500㎡<延べ面積≦1,500㎡ → 耐火建築物 又は 準耐火建築物 ・ 屋根の仕様: 不燃材料で造る、準耐火構造、耐火構造+断熱材+防水材、難燃材料で造る	法62条 法63条	○	・耐火建築物
	大 規 模 建 築 物	防 火 壁	・ 延べ面積>1000㎡→1000㎡以内ごとに防火壁区画 ◎ 耐火建築物、準耐火建築物は適用外	法第26条、令第113条	○	・耐火建築物のため適用外
	特 殊 建 築 物 の構造	耐 火 建 築 物 準 耐 火 建 築 物	◎ 特殊建築物の用途による構造規定 ◎ 用途供する部分の床面積による構造規定 ◎ 用途供する部分の階による構造規定 上記制限の内容は別表第1による	法第27条 別表第1 令第115条の2	○	・耐火建築物等とすべき特殊建築物に該当→耐火建築物
		無 窓 の 居 室	・ 居室を区画する主要構造部は耐火構造又は不燃材料	法第35条の3、令第111条	△	・無窓の居室の有無確認
	防 火 区 画	面 積 区 画	・ 1500㎡区画→主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火建築物 ・ 1000㎡区画→法第21条第1項ただし書き、法第27条第1項ただし書き、同条第2項、法第62条第1項の規定による令第115条の2の2第1項第1号の技術基準に適合する建築物 ・ 500㎡区画→法第27条第2項、法第62条第1項の規定による準耐火建築物 法第27条第2項、法第62条第1項の規定による(口)準耐建: 令第109条の3第2号の技術基準に適合する建築物 ・ 防火区画→耐火構造、準耐火構造(令第115条の2の2第1項第1号の技術基準に適合)の床、壁、特定防火設備	令第112条第1項～ 令第112条第4項	○	・北棟と西棟をつなぐ渡り廊下のEXP.JIに耐火帯が入っていないため、区画形成がNGであるが本工事にて是正。1500㎡以下ごとに区画設置
			・ 11階以上の100㎡区画、200㎡区画、500㎡区画 ・ 防火区画→耐火構造の床、壁、特定防火設備、防火設備	令第112条第6項～ 令第112条第9項	—	・地上4階建のため適用外
		縦 穴 区 画	・ 主要構造部を耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物 ・ 区画部分→吹き抜け、階段、住戸、(階数2以上)、ダクトスペース等の部分 ・ 防火区画→耐火構造、準耐火構造の床、壁、特定防火設備、防火設備	令第112条第10項～ 令第112条第14項	△	耐火建築物、4階建てにより適用対象。・小荷物昇降機、扉既存不適格か要確認。
			・ 特殊建築物 ・ 法第24条に該当部分との区画(法第24条の本文とは関係なく各号の用途との区画) ・ 防火区画→耐火構造、準耐火構造の床、壁、特定防火設備、防火設備 ・ 耐火建築物、準耐火建築物の規定に該当する建築物の部分との区画	令第112条第17項	△	・学童保育施設と学校で区画必要となる可能性有。改修後のレイアウトによる。
		そ の 他	◎ スパンドレル、防火戸の構造	令第112条第15、16項、第18～20項 昭56年告示第1111号 昭49年告示第1579、1580号	○	
	界 壁 、 間 仕 切 壁 隔	界 壁	・ 長屋、共同住宅→遮音壁、耐火構造、準耐火構造又は防火構造	令第22条の3 令第114条 昭45年告示第1827号	—	・用途的に適用外
		間 仕 切 壁	◎ 学校、病院、ホテル、旅館、下宿、寄宿舎等 ◎ 防火上主要な間仕切壁→耐火構造、準耐火構造又は防火構造	令第114条	○	・学校のため該当
		小 屋 裏 隔 壁	・ 建築面積>300㎡ 木造の小屋組 ・ 耐火構造、準耐火構造又は両面を防火構造とした隔壁	令第114条	—	・適用外

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎：該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法2	耐 火 構 造	耐 火 構 造	・ 30分、1時間、2時間、3時間耐火等	法第2条7号、令第107条 平12年告示第1399号	○	・鉄筋コンクリート造
	準 耐 火 構 造	準 耐 火 構 造	・ 30分、45分耐火等	法第2条7号の2、令第107条の2 平12年告示第1358号	－	・適用外
	防 火 構 造	防 火 構 造	・ 下地不燃材→ ・鉄網モルタル塗り厚15mm以上 ・木毛セメント板の上厚10mm以上のモルタル塗り ・その他 ・ 下地不燃材以外→ ・鉄網モルタル塗り厚20mm以上 ・木毛セメント板の上厚15mm以上のモルタル塗り ・その他	法第2条8号 令第108条 平12年告示第1359号	－	・適用外
		防 火 戸	◎ 特定防火設備→鉄板厚1.5mm以上その他、大臣指定 ◎ 防火設備→鉄板厚0.8mm以上1.5mm未満その他、大臣指定	令第112条第14項 平12年告示第1360、1369号	○	
	内 装 制 限	特 殊 建 築 物	・ 劇場、集会場等→（耐火建築物） 客席面積≧400㎡ →居室：難燃以上（3階以上に居室を有する建築物 （準耐火建築物） 客席面積≧400㎡ の居室の天井は準不燃以 ・ 病院、ホテル、共同住宅等→（耐火建築物） 3 F 以上床面積≧300㎡ 経路等は準不燃材料以上 （準耐火建築物） 2 F 以上床面積≧300㎡ （その他） 床面積≧200㎡ ・ 百貨店、バー、遊技場等→（耐火建築物） 3 F 以上床面積≧1000㎡ （準耐火建築物） 2 F 以上床面積≧500㎡ （その他） 床面積≧200㎡ ・ 自動車車庫、自動車修理工場、地下に設ける居室（特殊建築物） →準不燃以上 ◎ 学校、体育館は除外 ・ 上記床面積はその用途に供する部分の床面積の合計	法第35条の2 令第128条の3の2 令第128条の4 令第129条	－	・学校の為、適用外
		大 規 模 建 築 物	・ 階数が3以上で延べ面積>500㎡ →居室：難燃以上、居室が ・ 階数が2以上で延べ面積>1000㎡ 材料以上 ・ 階数が1以上で延べ面積>3000㎡ ◎ 学校は適用外	法128条の4第2, 3項 法128条の5	－	・学校の為、適用外
		そ の 他	◎ 火気使用室→調理室、浴室、ボイラー室等（主要構造部を耐火構造としたものを除く）（耐火建築物、（イ-1）準耐火建築物の場合） →準不燃材料以上 ・ 無窓の居室→排煙有効開口面積（S）=1/50A未満（50㎡を超える部屋）	令第128条の5第6項 令第128条の3の2	○	・調理室が該当。無窓の居室に 関しては要確認
	避 難 出 口 広 場	出 口	・ 客室出口の戸、屋外への出口の戸、（外開き）－劇場、映画館、公会堂、集会場等 ◎ 屋外への出口→避難階における階段から屋外への歩行距離（直通階段に至る歩行距離：建令120条の数値以下） ◎ 屋外への出口→避難階における居室から屋外への歩行距離（直通階段に至る歩行距離の2倍以下） ・ 屋外への出口の幅の合計→物品販売店舗（床面積>1500㎡）最大の階の床面積×60cm/100㎡以上 ◎ 屋外への出口の施錠→解錠付	令第118条 令第125条 令第125条 令第124条 令第125条の2	○	
		屋 上 広 場 等	・ 屋上広場の設置→百貨店（5階以上の階に売り場） ・ バルコニーの手摺り→H≧1.1m（適用建築物：2階以上のバルコニー等）	令第126条	○	・ 2、3階に児童利用の屋上有、 手すり設置

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎: 該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法 3	敷 地 内 通 路	道 等 へ の 接 続 通 路	◎ 適用建築物→ ◎特殊建築物 ・階数3以上の建物 ・無窓の居室 ◎延べ面積＞1000㎡ ◎ 通路幅員≧1.5m(屋外階段、避難出口、(避難階)から道までの通路)	令第127条 令第128条	○	・特殊建築物のため該当
		大 規 模 木 造 等	・ 木造、延べ面積＞1000㎡→周囲に3m以上の通路 ・ 2以上の建築物(耐火建築物、準耐火建築物を除く)の床面積の合計＞1000㎡ 1000㎡区画周囲に3m以上の通路(道又は隣地境界線に接する部分を除く) (周囲に3m以上の通路)	令第128条の2	—	・RC造のため適用外
	非 常 用 進 入 口	設 置 、 構 造	・ 高さ31m以下、3階以上の階 ・ 道、通路(4m以上)に面する外壁面、間隔40m以下 ・ 幅4m、奥行き1m以上のバルコニーに赤色燈設置	令第126条の6	—	・代替進入口で対応
		非 常 用 進 入 口 に 代 わ る 開 口	◎ 高さ31m以下、3階以上の階 ◎ 道、通路(4m以上)に面する外壁面、間隔10m以下 ◎ 開口部→幅≧0.75m、高さ≧1.2m	令第126条の7 昭45年告示第1831号	○	
	排 煙 設 備	設 置	◎ 別表第一(い)欄(一)項～(四)項特殊建築物 延べ面積＞500㎡ ←学校除外 ・ 階数が3以上で延べ面積＞500㎡(31m以下の部分で100㎡防煙区画部分は除く) ・ 無窓の居室(S<1/50A) ・ 延べ面積が1000㎡を超える建築物で居室面積＞200㎡ (31m以下の部分で100㎡防煙区画部分は除く)	令第126条の2 令第116条の2第1項2号 平12年告示第1436号4号二(1)～(4)	—	・学校の為、適用外
		構 造	・ 500㎡以内ごとの防煙区画 ・ 排煙有効開口面積≧1/50A又は排煙機設置 ・ 排煙口の手動開放装置又は自動開放装置 ・ 防煙垂れ壁不燃材料 ・ 予備電源 ・ その他	令第126条の3 昭45年告示第1829号 平12年告示第1436号	—	・学校の為、適用外
	構 造	木 造	・ 主要構造部木造→高さ≦13m、軒高さ≦9m ・ 延べ面積≦3000㎡ ・ 土台の設計、基礎の設計 ・ 柱の小径 ・ 階数2以上の建築物の通し柱 ・ 筋かい、軸組み ・ GL+1m以内の部分の防腐	法第21条 令第40～49条 平12年告示第1453号	—	・RC造のため適用外
		鉄 骨 造	・ 柱の防火被覆≧3階→高さ≦13m	令第70条	—	・規模的に適用外
		鉄 筋コンクリート造 補 強 コンクリート ブ ロ ッ ク 造 組 積 造、その他	・ 主要構造部、石造、レンガ造→高さ≦13m ・ 無筋コンクリート造等 →軒高さ≦9m ・ 構造強度	法第21条 令第51条 令第80条の2	○	
		構 造 計 算 書	◎ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造等で延べ面積が200㎡を超えるもの、又は階数が2以上は構造計算書が必要	法第20条1号～3号 令第81～99条	○	

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎: 該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法 4	居 室	採 光	(有効開口面積/居室床面積) ◎ 幼稚園・小・中・高校の教室、保育所の保育室 →1/5 ・ 住宅、病院の病室、寄宿舎の寝室、児童福祉施設等の居室等 →1/7 ・ その他(学校、病院等の上記居室以外の居室) →1/10 ◎ 無窓の居室<1/20	法第28条 令第19条 令第20条 令第111条の1	○	
		換 気	◎ 有効開口面積/居室床面積≥1/20 ・ 有効開口面積/居室床面積<1/20の場合換気設備等 ・ 劇場、映画館、公会堂、集会場、火気使用室→機械換気、中央管理法式の空調設備 ・ その他の換気設備→換気小窓	法第28条 令第20条の2 令第20条の4 昭45年告示第1826号	○	
		天 井 高 さ 床 高	◎ 天井高さは平均による ・ 木造床高≥0.45m ・ 床下換気孔→壁長5m以下ごと、面積300cm ² 以上 ・ 地階禁止→住宅、教室、寝室等の居室	令第21条 令第21条 令第22条	○	
	非 常 用 照 明 設 備 設 置 、 構 造		・ 別表第一(い)欄(一)項～(四)項特殊建築物の居室 ←学校除外 ・ 階数が3以上で延べ面積500㎡をこえる居室 ・ 無窓の居室(L<20A、S<1/50A) ・ 延べ面積>1000㎡の建築物 ・ 上記居室から地上に通づる廊下、階段等 ・ 予備電源	令第126条の4 令第126条の5 昭45年告示第1830号 平12年告示第1411号	—	・学校の為、適用外
	非 常 用 エ レ ベ ー タ ー 設 置 、 構 造		・ 高さ31mをこえる建築物(建物用途により緩和規制あり) ・ 予備電源 ・ 附室 ・ S≤1500㎡～1台、1500(S≤4500㎡～2台、4500㎡をこえる部分1500㎡以内毎1台増 ・ 構造規定あり、定員17人以上、昇降路寸法2.4×2.35以上、かごの有効出入り口幅1m以上、天井高さ2.1m以上 床面積10㎡以上	法第34条 令第129条の13-2、3	—	・規模的に適用外
	避 雷 設 備 設 置 、 構 造		・ 高さ20mをこえる建築物	令第129条の14 令第129条の15	—	・規模的に適用外
	廊 下	適 用 建 物	◎ 別表第一(い)欄(一)項～(四)項特殊建築物、階数3以上の建築物、無窓の居室を有する階 ◎ 延べ面積>1000㎡の建築物	令第117条	—	・規模的に適用外
		廊 下 の 幅	◎ 小・中・高校の生徒用廊下→中廊下≥2.3m	令第119条	○	中廊下≥2.3m 片廊下≥1.8m 必要
			◎ " →片廊下≥1.8m			
			・ 病院の患者用廊下→中廊下≥1.6m			
			・ " →片廊下≥1.2m			
			・ 共同住宅の共用廊下→同上			
			・ 居室の床面積が200㎡をこえる階→同上			
			・ 特殊建築物の廊下については条例で制限付加			

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎: 該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法 5	階 段	階 段 の 寸 法	◎ 小学校の児童用 幅≧1.4m 蹴上≦0.16m 踏面≧0.26m ・ 中学、高校の生徒用 ・劇場 ・映画館 ・公会堂 ・集会場の客席 ・物品販売業店舗＞1500㎡ 幅≧1.4m 蹴上≦0.18m 踏面≦0.26m ◎ 直上階の居室の床面積の合計＞200㎡(地上階) 幅≧1.2m 蹴上≦0.2m 踏面≧0.24m ・ 居室の床面積の合計＞100㎡(地下階) 幅≧1.2m 蹴上≦0.2m 踏面≧0.24m ・ 上記以外 幅≧0.75m 蹴上≦0.22m 踏面≧0.21m ・ 住宅(共同住宅の共用階段を除く) 幅≧0.75m 蹴上≦0.23m 踏面≧0.15m ・ EV機械室用 幅≧規定無し 蹴上≦0.23m 踏面≦0.15m 踊場≧規定無し ・ 屋外階段 幅≧0.9m 蹴上げその他の寸法は上記による ・ その他の階段 幅≧0.6m 蹴上げその他の寸法は上記による ◎ バリアフリー法にて別規定あり	令第23条～27条 令第129条の9 令第120条、令第121条 令第23条但し書き バリアフリー令第12条 バリアフリー条例第6条	○	・小学校の児童用 幅≧1.4m 蹴上≦0.16m 踏面≧0.26m ・現況 幅(踊り場)1.5m 蹴上0.15m 踏面0.27m
		踊 り 場 等	◎ 階段の踊り場→小・中・高校、劇場等 H≧3m ・ “ →その他 H≧4m ・ “ →直階段の踏幅≧1.2m ・ 階段の手すり→階段幅≧3m 中間に手すり設置 ・ 階段の代わりの傾斜路 勾配≦1/8 表面を粗面とする ◎ バリアフリー法にて別規定あり	令第24条～26条 バリアフリー令第12条 バリアフリー条例第6条	○	
	直 通 階 段	適 用 建 築 物	◎ 特殊建築物 ◎ 階数≧3 ◎ 延べ面積≧1000㎡ ・ 無窓の居室の有る階 ・ 屋外階段→木造以外の構造	令第117条 令第120条	○	
		2 以 上 の 直 通 階 段	・ 劇場 ・映画館 ・演芸場 ・観覧場 ・公会堂 ・集会場 ・物品販売業店舗(床面積の合計1500㎡以上) ・ キャバレー ・カフェ ・ナイトクラブ ・バー ・ [病院 ・診療所 ・児童福祉施設等]→耐火、準耐、不燃＞100㎡、その他＞50㎡ ・ [ホテル ・旅館 ・共同住宅 ・下宿 ・寄宿舎]→耐火、準耐、不燃＞200㎡、その他＞100㎡ ・ [その他 6階以上の階]→原則として全部に適用 ◎ [その他 5階以下の階]→避難階の直上階: 耐火、準耐、不燃＞400㎡、その他＞200㎡ ◎ [その他 5階以下の階]→その他の階: 耐火、準耐、不燃＞200㎡、その他＞100㎡	法第35条、令第121条	○	・2以上の直通階段必要

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎: 該当項目		条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点			
建築基準法 6	直 通 階 段	歩 行 距 離 (直 通 階 段 ま で の)	・ 無窓の居室(有効開口面積<居室床面積×1/20)≦30m(内装制限40m) ・ [・百貨店 ・マーケット ・展示場 ・キャバレー ・カフェ ・ナイトクラブ ・バー ・ダンスホール ・遊技場 ・公衆浴場 ・待合 ・料理店 ・飲食店 ・物品販売店舗(床面積)>10㎡)などの主用途の居室]≦30m ・ [・病院 ・診療所(患者収容のもの) ・ホテル ・旅館 ・下宿 ・共同住宅 ・寄宿舍・児童福祉施設等、などの主用途の居室]≦30m(耐火又は準耐火構造かつ、居室・避難経路の内装を不燃又は準不燃は50m) ◎ 上記以外の居室≦40m(耐火又は準耐火構造かつ、居室・避難経路の内装を不燃又は準不燃は50m) ◎ 14階以下の居室及び避難路の内装を準不燃以上→+10m(耐火、準耐、不燃に限る) ・ 15階以上の居室及び避難路の内装を難燃以上→－10m(耐火、準耐、不燃に限る) ・ 15階以上の居室及び避難路の内装を準不燃以上→+ 0m(耐火、準耐、不燃に限る) ◎ 歩行経路の重複長さは歩行距離数値の1/2以下	法第35条、令第116条の2 令第120条 令第120条	○	・50m以下となるよう計画、一部60m以下の居室有、居室及び避難路の内装を準不燃以上で対応
		避 難 階 段 特 別 避 難 階 段	・ 避難階段→5階以上の階または、地下2階に通じる直通階段 ・ 特別避難階段→15階以上の階または、地下3階に通じる直通階段 ・ 3階以上の階の物品販売店舗→避難階段又は特別避難階段 ・ 5階以上の階の物品販売店舗→1以上を特別避難階段 ・ 15階以上の階の物品販売店舗→すべてを特別避難階段 ・ 特別避難階段の大きさ ・ 避難階段の幅(物品販売店舗) ・ 用途により条例で制限付加	令第122条 令第123～124条 令第123条の3-11 令第124条、125条の3 条例	—	・規模的に適用外

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	区 分	チェック内容 ◎:該当項目		措 置	条 項	判 定	考 察
		項 目	要 点				
バリアフリー法 1	高 齢 者 ・ 障 害 者 等 の 利 用 に 配 慮 し た 建 築 物 の 用 途 、 規 模 別 適 合 基 準	特 定 建 築 物	◎ 学校 ・ 病院、診療所 ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場 ・ 卸売市場、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 ・ ホテル、旅館 ・ 事務所 ・ 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、その他これらに類するもの ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの ・ 体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する運動施設、遊技場 ・ 博物館、美術館、図書館 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの ・ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・ 自動車教習所宇、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの ・ 工場 ・ 車両の停車場、船舶、航空機ターミナルの旅客の乗降、待合場 ・ 自動車の駐停車のための施設 ・ 公衆便所 ・ 公共用歩廊	新築、増築、改築、用途変更 ↓ 建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務	バリアフリー法第14条 バリアフリー法令第4条 バリアフリー法施行規則	○	
		特 別 特 定 建 築 物	◎ 特別支援学校→◎学校 ・ 病院、診療所 ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場 ・ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗 ・ ホテル、旅館 ・ 保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 ・ 老人ホーム、福祉ホーム、その他これらに類するもの（主として高齢者、障害者が利用するもの） ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの ・ 体育館（一般公共の用に供されるもの）、水泳場（一般公共の用に供されるもの）、ボーリング場、、遊技場 →体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（東京都建築物バリアフリー条例にて追加） ・ 博物館、美術館、図書館 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店 ・ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・ 自動車教習所宇、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類するもの ・ 工場 ・ 車両の停車場、船舶、航空機ターミナルの旅客の乗降、待合場 ・ 自動車の駐停車のための施設（一般公共の用に供されるもの） ・ 公衆便所 ・ 公共用歩廊 ・ 条例で制限付加	2000㎡以上の新築、増築 改築、用途変更、維持保全 ↓ 建築物移動等円滑化基準への 適合義務 （条例による強化も可） ↓ 神奈川県みんなのバリアフリー 街づくり条例第29条	バリアフリー法第15条 バリアフリー法令第5条 バリアフリー法施行規則	○	
		建 築 物 特 定 施 設	◎ 出入口 ◎ 廊下等 ◎ 階段（その踊り場を含む） ◎ 傾斜路（その踊り場を含む） ◎ 昇降機 ◎ 便所 ・ ホテル、旅館の客室 ◎ 敷地内の通路 ◎ 駐車場 ・ 浴室、シャワー室		バリアフリー法第16条 バリアフリー法令第6条 バリアフリー法施行規則	○	既存昇降機無し、北棟改修 （増築）、南棟新築時に対応 予定。 車椅子駐車場も既存無し、南 棟新築時に対応

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

	不特定多数の者または主として高齢者、障害者が利用する建築物特定施設（移動円滑化経路を含む）							
		建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準） ◎：該当項目（視）不特定多数の者または視覚障害者が利用するもの	改：令改正 追：令追加 条：条例付加	緩和措置	条 項	判 定	考 察
バ リ ア フ リ ー 法 2	共同住宅 以外の施設	廊 下 等	◎表面は粗面、または滑りにくい仕上 ◎ 階段または傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(*6)を敷設		1	バリアフリー令第11条	○	
		階 段	◎ 踊場を含め、手すりの設置 ◎床の表面は粗面、または滑りにくい仕上 ◎ 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ◎ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 ◎ 主たる階段は回り階段でないこと ◎けあげ18cm以下踏面26cm以上、それぞれ一定とする（基準法にて別規定あり） ◎ 階段の幅120cm以上 ◎（視） 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(*6)を敷設	条 改 改 条 条	2 3 2 2 4	バリアフリー令第12条 建築物バリアフリー法条例第6条 基準法令第23条～27条	○	
		傾 斜 路（屋 内）	・ 勾配1/12を越えまたは高さ16cmを越える傾斜がある場合に手すりを設置 ・ 床の表面は粗面、または滑りにくい仕上 ・ 前後の廊下等とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ・（視） 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(*6)を敷設	改	5	バリアフリー令第13条	—	
		便 所（*1）	◎次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置（男女別の場合はそれぞれ） 車椅子使用者用便房(*7)を一以上設置 水洗器具（オストメイト対応）を一以上設置 小便器を設ける場合、床置き式（壁掛け式は受け口の高さ35cm以下）を一以上設置 床の表面は粗面、または滑りにくい仕上 ◎ベビーチェア等を設けた便房を一以上設置し、便房及び便所の出入口にその旨表示(*4) ◎ベビーベッド等を設置（他におむつ交換できる場所を設ける場合を除く）し、便房及び便所の出入口にその旨表示	追 改 条 条 条		バリアフリー令第14条 建築物バリアフリー法条例第7条 建築物バリアフリー法条例第7条-2-一、二 建築物バリアフリー法条例第7条-2-一、二	○	
		浴 室 等（*2）	・床の表面は粗面、または滑りにくい仕上 ・次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上設置（男女別の場合はそれぞれ） 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保 出入口の幅（開放時有効）85cm以上 戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	条 条 条 条 条		建築物バリアフリー法条例第8条	—	・浴室は無いので適用外
		ホ テ ル 客 室	・ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を一以上設置 ・車椅子使用者用客室の便所内に車椅子使用者用便房を設置 車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口（開放時有効）80cm以上 戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし ・車椅子使用者用客室の浴室またはシャワー室は車椅子使用者が円滑に利用できる構造(*8) 出入口の幅（開放時有効）80cm以上 戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	追 追 追	6 7	バリアフリー令第15条	—	・ホテル客室は無いので適用外
		敷 地 内 通 路（屋 外）	◎表面は粗面、または滑りにくい仕上 ・段がある部分は次に掲げるもの 手すりの設置 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造 ◎傾斜路は次に掲げるもの 勾配1/12を越えまたは高さ16cmを越え、かつ、勾配1/20を越える傾斜には手すりを設置 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	改 改 改		バリアフリー令第16条	○	
		駐 車 場（*3）	◎次に掲げる車椅子使用者用駐車用施設を一以上設置 幅350cm以上 車椅子用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置 車椅子使用者用駐車施設または付近に利用居室までの経路についての誘導表示を設置	条		バリアフリー令第17条 建築物バリアフリー法条例第9条	○	南棟新築時に対応
		標 識	◎移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車場施設付近に存在を表示する標識を設置(*9)	改		バリアフリー令第19条	○	南棟新築時に対応
		案 内 設 備	◎建築物またはその敷地に下記の案内設備を設置（案内所を設ける場合を除く） 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(*10)で視覚障害者に示す設備の設置 ◎（視）道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の一以上→次の視覚障害者移動等円滑化経路	追	8	バリアフリー令第20条	○	・案内所（事務室）で対応

2. 法チェック

2-1. 関係法令チェックシート〔建築〕

移動円滑化経路を構成する建築物特定施設（移動円滑化経路に追加される基準）								
		建築物特定施設	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準） ◎：該当項目（視）不特定多数の者または視覚障害者が利用するもの （特）：不特定多数が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの	改：令改正 追：令追加 条：条例付加	緩和措置	条 項	判 定	考 察
バ リ ア フ リ ー 法 3	共同住宅 以外の施設	段 差 の 禁 止	◎移動円滑化経路上には、階段または段を設けない。 ◎傾斜路、EVその他の昇降機を併設			バリアフリー令第18条-2- ー	○	
		出 入 口	◎幅（開放時有効）85cm以上（直接地上に通じる出入口、EVのかご、昇降路の出入口を除く） ◎直接地上に通じる出入り口の幅（開放時有効）100cm以上 ◎戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	条 条		バリアフリー令第18条-2-二 建築物バリアフリー法条例第10条-1- ー	○	
		廊 下 等 （*5）	◎幅140cm以上（基準法にて別規定あり） ◎50m以内ごとに車椅子の回転に支障のない場所の設置 ◎戸は自動的に開閉するほか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	条 条 条	11 12	バリアフリー令第18条-2-三 建築物バリアフリー法条例第10条-1-二	○	
		傾 斜 路 （ 屋 内 ）	・授乳及びおむつの交換できる場所を設置(*5)→学校は適用外 ・幅140cm以上 ・勾配1/12以下 ・手すりの設置 ・高さが75cmを越える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置 ・両側に側壁または立上りの設置	条 条 条 条		バリアフリー令第18条-2-四 建築物バリアフリー法条例第10条-1-三	—	
		エレベーター及び 乗 降 ロ ビ ー	◎利用居室、車椅子使用者用便房、車椅子駐車施設のある階及び地上階に停止すること ◎かご、昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上（建築物の床面積が5000㎡を越える場合は90cm以上） ◎かごの奥行き135cm以上 ◎乗降ロビーは高低差なく、幅および奥行き150cm以上 ◎かご及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置 ◎かご内に停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置 ◎乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置 ◎（特）かごの幅140cm以上 ◎（特）車椅子の回転に支障のない構造 △（特）かご内に到着する階、かご、昇降路出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置 △（特）かご、乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置等）は、点字等(*10)視覚障害者が円滑に 操作可能な構造 △かごまたは乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	条	13 13 13	バリアフリー令第18条-2-五 建築物バリアフリー法条例第10条-1-四	○	既存昇降機無し、北棟改修（増築）、 南棟新築時に対応
		敷地内通路（屋外）	◎幅140cm以上 ◎50m以内ごとに車椅子の回転に支障のない場所の設置 ◎傾斜路は次に掲げるもの 幅140cm以上（基準法にて別規定あり：≧1500） 勾配1/20以下 手すりの設置 両側に側壁または立上りの設置 始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	条 条 条 条 条		バリアフリー令第18条-2-七 建築物バリアフリー法条例第10条-1-五	○	
		特 殊 な 構 造 また は 使用形態の昇降機	・平成18年国土省告示第1492号に規定する構造であること					

2. 法チェック

2-2. 関係法令チェックシート〔消防〕

		チェック内容 ◎: 該当項目 （設置条件の数値は地階の場合とする）				条 項	判 定	考 察
項 目		要 点						
消 防 法 1	消 火 器 具	◎ 延べ面積 300㎡以上 地階・無窓階・3階以上 50㎡以上				消防法施行令第10条	○	・要設置
	屋 内 消 火 栓	◎ 延べ面積 700㎡以上 →主要構造物を耐火構造とし、 内装制限をしたものは2100㎡以上				消防法施行令第11条	○	・要設置
	ス プ リ ン ク ラ ー	・ 11階以上は全部				消防法施行令第12条	—	・規模的に適用外
	泡・ハロゲン化物 消 火 設 備 等					消防法施行令第13条	—	・適用外
	屋 外 消 火 栓	・ 1階または1階及び2階の 部分の合計床面積が 9000㎡以上 （耐火建築物）				消防法施行令第19条	—	・規模的に適用外
	動 力 ポ ンプ 設 備	・ 屋外消火栓設備の設置対象物				消防法施行令第20条	—	・適用外
	自 動 火 災 報 知 設 備	◎ 延べ面積 500㎡以上				消防法施行令第21条	○	・要設置
	ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 器	・ 1000㎡以上				消防法施行令第21条の2	—	・温泉の採取のための設備は無いので適用外
	漏 電 火 災 警 報 設 備	・ ラスモルタル造 ・ 延べ面積 300㎡以上 ・ 契約電流が50Aを超えるもの				消防法施行令第22条	—	・ラスモルタル造ではないため適用外
	消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備	◎ 延べ面積 1000㎡以上				消防法施行令第23条	○	・要設置
非 常 警 報 器 具 ・ 設 備	◎ 収容人員 50人以上 →非常ベル・自動式サイレン 又は放送設備を設置 ・ 収容人員 300人以上 ・ 地階の階数が3階以上 →必ず放送設備を設置。非常ベル 又は自動式サイレンを併置。				消防法施行令第24条	○	・収容人員計50名以上のため、非常ベル・自動式サイレン又は放送設備の設置が必要	

2. 法チェック

2-2. 関係法令チェックシート〔消防〕

	チェック内容 ◎: 該当項目（設置条件の数値は地階の場合とする）				条 項	判 定	考 察
	項 目	要 点					
		6項-ハ: 保育所					
消 防 法 2	避 難 器 具	◎ 2階以上の階でその階の 収容人員 20人以上 ◎ 主要構造部を耐火構造とした 建築物の2階は除く ◎ 200人毎に1個			消防法施行令第25条	○	・北校舎3.4階に各1個設置済み 避難はしご、避難用タラップ、滑り台、緩降機、避難橋、救助袋のどれか。※避難用タラップは4階不可南棟新校舎3階に一か所追加
	誘 導 灯・誘 導 標 識	◎ どの階にあっても設置			消防法施行令第26条	○	・要設置
	消 防 用 水	・ 敷地面積 20,000㎡かつ地上1階 及び2階の床面積の合計が 15,000㎡以上			消防法施行令第27条	—	・規模的に適用外
	排 煙 設 備	・ 対象外			消防法施行令第28条	—	・適用外
	連 結 散 水 設 備	・ 地階の床面積の合計 700㎡以上			消防法施行令第28条の2	—	・地階が無いため適用外
	連 結 送 水 管	・ 地階を除く階数 7階以上 ・ 地階を除く階数 5階以上かつ6000㎡ ・ 地下街面積 1,000㎡以上			消防法施行令第29条	—	・規模的に適用外
	非 常 用 コ ン セ ン ト 設 備	・ 地階を除く階数 11階以上 ・ 地下街面積 1,000㎡以上			消防法施行令第29条の2	—	・規模的に適用外
	非 常 電 源 設 備					—	・適用外

2. 法チェック

2-3. 関係法令チェックシート〔厚木市条例〕

	項目	チェック内容 凡例：○ 適合 △ 要確認 ― 適用外		判 定	考 察	条 項
		項 目	要 点			
厚 木 市 条 例	厚木市建築基準条例					
	以下、厚木市建築基準条例 関連（着色範囲） ※本ページ以降の着色部も、同条例による基準					
	大 規 模 建 築 物 の 敷 地	適用の範囲	◎延べ面積が1000㎡以上の建築物の敷地	○		条例第10条
		敷地と道路との関係	◎ 接道長さ6m以上	○		条例第10条
	特殊建築物の敷地と 道 路 の 関 係	適用の範囲	・延べ面積が1000㎡以下の建築物の敷地	―	床面積1000㎡以上のため対象外	条例第11条
		敷地と道路との関係	・1000㎡以下 接道長さ5m以上	―		条例第11条
			・500㎡以下 接道長さ4m以上 ・200㎡以下 接道長さ3m以上			
	避 難 施 設	適用の範囲	◎学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、児童福祉施設等、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	○	対象	条例第12条
		屋外への出口等の構造	◎屋外への主要な出口のうち1以上の出口の幅は、90センチメートル以上	○	必要幅確保、傾斜路設置	条例第13条
			◎高低の差がある場合は、出口から道路等に通ずる幅90センチメートル以上で、かつ、勾配12分の1以下の傾斜路を設置			
		居室の出入口の幅	◎1以上の出入口の幅は、80センチメートル以上	○	必要幅確保	条例第14条
		廊 下 の 構 造	◎1以上の出入口の幅は、80センチメートル以上	○	必要幅確保、傾斜路設置	条例第15条
			◎勾配12分の1以下			
		直 通 階 段 の 構 造	◎段差を設けない	○	回り段としない	条例第16条
			◎回り段の禁止			
	学 校	教 室 等 の 設 置 の 禁 止	・特別支援学校の用途に供する建築物には、その4階以上の階に教室を設けてはならない。	―	特別支援学校ではないので対象外	条例第18条
		教 室 等 の 出 口	◎床面積が50平方メートルを超える居室は、廊下、広間の類又は屋外に直接通ずる出口を2以上設けなければならない。	○	2か所出入口確保	条例第19条
		木造等の校舎と隣地 境 界 線 と の 距 離	・学校の用途に供する木造建築物等の主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上	―	木造ではないので対象外	条例第20条

2. 法チェック

2-3. 関係法令チェックシート〔厚木市条例〕

		項 目	チェック内容		凡例：○ 適合 △ 要確認 ― 適用外				
			担当部署	要 点		判 定	考 察	条 項	
厚木市条例		厚木市住みよいまちづくり条例	まちづくり計画部 まちづくり指導課 まちづくり指導係 (市役所第二庁舎13階)	■特定開発事業 ①開発事業を行う土地の区域の面積（開発規模）が500㎡以上のもの。 ②市街化調整区域内における開発規模が500㎡未満の開発事業のうち、都市計画法第29条の許可を必要とするもの。 ③建築物の高さが10mを超えるもの。 ④隣接した土地において、同時又は連続して行う開発事業であって、全体として一体的土地利用又は一体的造成を行うとみなされるもので、全体の開発規模が500㎡以上のもの（規則で定めるものを除く。）。 ※開発事業とは 都市計画法に規定する開発行為、建築基準法に規定する建築～略～等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更、廃棄物の保管、積替え等を行う施設の設置をいう ■大規模特定開発事業 ①市街化区域内で開発規模が3,000㎡以上のもの ②市街化調整区域内で開発規模が2,000㎡以上のもの ③建築物の延べ面積が5,000㎡以上のもの					
	以下、厚木市住みよいまちづくり条例 関連(着色範囲) ※本ページ以降の着色部も、同条例による基準								
	1	一戸建て住宅の敷地面積に関する事項	開発指導課	市街化区域(地区計画等がある場合は除く)→100㎡以上 市街化調整区域(地区計画等がある場合は除く)→150㎡以上	―	住宅ではないため対象外	条例第35条(1)		
	2	自動車駐車場及び自転車駐車場の設置に関する事項	開発指導課	■自動車駐車場 一戸建ての住宅：戸数×100％ 台以上 共同住宅(29㎡以上) 近隣商業地域及び商業地域：戸数×50％ 以上 / それ以外の地域：戸数×70％ 以上 ワンルーム形式の住宅(29㎡未満) 近隣商業地域及び商業地域：戸数×40％ 台以上 / それ以外の地域：戸数×50％ 台以上 上記以外のもの：別に協議※ ■自転車駐輪場 一戸建ての住宅及び共同住宅：戸数×100％ 台以上 ワンルーム形式の住宅(29㎡未満)：戸数×50％ 台以上 上記以外のもの：別に協議 ※別に協議する場合は、申請時に駐車場利用計画書(様式は任意)を添付してください。	(○)	台数の指定なし 利用計画に基づいた台数を計画する	条例第35条(2)		
	3	埋蔵文化財の保護に関する事項	文化魅力創造課	埋蔵文化財包蔵地内及び包蔵地から200m以内の周辺地において、現状変更(地表面以下の掘削等)を行う場合 埋蔵文化財包蔵地か否かは窓口に確認 該当する場合→文化財保護法についても確認	―	埋蔵文化財包蔵地ではない	条例第35条(4)		
	4	緑化に関する事項	公園緑地課 みどりの協定締結物件については 県央地域県政総合センター 環境調整課 工場立地法届出物件については 産業振興課	■緑化率 近隣商業地域及び商業地域_算定基準面積500㎡以上：算定基準面積の3%以上 上記以外の地域_算定基準面積500㎡以上3000㎡未満：算定基準面積の5%以上 _算定基準面積3000㎡以上10000㎡未満：算定基準面積の10%以上 _算定基準面積10000㎡以上：算定基準面積の15%以上 一戸建て住宅：上記基準に関わらず各住宅の敷地面積の5%以上 ※算定基準面積とは、開発規模から公共施設(公園等を除く)の面積を除いた面積。 ※緑化率とは、算定基準面積に対する緑化地(緑化を行う地面)の面積の割合。なお、植栽樹木を面積換算した面積値についても、基準の緑化率を満たすこと。(基準の緑化率は、緑化地及び植栽樹木の面積の両方を満たすこと。) ■緑化地の面積算定 別紙参照(草花は算入されない) ※ただし、神奈川県自然環境保全条例に基づく「みどりの協定」を締結する場合及び「工場立地法」に基づく届け出を行う特定工場の場合はこの表によらない。	△	算定基準面積によって 検討が必要 10%緑化は別要綱にて 実施予定	条例第35条(3)		

2. 法チェック

2-3. 関係法令チェックシート〔厚木市条例〕

厚木市条例

		項 目	チェック内容		凡例:○ 適合 △ 要確認 ― 適用外								
			担当部署	要 点		判 定	考 察	条 項					
5	道 路 の 整 備 等 に 関 す る 事 項	道路総務課	■道路の整備	開発地域内に設置する道路	―	―	道路整備の予定はないため 対象外	条例第36条(1)					
				開発地域に接する市道									
				道路計画の協議									
				■道路の構造									
				市に引き継ぐ道路:厚木市道路構造基準による	―	―	〃						
				上記以外:厚木市道路構造基準による									
				■道路占用道路自費工事									
				■市に引き継ぐ道路の用地処理	―	―	〃						
				都市計画課					■開発地域内に都市計画道路が存するとき				
				6	排水施設の整備等に関する事項	河川下水道総務課	■排水施設の構造		河川管理施設等構造令及び厚木市排水施設構造等基準による	△	△	実施設計段階で要相談	条例第36条(2) ※1 雨水貯留施設 は、開発規模1ha 以上で 流末施設の整備を行うのが 困難であると認める場合に 設置。
									■公共下水道へ放流する下水の水質基準	△	△	〃	
									下水道法及び厚木市下水道条例による	△	△	〃	
		■雨水調整施設の設置											
		雨水浸透施設(トレンチ管など):厚木市雨水浸透施設設置基準により設置											
		雨水貯水施設(調整池など)※1:厚木市雨水貯留施設設置基準により設置	―					―	該当無し				
		農業政策課				■農業用水路への放流制限等							
							区域内からの下水放流は禁止。ただし、市長が特に認めるときは用水利用関係者と協議						
		7				公園等の整備等に関する事項	公園緑地課			■開発規模3000㎡以上(都市計画法に規定する開発行為のみ)	―	―	
			住宅_公園(市に帰属):開発規模の4%以上										
		8	防災施設の整備等に関する事項	警防課	■消防活動場所の設置	高さ10mを超える建築物:厚木市消防活動場所等設置基準により設置	○	○	該当	条例第36条(4)			
						→消防活動場所の確保が困難な時:厚木市消防活動場所等設置基準により代替施設等の設置について協議し、必要な措置を講じる							
						■消防水利施設の設置							
						開発規模2000㎡以上:厚木市消防水利施設設置基準により、開発区域内に防火水槽の設置(140mの範囲ごとに 40?)							
						延べ面積2000㎡以上: 〃							
						開発規模2000㎡以上で、100mm以上の水道管を敷設する場合: 厚木市消防水利施設設置基準及び上水道管理者が定める技術基準により、消火栓を設置							
						9					ごみ集積所の整備等に関する事項	環境事業課	■ごみ集積所の設置(資源集積所との兼用のものを含む)
		ワンルーム形式の住戸(29 ㎡未満の住戸):25戸以上のものに1ヶ所以上、戸数×0.15㎡以上(有効面積)											
		上記以外の住宅:15戸以上に1箇所の割合、戸数×0.25㎡以上(有効面積)											
■ごみ集積所の構造													
厚木市ごみ集積所の設置等に関する基準による 以下割愛													
10	文教施設の整備等に関する事項	教育総務課	■市街化調整区域において 20ha 以上の住宅の建築を目的とする特定開発事業	厚木市学校整備基準及び厚木市公民館整備基準により小学校、中学校及び公民館の用地の確保	―		―	住宅でないため該当無し	条例第36条(6)				
				■住宅の建築を行うとき									
				児童及び生徒の小学校及び中学校への受入れ等について協議									

2. 法チェック

2-3. 関係法令チェックシート〔厚木市条例〕

		項 目	チェック内容 凡例：○ 適合 △ 要確認 ― 適用外		判 定	考 察	条 項
			担当部署	要 点			
厚 木 市	11	電波障害対策	---	・中高層建築物の建築を行う事業者は、当該中高層建築物がテレビ放送の電波受信に及ぼす影響について事前に調査し、その結果を市長に報告するものとする。	○	基本設計にて調査済み	条例第40条
				・中高層建築物の建築を行う事業者は、当該中高層建築物の建築によりテレビ放送の電波の著しい受信障害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、共同受信設備の設置又は都市型ケーブルテレビの活用等により、電波障害を解消し、又は防止するための必要な措置を講じなければならない。	○	基本設計にて調査済み	
				※中高層建築物：建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定により算定する高さが10mを超えるもの 又は都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物で、 建築基準法施行令第2条第1項第7号の規定により算定する軒の高さが7mを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの	―	---	
	12	都市計画法	まちづくり計画部 開発審査課	開発区域の面積が500㎡以上の開発行為（土地の区画形質の変更）が該当	△	実施設計段階で要相談	
	13	景観法・厚木市景観条例 (神奈川県景観条例)	都市みらい部 都市計画課 都市計画係	■建築物	○	建築物の行為・規模に該当	
				行為：建築物 新築、増築、改築、移転、外観変更となる修繕、模様替、色彩変更			
				規模：高さが10mを超えるもの又は床面積の合計が1,000㎡以上のもの			
				■開発行為			
				都市計画法上の開発行為500㎡以上			
				→厚木市景観計画に定められた景観形成基準・景観形成ガイドラインを基に計画			
	14	厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例	都市みらい部 都市計画課 交通政策係	○行為に着手する30日前までに「行為届出書」を提出 → 工事完了後「完了届」を提出し、検査を受ける	―	区域外のため対象外	
				駐車場整備地区内で一定の建築行為を行おうとする場合には、「厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例」が適用され、建築物の規模や用途に応じて駐車施設の確保が必要。また、確保している駐車施設の内容を変更する場合も、手続が必要			
				駐車場整備地区：本厚木駅周辺の中心市街地約55ヘクタール範囲(別図参照)			
	15	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	都市みらい部 建築指導課 建築審査係	■新築の場合	○	該当	
				非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物【特定建築物】について、新築又は一定規模以上の増改築【特定建築行為】を行う場合は、工事に着手する前に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）を受ける			
				○計画通知提出時に並行して審査			
	16	厚木市緑を豊かにする事業推進要綱	都市整備部 公園緑地課	市長は、市が設置または管理する道路、公園、学校、保育所その他の公共用地について、樹木、草花を植栽する等その緑化に努めなければならない。	○	公共施設のため適応すること	第13条
				緑をふやす事業の種類および緑化基準は、別表第2のとおりとする			第14条(別表第2)
				→公共施設緑化：公園、学校等の公共施設に樹木等を植栽し、その敷地面積の10パーセント以上を緑化する。			
	17	厚木市立小・中学校施設整備指針	教育委員会 教育部 学校施設課 計画整備係	別紙参照	○	該当	
	18	土壌汚染対策法	環境農政部 生活環境課 環境保全係	①3,000㎡以上の土地の形質変更(工事全体で3,000㎡) → 着工30日前に厚木市に届出	○	該当	第4条
				②害物質使用特定事業場の敷地で、900平方メートル以上の土地の形質変更をする場合			
				※工期が分かれる場合、工事全体で形質変更面積が3,000平方メートル以上にあれば対象になります。			
				※土地の形質の変更：切土・盛土・舗装・掘削等、現行の地表面をいじる行為(開発行為等の形質変更とは異なる)			

2. 法チェック

2-3. 関係法令チェックシート〔厚木市条例〕

		項 目	チェック内容		凡例: ○ 適合 △ 要確認 ― 適用外	判 定	考 察	条 項			
			担当部署	要 点							
神奈川 県	18	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり 条 例	まちづくり計画部 建築指導課 (神奈川県福祉子ども みらい局福祉部地域 福祉課)	※厚木市に当該条例無し		○	適用				
	19	歴史的風土保存区 域・歴史的風土特別 保存地区	環境農政局 緑政部自 然環境保全課						―	厚木市は全域で指定無し	
	20	特別緑地保全地区	環境農政局 緑政部自 然環境保全課	厚木市恩名地内のみ					―	地区外のため該当無し	
	21	近郊緑地保全地区・ 近郊緑地特別保全地 区	環境農政局 緑政部自 然環境保全課						―	厚木市は全域で指定無し	
	22	風致地区の指定	環境農政局 緑政部自 然環境保全課			―	厚木市は全域で指定無し				
	23	神奈川県自然環境保 全地域の指定	環境農政局 緑政部自 然環境保全課	飯山、西山のみ		―	該当無し				
	24	自然環境保全条例 みどりの協定	県央地域県政総合セ ンター 環境部環境調 整課	1.土地の区画形質の変更又は水面の埋立を伴う次の各号に掲げる行為(開発等の区域面積が1ha以上の場合に対象)		―	公共事業は対象外				
				(7)首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第7条第1項に規定する行為 →区域外							
				(9)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する行為							
				(10)都市計画法第29条第1項第3号に規定する開発行為で、神奈川県土地利用調整条例(平成8年神奈川県条例第10号)第3条第1項に規定する行為		―	非店舗のため対象外				
				2.建築物の建築を伴う大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条に規定する行為 →緑化率_市街化区域:15%以上、市街化区域外:20%以上							
	25	地球温暖化対策推進 条例	環境農政局 環境部 環境計画課	建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、基本理念3にのっとり、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。		(○)	該当	第6条			
				特定建築主は、「建築物温暖化対策計画書」を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。		○		18.19条			
				※特定建築物:新築、増築又は改築に係る延べ床面積が 2,000 ㎡以上のもの							
	26	環境影響評価条例	環境農政局環境部環 境計画課 環境影響 審査グループ	環境アセスメント → (23)学校用地の造成 その他地域 施行区域の面積20ha以上		―	対象外				
	27	土地利用調整条例		市街化調整区域など、市街化を抑制すべき地域において1ヘクタール以上の土地の区画形質の変更を行う行為。		―	市街化区域のため対象外				
	28	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 神奈川県廃棄物の不 適正処理の防止等 に関する条例	県央地域県政総合セ ンター 環境部環境調整課	産業廃棄物の生じた場所「以外の場所」で当該産業廃棄物を保管する場合に適用		―	対象外				
29	土壌汚染対策法	環境農政局環境部 大気水質課	3,000㎡以上の面積の土地の形質を変更をするときは、法第4条に基づき、工事に着手する日の30日前までに県(又は政令で定める市)に届出が必要。		△	該当(厚木市条例に包括)					

施設整備コンセプト

温かく人がつながり、地域と笑顔で結ばれた学校

整備方針

多様な学びがつながり合い、
全ての児童が自分の居場所
を見つけられる学校

誰もが自然とつながり、
優しいぬくもりを感じられるような学校

地域とのつながりを強め、
交流と協働を通して
より温かく児童を育む学校

基本設計コンセプト

厚木市の未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育める教育環境をつくる

- 1

児童が集まる“場”を作る

…他のクラスや学年の児童と教室以外にも集まれる場を学校の各所に設け、授業だけでなく、休み時間や放課後の活動を活発化させる“場”を計画します。
- 2

皆が関わり合う“輪”を作る

…各校舎を渡り廊下で繋げることで、移動の利便性だけでなく、他の学級やクラスとの関わりを持ち、学校の中心となる図書館やDEN、吹き抜けの周辺にも回廊を設けることで、通るだけで上下階や周囲と関わり合うことができる“輪”を計画します。
- 3

多様性を尊重する“間”を作る

…賑やかに楽しみたい時や静かに過ごしたい時など、使用方法に合わせて教室のゾーニングを計画し、気持ちや状況を尊重する“間”を計画します。

3. 施設計画

3-1. 基本設計方針・コンセプト

基本設計方針

- ・各児童のつながり、まとまり、関係性を整理し形とする。連続性と個別性を明確にする。
- ・環境教育について、見える化、体験など、理解しやすい計画とする。

【教室－廊下、オープンスペース、図書室、多目的スペース】
つながりの場を計画し、連続性・一体性を生む。



【図書館】
「学校の中心は図書館」となるように、主体的・対話的な学びを誘発する
メディアセンターを計画する。



【中庭・アプローチ】

児童や保護者、外部の人が学校を訪れて最初に目に入る場所について、
魅力ある場所に設計することで、人が訪れやすい場所にする。



【交流スペース】

職員が児童、保護者とスムーズに関わり合いが持てるよう配慮した設計にする。
職員同士も積極的に交流できるレイアウトとし、チームティーチングを促進する。



設計条件の整理

設計条件

- ・既存校舎との関係…既存校舎との位置関係や動線を考えた新校舎の配置を検討する。
- ・消防車両の出入り…中庭や校庭への消防車両動線を確保し、緊急時に配慮する。
- ・既存施設の位置関係…給食室除害設備などの既存施設位置を確認し、干渉しない位置に配置する。
- ・東側駐車スペースの確保…保護者の送迎だけでなく、大型バスの駐車も考慮した計画とする。

諸室の整理

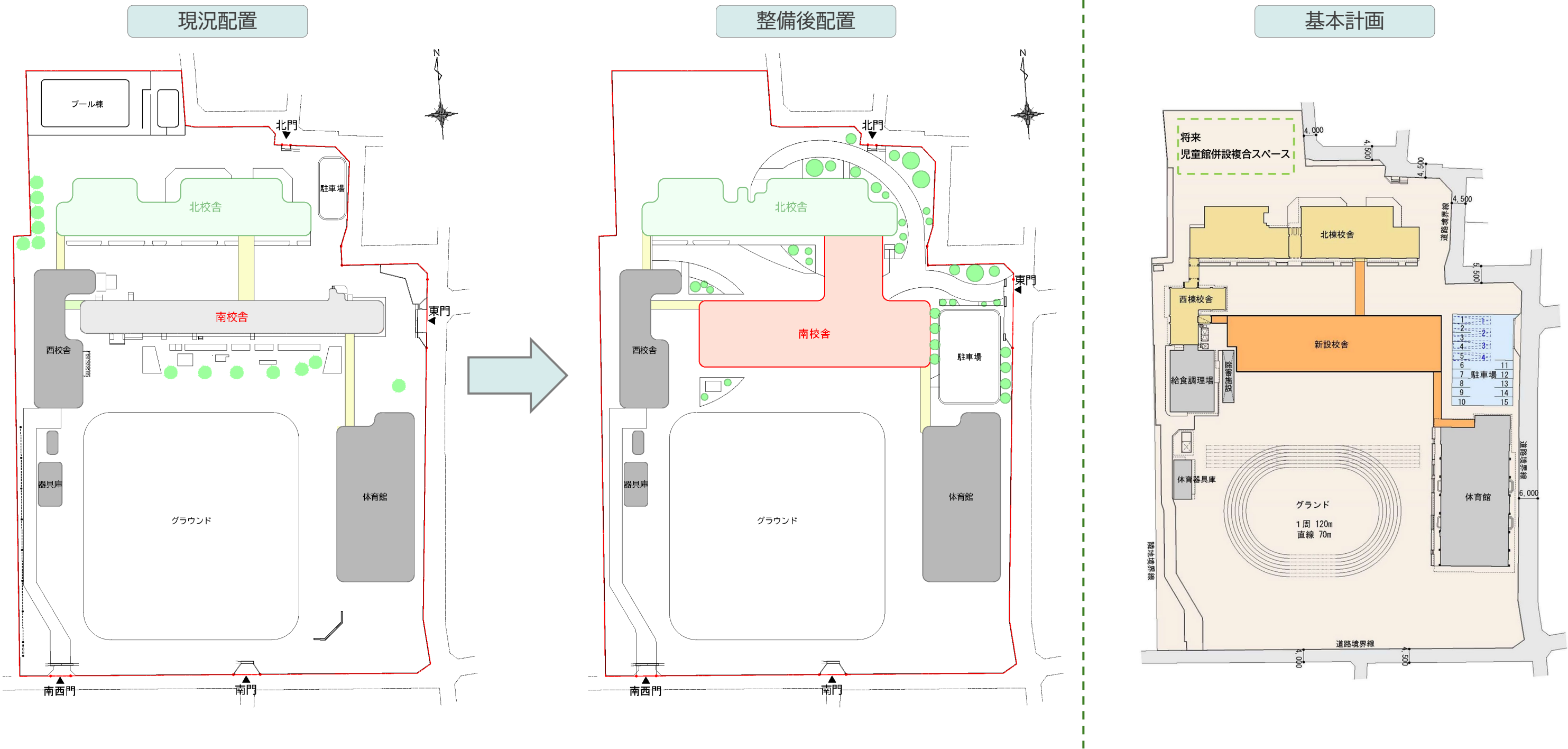
- ・北校舎、西校舎、南校舎ごとに既存の諸室を用途に合わせて整理する。
- ・仮設校舎は、既存校舎から大幅な面積減や過剰にならないように精査し、規模を決定する。
- ・整備後に必要な室、室数、面積(コマ数)を整理し、平面図に割り当てる。
- ・今後の人数統計等も指標とし、長期の運用を見据えた諸室の割合とする。

配置・平面ゾーニング

- ・新校舎のボリュームは諸室の過不足が無いよう、必要性を精査して決定する。
- ・動線（児童、教職員、地域、車両、消防車）を最優先に考えた平面、断面構成とする。
- ・各室の関係性やまとまりを考慮し、交流を促進しつつ、多様性に配慮した室配置とする。
- ・中庭やアプローチなどの外構も整備対象とし、一体的な施設を目指す。

3. 施設計画

3-2. 校舎配置イメージ



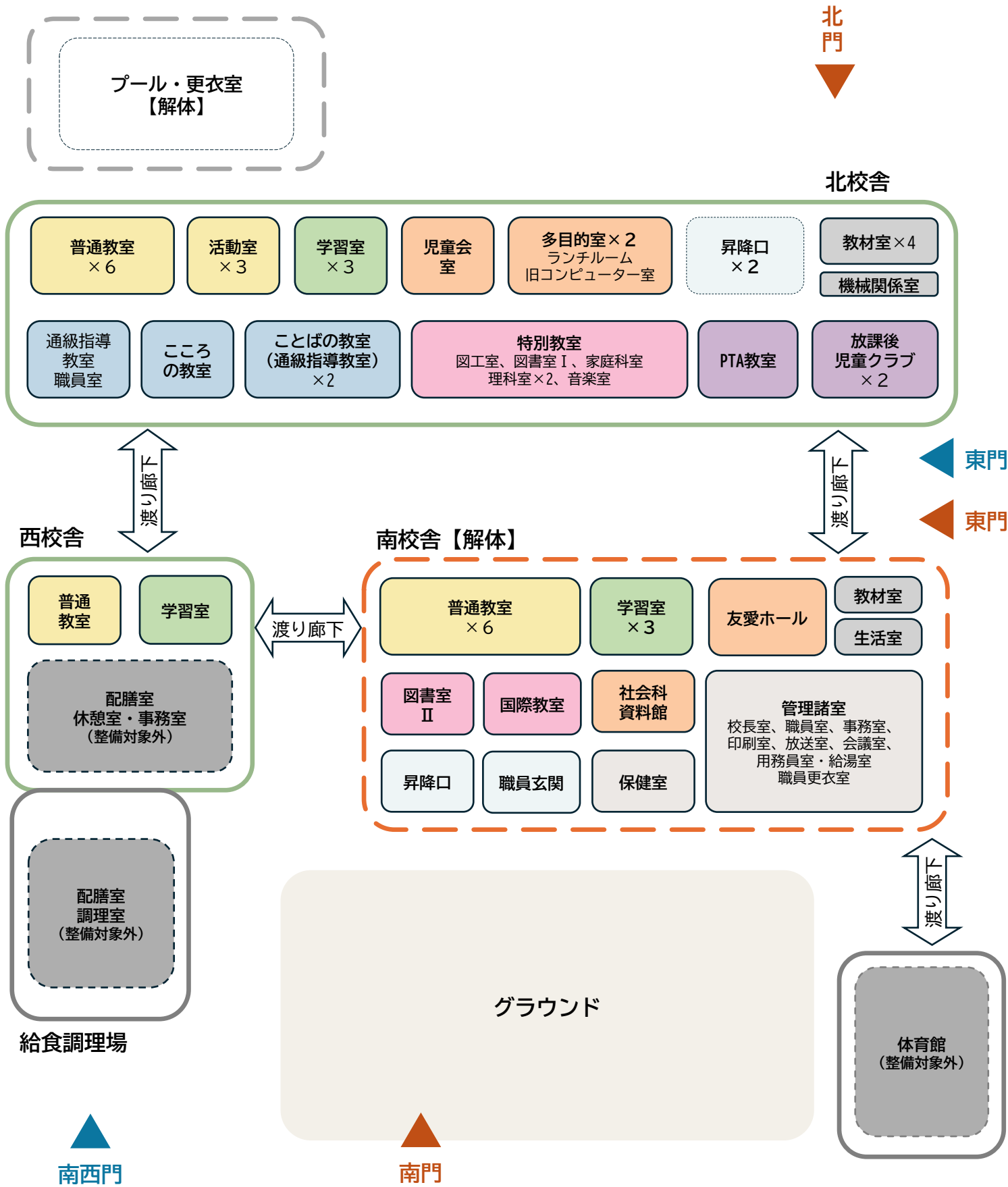
■ 配置計画の考え方

- ・ 建替校舎は解体校舎と同じ位置とし、グラウンド面積をできる限り確保する。
- ・ 既存校舎への接続を考慮し、校舎間の移動に負担のかからない配置とする。
- ・ 周辺への影響（日影・圧迫感）を考慮し、既存校舎との離隔を十分に確保する。
- ・ 児童、来校者は従来どおり、北門・東門及び南門からアプローチする。
- ・ 給食関係車両入口を南西門とし、児童動線と分ける配置とする。

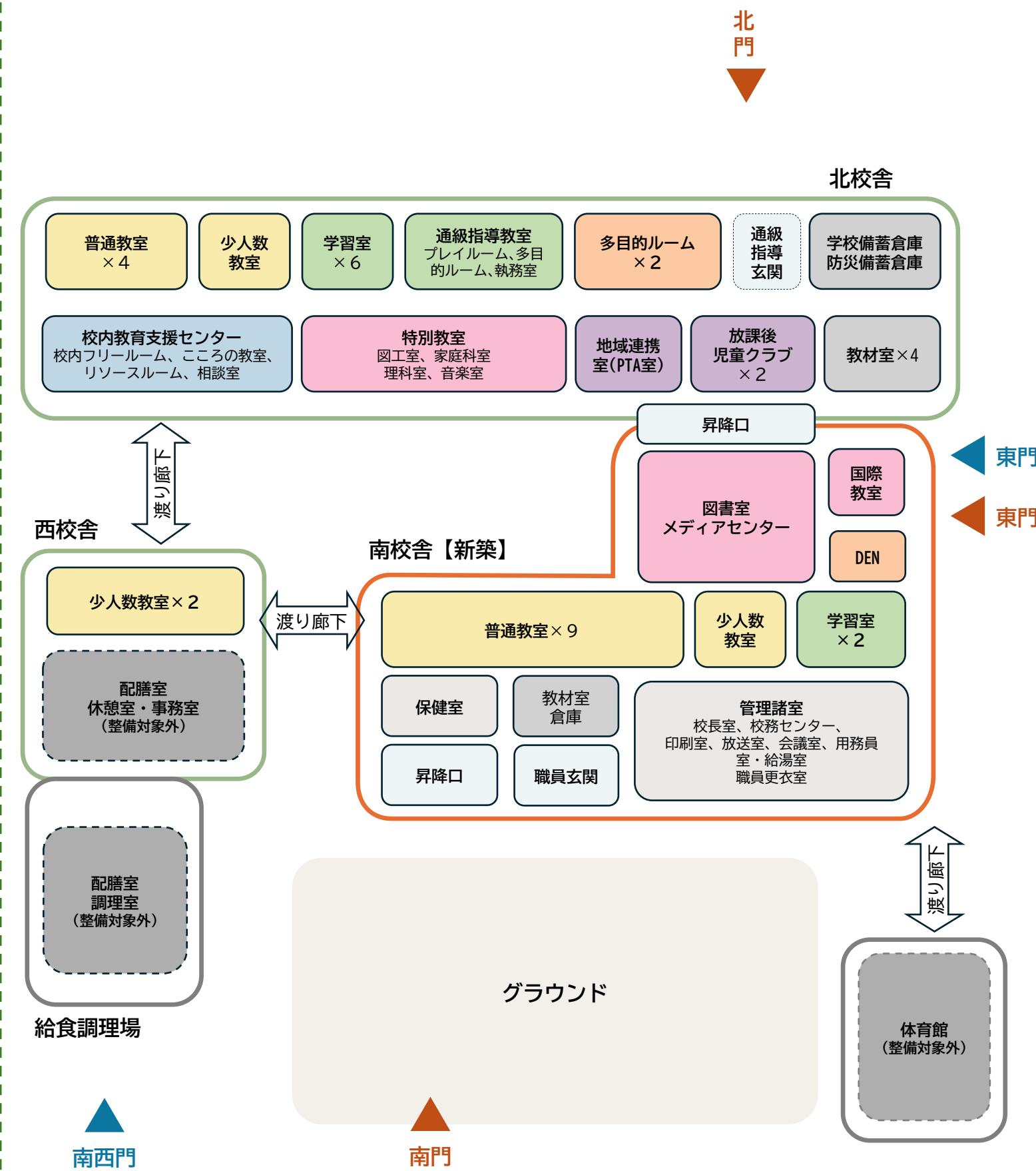
3. 施設計画

3-3. 機能構成イメージ

整備前イメージ



整備後イメージ



凡例 車両動線 歩行者動線

3. 施設計画

3-4. 所要諸室表

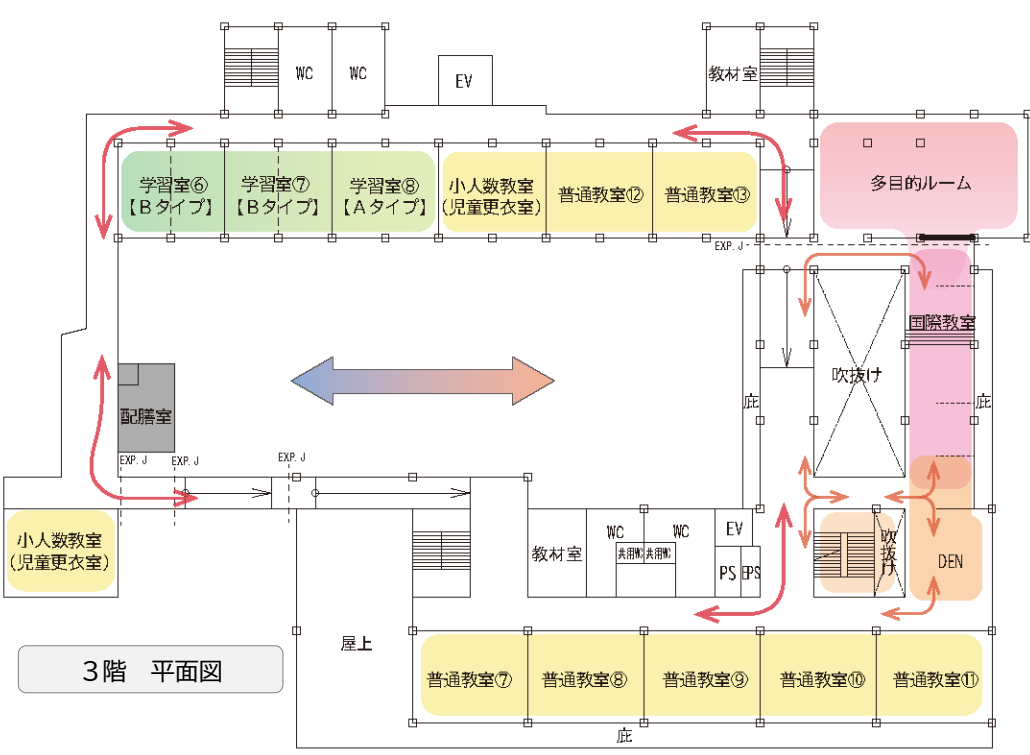
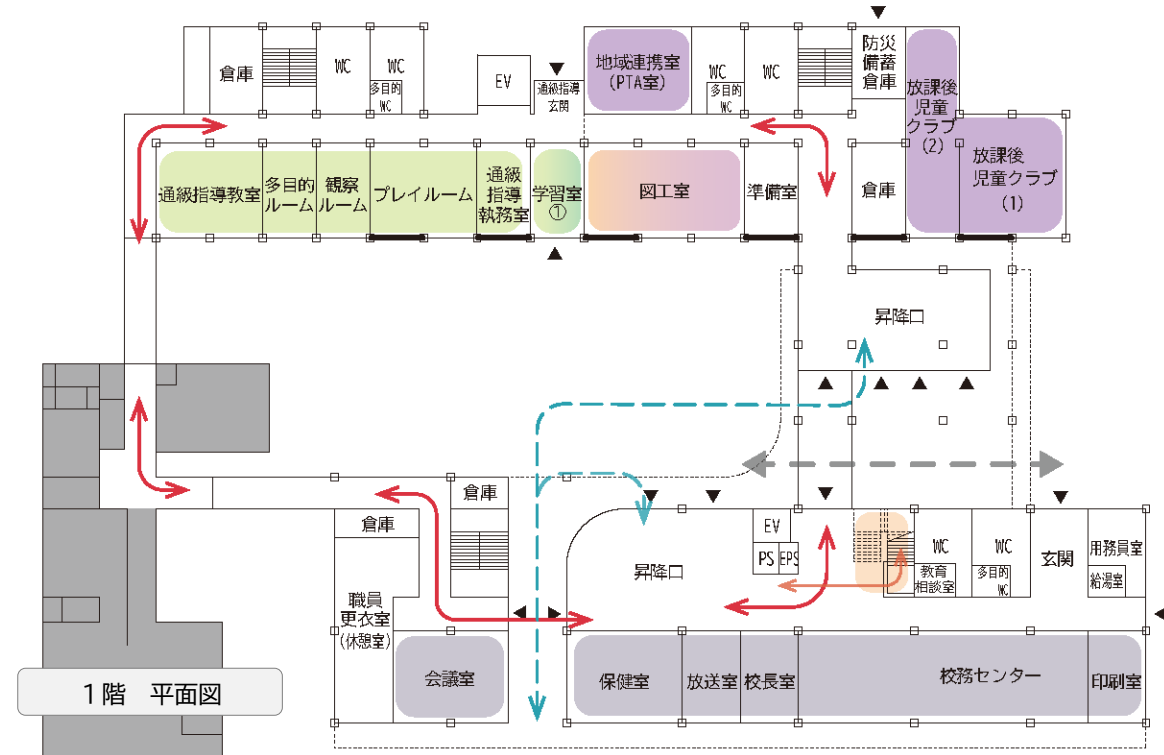
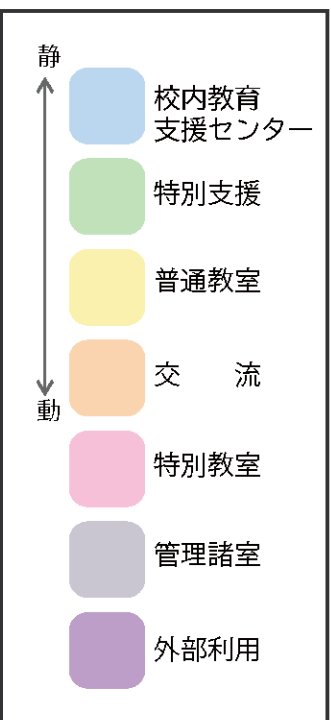
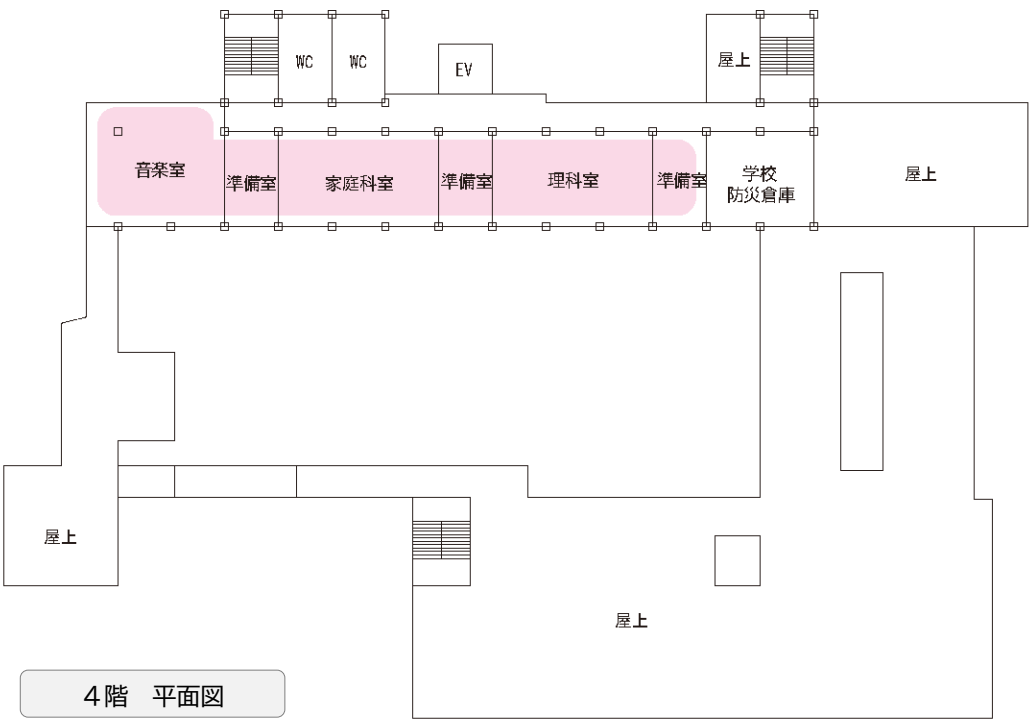
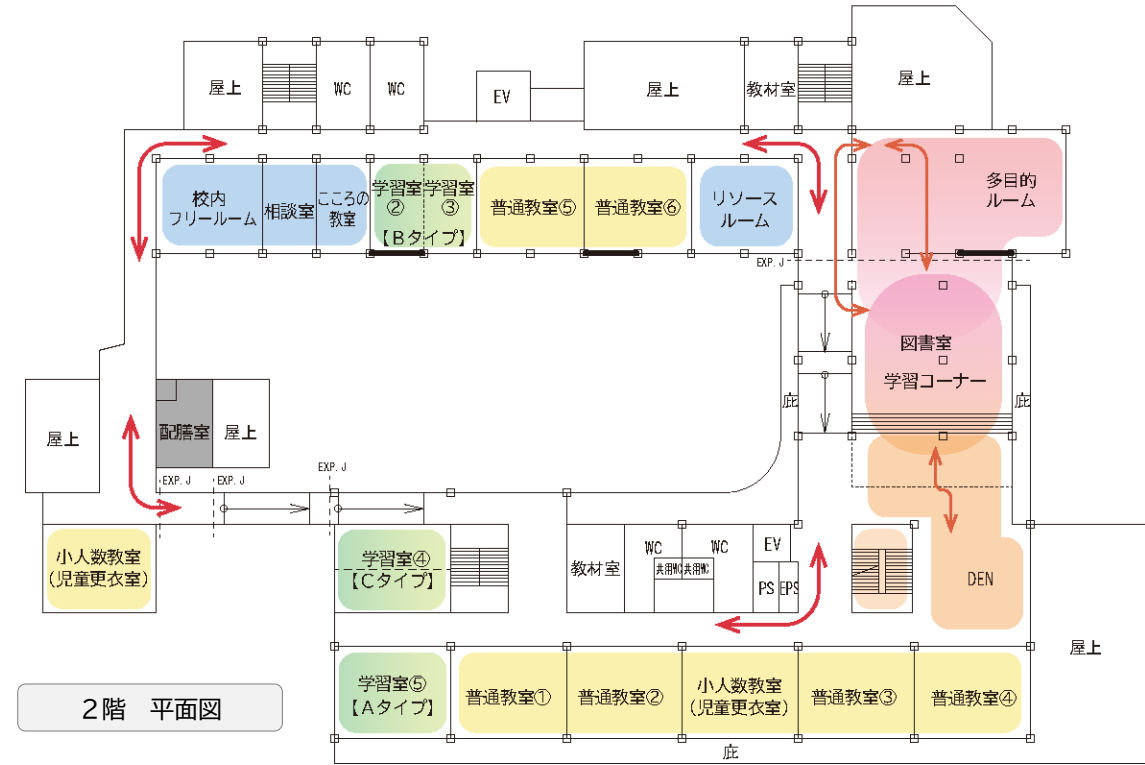
基本計画にて「厚木市立小・中学校施設整備指針」を基に算出した必要諸室および室の大きさについて、基本設計の設計段階では、推計値算出方法の変更や関係所管課及び学校へのヒアリングを踏まえ、表の通り設定します。

★1)特別支援学級について：
特別支援教室数の算定方法について、令和6年度にて改正があったため、再度算出を行った。
なお特別支援学級は1学級：0.5コマ当たり4名として算出する。
1コマの教室も2分割し0.5コマ利用ができる様にし、学級数の変更にも柔軟に対応できる計画とする。
★2)児童クラブについて：
利用児童に対して室数が現状不足しているため、対応できる広さを確保する。

		現況				基本計画				基本設計			変更理由	
	必要な教室・機能	数	広さ	総ｺﾏ数		数	広さ	総ｺﾏ数		数	広さ	総ｺﾏ数		
普通教室等	通常学級	13	1.0	13.0		13	1.0	13.0		13	1.0	13.0	予備教室の確保のため ★1	
	少人数教室(活動室)	3	1.0	3.0		3	1.0	3.0		4	1.0	4.0		
	特別支援学級(学習室)	5	1.0	5.0		8	0.5	4.0		5	1.0	6.5		
		2	0.5	1.0						3	0.5			
特別教室	図書室	2	1.5/1.0	2.5		1	3.0	3.0		1	3.0	3.0		
	家庭科室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		
	音楽室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		
	理科室	2	1.5/1.0	2.5		1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		
	図工室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		1	1.5	1.5		
	各準備室	4	0.5	2.0		4	0.5	2.0		4	0.5	2.0		
通級指導学級	通級指導教室（プレイルーム）	1	1.5	1.5		2	1.0	2.0		1	1.0	1.0		
	通級指導教室	4	0.25	1.0						4	0.25	1.0		
	通級指導執務室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	多目的ルーム	-	-	-		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	観察ルームほか	-	-	-		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
管理諸室	校長室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	校務センター（職員室・事務室）	1	2.0	2.0		1	2.5	2.5		1	2.5	2.5		
	保健室	1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		
	印刷室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	職員更衣室・休憩室	2	0.5	1.0		2	0.5	1.0		2	0.5	1.0		
	放送室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	用務員室（給湯室）	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	会議室	1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		
	教育相談室	-	-	-		1	0.5	0.5		1	0.25	0.25		必要なサイズで確保
	配膳室	3	0.5	1.5		3	0.5	1.5		3	0.5	1.5		
校内支援	こころの教室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	校内教育フリールーム	-	-	-		1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		
	相談室	-	-	-		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	リソースルーム	-	-	-		1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		
その他諸室	国際教室(多目的スペース)	1	1.0	1.0		1	1.0	1.0		1	1.5	1.5	校内環境の向上のため 収納の拡充のため ★2	
	多目的ルーム	1	2.0	2.0		2	2.5	5.0		2	2.5	5.0		
		2	1.0	2.0		-	-	-		-	-	-		
	DEN	-	-	-		-	-	-		2	1.0	2.0		
	教材室	6	0.5	3.0		4	0.5	2.0		4	0.5	2.0		
	倉庫	2	0.25	0.5		-	-	-		6	0.25/0.5	2.0		
	防災備蓄倉庫	-	-	-		1	0.5	0.5		1	0.5	0.5		
	学校防災倉庫	-	-	-		-	-	-		1	1.0	1.0		
複合	PTA会議室・地域連携室	1	0.5	0.5		2	0.5	1.0		1	1.0	1.0		
	児童クラブ	2	1.0/0.5	1.5		1	2.0	2.0		2	2.0	4.0		

3. 施設計画

3-5. 平面ゾーニング計画



■ 平面計画コンセプト

- ①児童が集まる“場”を作る
- ②皆が関わり合う“輪”を作る
- ③多様性を尊重する“間”を作る

■ 平面計画の考え方

- ・教室内に十分な採光をとることができるよう考慮した配置とする。
- ・北校舎と南校舎を繋ぐ建物の中心に図書室、国際教室、吹抜を配置し、他学年とのふれあいの場を作る。
- ・各棟を廊下や渡り廊下でつなぎ、全体を回遊できる動線とする。
- ・吹き抜けやメイン階段（南校舎東側）、DENを中心に回遊性を持たせ、室を連続させることで一体性を持たせる。
- ・様々な児童の使用する教室を隔離せず、程よい距離を保って配置する。

3. 施設計画

3-6. 断面ゾーニング計画

■ 断面計画の考え方

【階高】

- ・天井高2.7m確保できる高さを設定する。
- ・北、西校舎への接続は、バリアフリーに配慮し、スロープ等を用いて階高の違いを解消する計画とする。

【屋根形状】

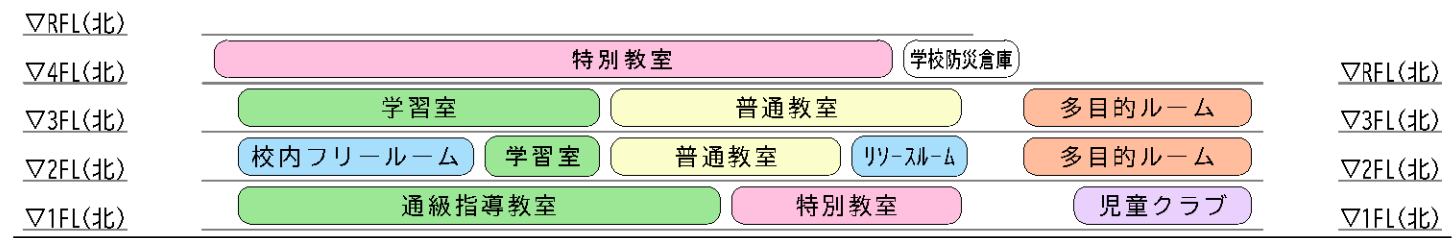
- ・メンテナンス性を考慮し、陸屋根とする。

【吹抜】

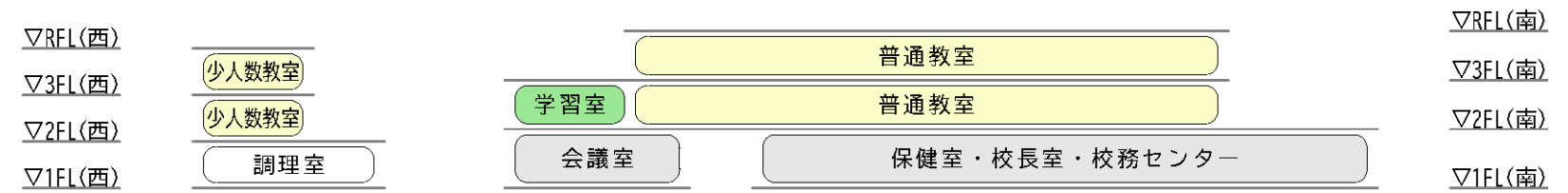
- ・トップライトを設け、校舎中心部への通風と採光に考慮した計画とする。
- ・吹抜に面する開口部は、転落防止対策を行う。

【その他】

- ・校務センター等の管理諸室を1階に配置し、教室は2階以上に配置することで明確なゾーニング計画とする。
- ・図工室は下階や周囲への騒音に配慮しつつ、全学年が使用するためアクセスしやすい1階に配置する。
- ・理科室、家庭科室は高学年のみが使用するため、4階に配置する。
- ・音楽室は2～6年が使用するが、周囲への音の影響を考慮し、4階に配置する。
- ・図書室（メディアセンター）は、児童のふれあい、交流の場となるよう、教室数の多い2階に配置する。
- ・外部の人も利用する地域連携室や保護者が送迎する児童クラブは1階に配置し、外部からのアクセスに配慮する。
- ・頻繁に利用するメインの階段（南東）は吹抜に面し、開放感のある空間とする。



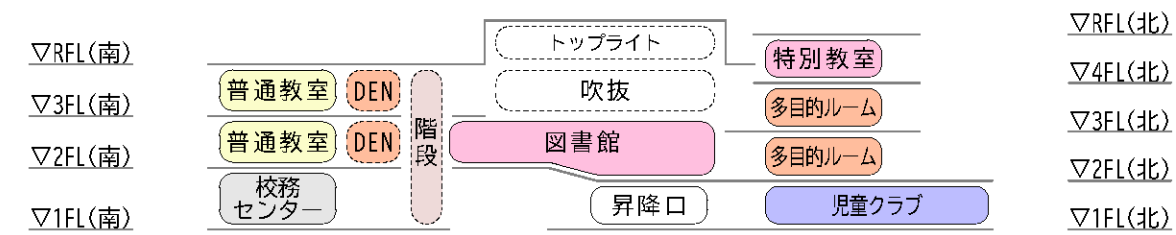
A-A 断面概略図



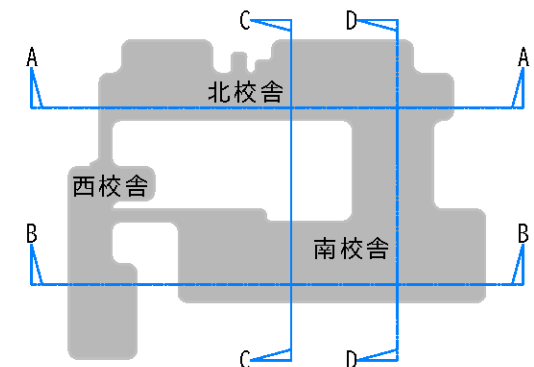
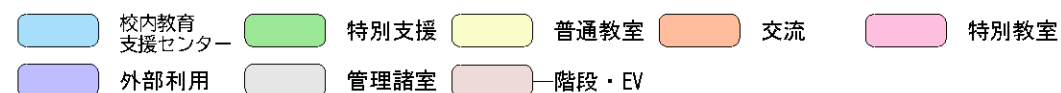
B-B 断面概略図



C-C 断面概略図



D-D 断面概略図



3. 施設計画

3-7. 環境負荷低減（長寿命化メニュー・ZEB）

北校舎は45年の築年数を経ており、老朽化した建物と言えます。そこで、改築される南校舎と共に将来にわたって長く使い続けるために、単に物理的な不具合を直すだけでなく、機能や性能を現在の学校に求められている水準まで引き上げる長寿命化改修を行います。

また、改築する南棟校舎においても、環境負荷低減計画リストについて、配慮した計画とします。

主に下記項目について、現地調査、既存図面、その他資料を確認し、改修内容を精査します。

- ①躯体の老朽化対策
- ②外壁・屋上の老朽化対策
- ③設備の老朽化対策
- ④環境に配慮した改修
- ⑤多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境への改修
- ⑥現行法規に適合させる改修

■長寿命化改修について

既存校舎の長寿命化リストと新棟の環境負荷低減計画リストについて、採用要否を検討していきます。

【建 築】

番号	メニュー	具体的手法	検討結果		備考
			既存改修	新棟新築	
1	建物の長寿命化	鉄筋腐食対策工法、中性化対策	○	-	
		外壁補修（ひび割れ、浮き、爆裂等）	○	-	
		非構造部材対策	○	○	
		屋上防水改修	○	-	
2	高断熱・高気密化	屋根断熱（外断熱）＋外壁断熱（外断熱）	×	×	
		屋根断熱（内断熱）＋外壁断熱（内断熱）	○	○	
		2重サッシ（防音＋断熱）	×	×	
		気密サッシ	×	×	
		ペアガラス（Low-e）	○	○	
3	日射遮蔽	バルコニー・庇	×	○	
		ルーバー	×	○	南校舎：南側、図書室：東西側
		壁面緑化	×	×	
4	自然採光利用	トップライト	×	×	
		ハイサイドライト	×	○	図書室上部
		ライトシェルフ	×	×	
5	学習に適した音環境	遮音性能の向上	○	○	トイレ
		吸音性能の向上	○	○	教室天井材
6	自然換気	自然換気システム	○	○	
		換気スリット	×	×	
7	ヒートアイランド	屋上緑化	×	×	
		芝生化（中庭・校庭）	×	×	
		透水性舗装	○	○	
8	自然共生	植栽	○	○	
		菜園、畑	○	○	
		ビオトープ	×	×	
9	CO2の固定化	内装の木質化	○	○	
		家具の木質化	○	○	
10	資源リサイクル	リサイクル建材の利用	○	○	
11	既存不適格、不適合	建築基準法	○	○	
		消防法	○	○	
		バリアフリー	○	○	

■ZEBについて

- 既存校舎は「ZEB-ready」、新築校舎は創エネを加えた「Nearly-ZEB」を目指し、検討及び設計します。創エネは太陽光発電を行い、容量は50kw程度とします。特定負荷として蓄電池を計画します。

※1_NearlyZEB…エネルギー削減率が75%以上(省エネ50%＋創エネ25%)となる建物

※2_ZEBReady…エネルギー削減率が50%以上(省エネのみ)となる建物

【検討項目】

- ・建築：外皮計算
…高性能断熱/断熱窓/庇、ルーバーによる日射コントロール/自然換気システム
- ・電気：照明計画
…照明制御(在室感知/明るさ検知/タイムスケジュール)
- ・機械：空調計画
…高効率型空調機/調湿外気処理機/高機能型全熱交換機

【電気設備】

番号	メニュー	具体的手法	検討結果		備考
			既存改修	新棟新築	
1	太陽光発電	建物屋上（若しくは屋根）部分に設置	×	○	
		蓄電池設置	×	○	
2	照明点滅制御用人感センサー	教室の窓側、便所に設置	○	○	
3	照明器具のLED化	全館対応とする	○	○	
4	トップランナー変圧器	高効率変圧器の設置により無負荷電力削減	○	○	
5	電力監視	デマンド監視装置設置(手動操作による停止操作)	×	×	
6	昼光センサーによる照明点滅制御	職員室等の非教室部分に設置	○	○	
		教室に設置	○	○	
7	共用照明のリモコン制御	集中制御監視による無駄の監視	○	○	
8	風力発電	太陽光発電＋風力の外灯等	×	×	
9	見える化	太陽光発電量の表示	×	○	
10	受変電設備	改築校舎受変電設備との集約化	○	○	
11	盤類	電灯盤、動力盤、端子盤等の更新	○	○	
12	機器等	スイッチ、コンセント、弱電機器（消防用設備を含む。）等の更新	○※	○	※西校舎は再利用
13	配線		○	○	

■機械設備

番号	メニュー	具体的手法	検討結果		備考
			既存改修	新棟新築	
1	雨水利用（便所洗浄水）	屋上の雨水を貯留し中水として便所洗浄に利用	×	×	
2	雨水利用（散水）	樋の雨水を簡易に貯留し植栽への散水として利用	×	×	
		濾過、殺菌を行い校庭散水として利用	×	×	
3	井水利用	地下水をくみ上げ非常時に利用	×	×	※防災担当課にて順次対応予定
4	地中熱利用	ヒートチューブによる熱交換換気を行う	×	×	
5	省エネ型設備	節水型衛生器具の使用	○	○	
		自動水栓の使用	○	○	
		トイレの換気発停を照明連動、又は人感センサーを用いる	×	×	
6	空調設備	温室化係数の少ない冷媒R32の使用	○	○	
		高効率機器の使用	○	○	
		集中リモコンによる運転・温度等の監視と制御	○	○	
7	換気設備	全熱交換機型換気扇による空調負荷低減	○	○	
		CO2センサーによる換気機器の制御	×	×	
8	将来対応	トイレの床上配管による更新時の工事の省力化	×	×	
		PSを近接して設置し豎管共有に対応	×	×	

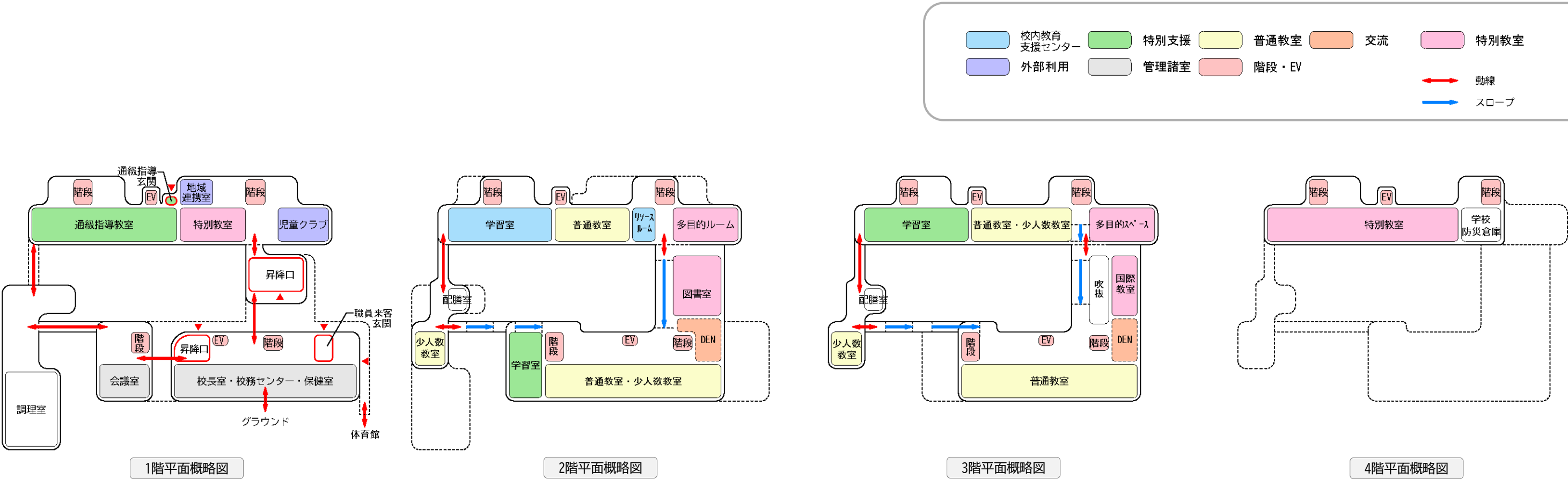
4. 動線・バリアフリー計画

4-1. 外部動線計画

①登下校時	②授業中/来客対応	③食材搬出入時
【動線計画】 児童・職員（歩行者）：北門、東門及び南門を利用 送迎：東門を利用 ○歩行者の基本動線として、北門、東門から南校舎-北校舎間通路、南門から南校舎ピロティを利用する。 ○車両門は東門のみとする。 （東門は車両門と歩行者門を明確に分けて計画する）	【動線計画】 来校者（歩行者）：東門を利用 来校者（車両）：東門を利用 ○歩行者基本動線として、東門から南校舎職員来客玄関を利用する。 ○車両門は東門のみとする。 （東門は車両門と歩行者門を明確に分けて計画する）	【動線計画】 給食車両：南西門を利用 ○給食車両門は南西門のみとする。
【備考】 ○車椅子利用者は南・北校舎昇降口から、EVを利用し上階へ上がる。 ○通級指導教室は北校舎1階に配置し、北校舎北側の専用玄関よりアクセスする。	【備考】 ○地域開放エリアは北校舎1階に配置する。 ○車椅子利用者は南・北校舎昇降口から、EVを利用し上階へ上がる。	【備考】 ○西校舎内給食室へ給食車両のアプローチは南西門を利用する。

4. 動線・バリアフリー計画

4-2. 内部動線計画



【概要】

- ・校舎内の上下移動は北校舎、南校舎の4つの屋内階段が主要となる。
- ・車椅子利用者は北校舎、南校舎内のそれぞれのEVを利用し、上階へ上がる。
- ・既存校舎への接続：
2～3階については、北・西校舎より南校舎の床レベルが高いため、各通路や渡り廊下にてスロープで高さを調整する。

【昇降口】

- ・職員、来客は南校舎東側の専用玄関を利用する。校長室、校務センター、事務室へのアクセスが容易である。
- ・児童クラブを北校舎1階に配置し、アクセスを容易としている。
- ・地域連携室や児童クラブの利用者は北校舎昇降口を利用する。
- ・通級指導教室の児童に配慮し、専用の玄関を設ける。

【屋上】

- ・児童は原則、屋上に入出入りできない計画とする。
- ・メンテナンス等を行う場合を考慮した計画とする。

【移動教室等】

- ・吹抜でつながる図書室や国際教室、DENは児童のふれあいの場や居場所となるよう、普通教室の多い2、3階に配置する。
- ・図工室は全学年が使用するためアクセスしやすい1階に配置する。
- ・理科室、家庭科室は高学年のみが使用するため、4階に配置する。
- ・音楽室は2～6年が使用するが、周囲への音の影響を考慮し、4階に配置する。
- ・移動の際、メイン動線となる南校舎の東側階段はゆとりのある空間とする。
- ・トイレは混みあわないよう、配置及び個数を計画する。

【その他】

- ・校務センター、保健室、校長室は直接グラウンドと行き来が可能とする。

4. 動線・バリアフリー計画

4-3. バリアフリー計画

○昇降機設備計画

【方針】

- ・南校舎にエレベーターは1機整備するものとし、一般利用とする。
- ・北校舎はエレベーター棟を設置し、一般利用とする。
- ・車椅子利用者が乗降できる内法寸法とする。
- ・将来的に利用できるよう、配膳ワゴン（W960×D660×H830）1台と運搬担当が乗降利用できる内法寸法とする。

【仕様】：15人乗り

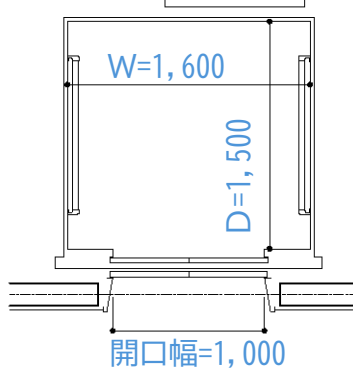
○各種寸法

昇降路内法：W2360×D2000（北校舎/S造）
：W2300×D2000（南校舎/RC造）

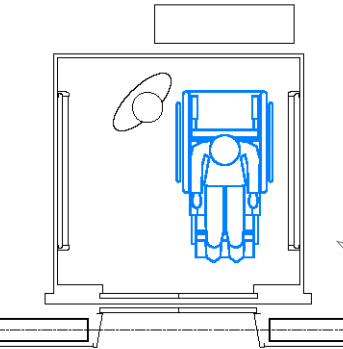
ルーム内寸法：W1600×D1500

出入口寸法：W1000/H2100 ※車椅子対応仕様とする。

15人乗り

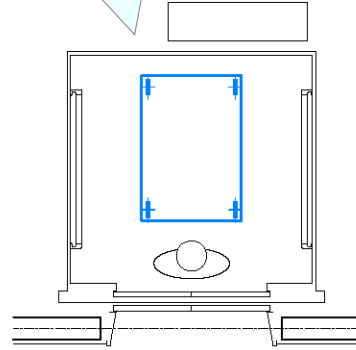


南校舎エレベーター内昇降路寸図



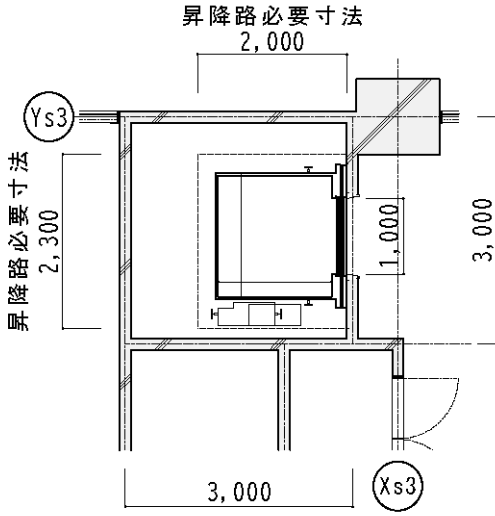
車椅子使用者乗降時

配膳ワゴン
サイズ
W=960
D=660
H=830

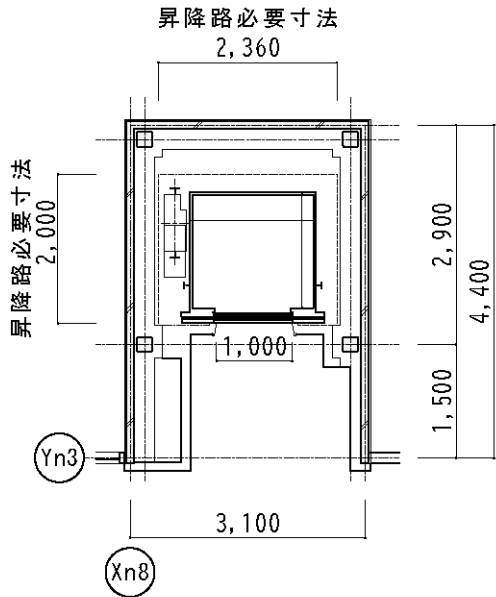


給食配膳ワゴン乗降時

車椅子(乗車時)
サイズ
W=650程度
D=1,200程度
H=1,200程度



南校舎エレベーター内昇降路寸図



北校舎エレベーター内昇降路寸図

○トイレ計画

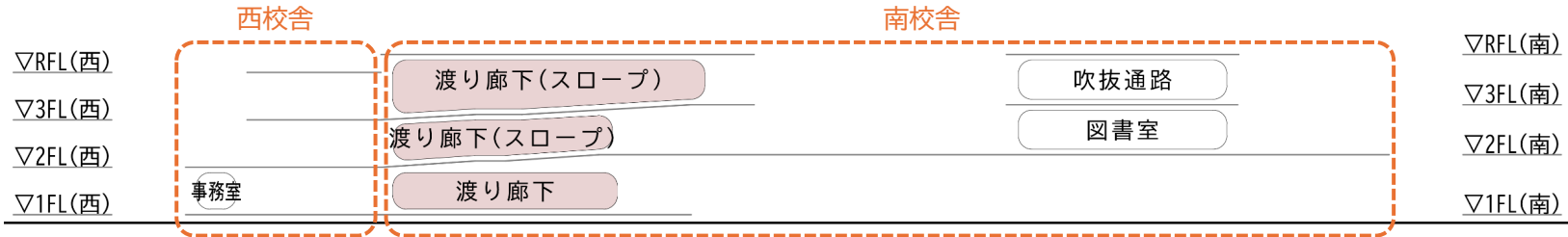
【方針】

- ・多目的トイレは北校舎と南校舎の1階に1箇所ずつ配置する。車椅子利用者対応のほかオストメイトやベビーチェア、大型介助ベッドも有し、多目的に対応できる仕様とする。
- ・車いす対応トイレは、各階に1箇所ずつ配置する。廊下から直接入れる仕様とし、出入口付近や内部に十分なスペースを確保する。
- ・ジェンダーレストイレは児童の多い南校舎の2、3階に配置する。入口が廊下から見えないように配慮するとともに、男女トイレのどちらからも入りやすい位置とする。
- ・肢体不自由児童用として、各階に余裕のあるサイズのトイレブースを設ける。
- ・多数のトイレに機能を分散することによって、一部のトイレが混雑することを避ける計画とする。

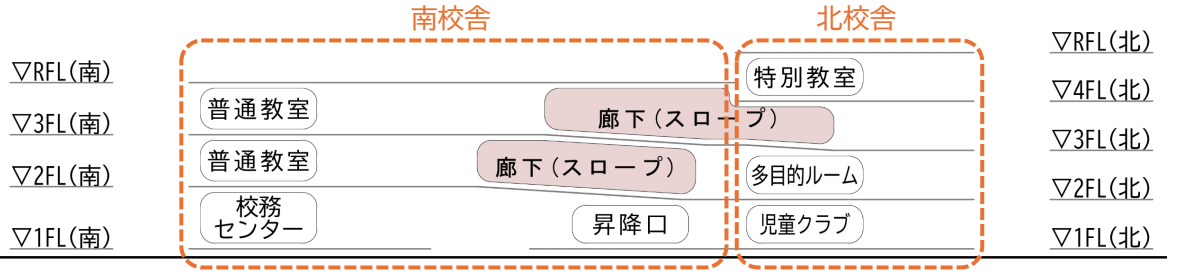
○校舎間接続計画

【方針】

- ・既存北校舎・西校舎と南校舎間で生じる床の段差については、スロープにて解消する。
- ・西校舎⇄南校舎は1～3階で接続し、北校舎⇄南校舎は2～3階で接続する。



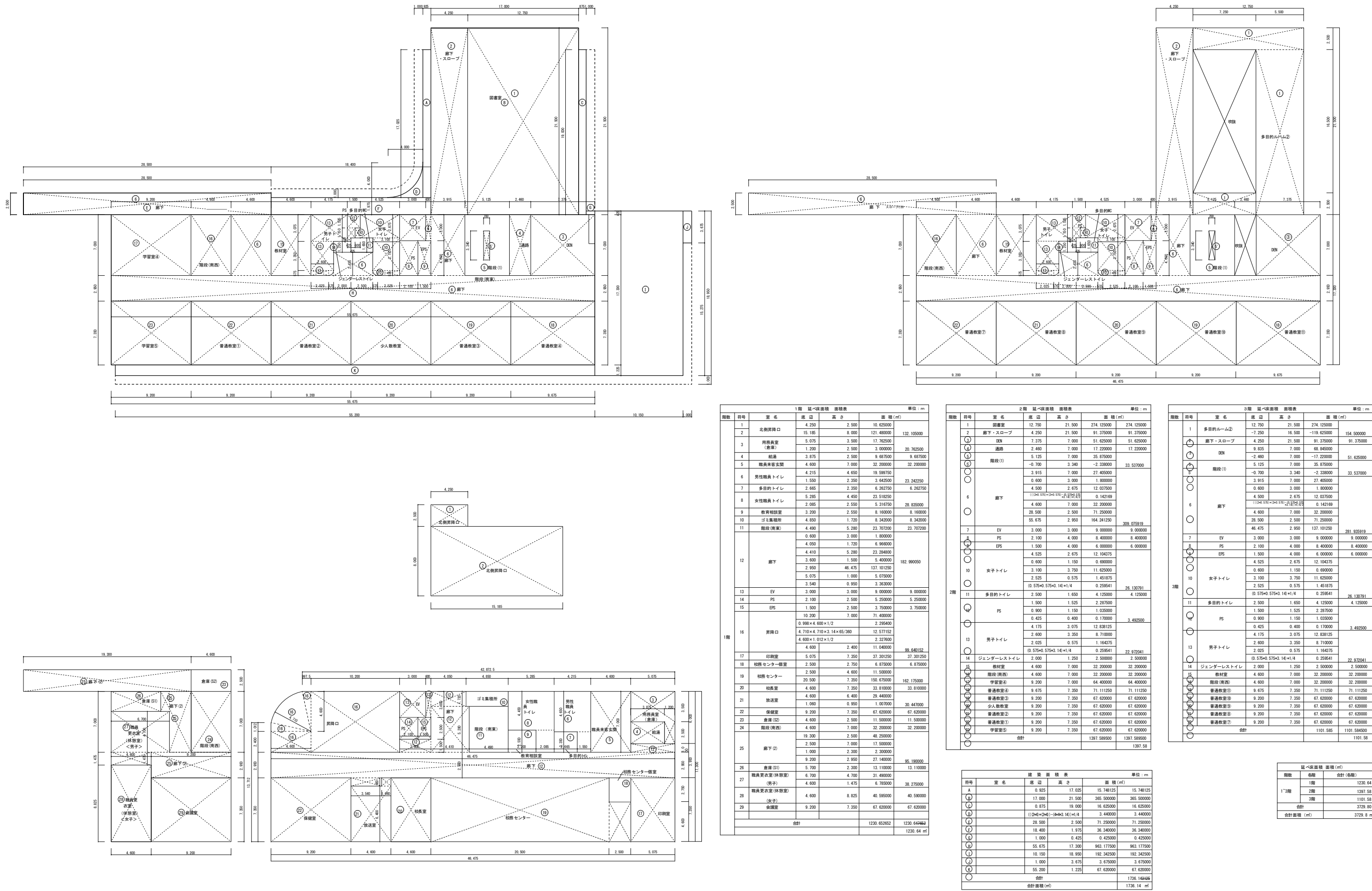
西校舎⇄南校舎断面図



南校舎⇄北校舎断面図

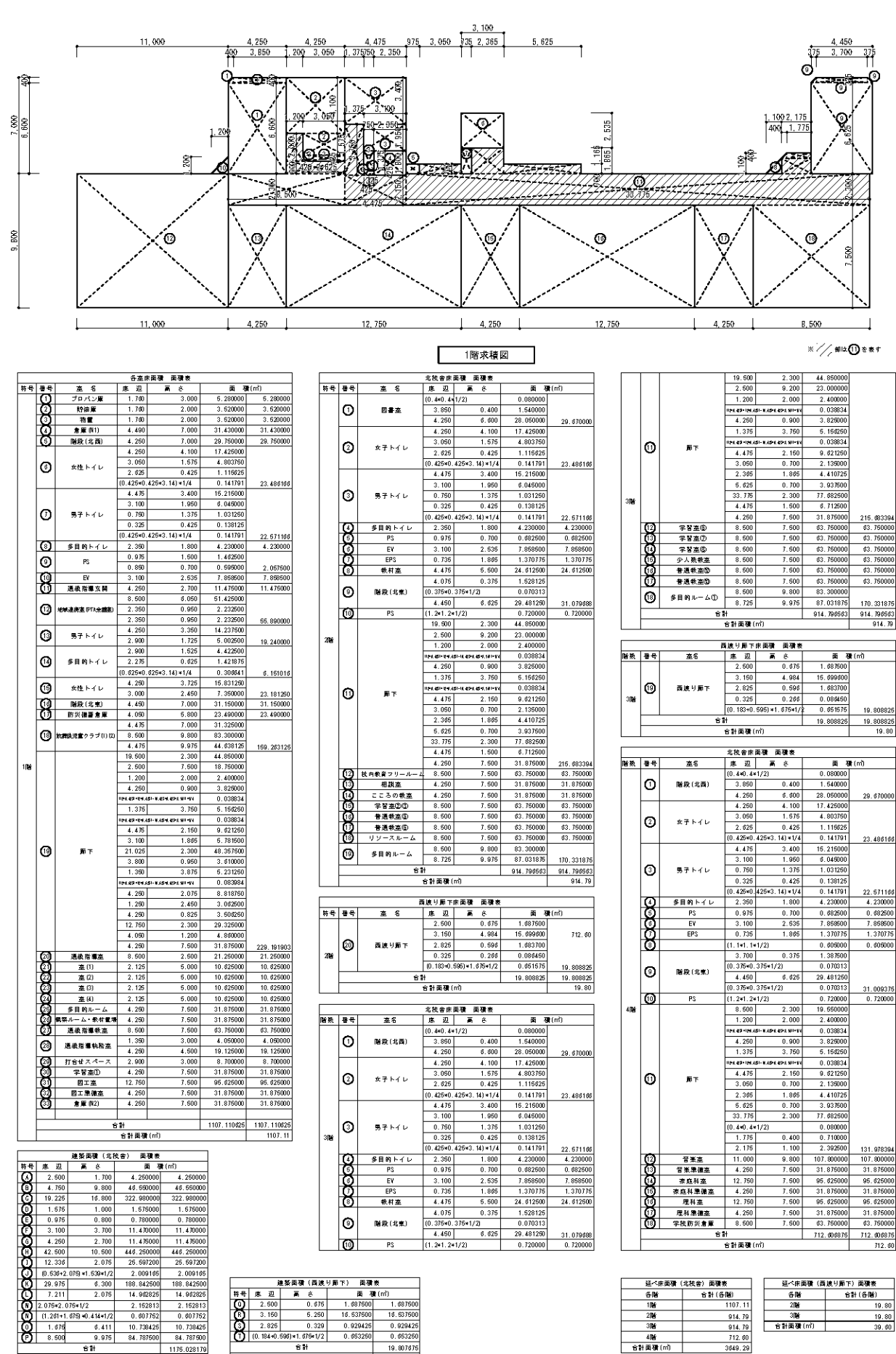
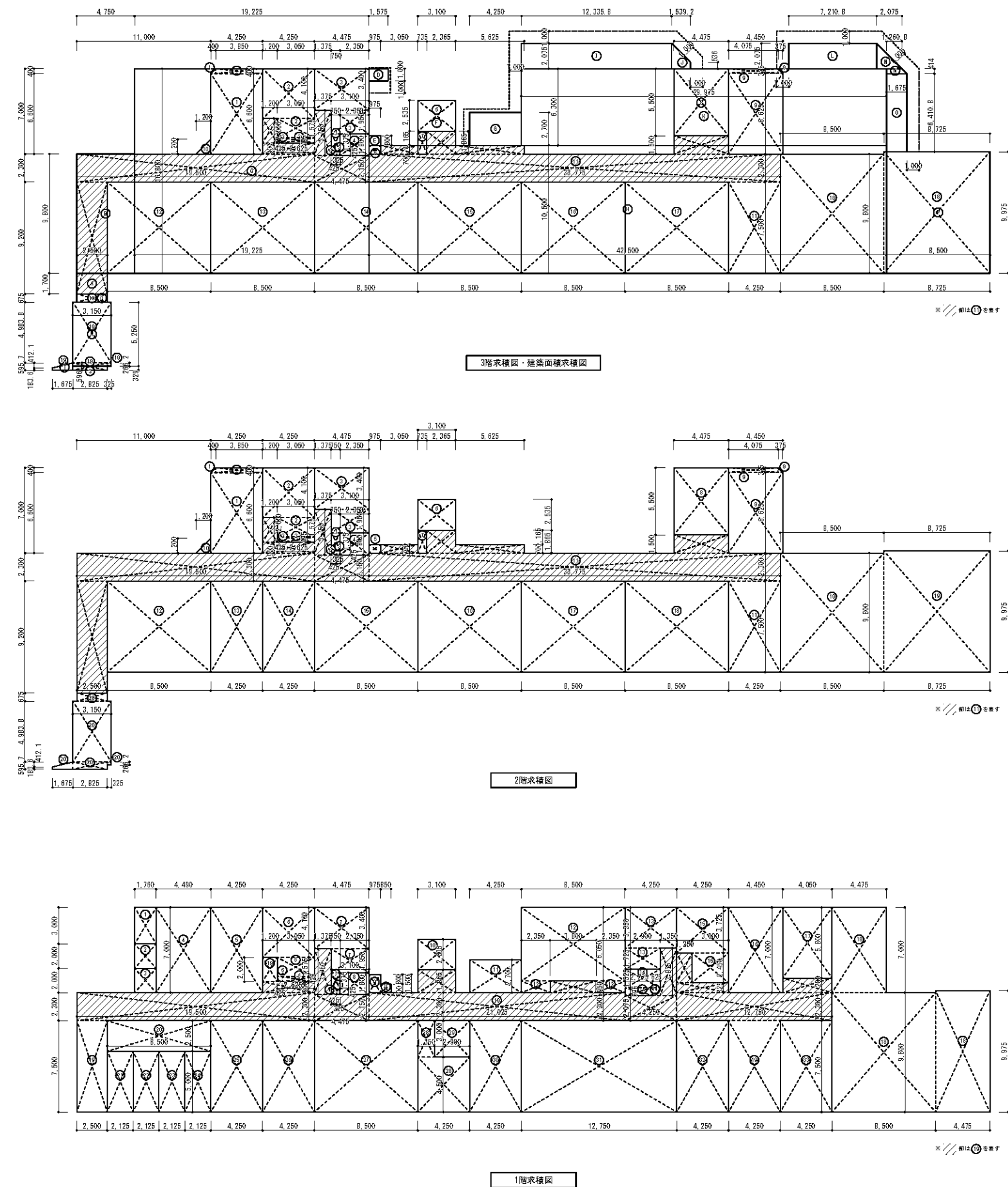
5. 基本設計図

5-1. 面積表・求積図【南校舎】



5. 基本設計図

5-1. 面積表・求積図【北校舎】



5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■南校舎-外部仕上表

部位	仕様	備考
屋上	アスファルト防水+スタイロフォームt35 +保護コンクリートt80	
庇・パラペット天端	ウレタン塗膜防水	
外壁	コンクリート打放し補修 無機質系浸透撥水材 コンクリート打放し補修 外装薄塗材	
軒天	コンクリート打放し補修 無機質系浸透撥水材 軽量鉄骨下地+ケイカル板 外装薄塗材E	
ルーバー	押出成形セメント板t60	
犬走	コンクリート打放し モルタル金コテ	
建具	アルミ製建具、鋼製建具	
ガラス	Low-E複層ガラス(空気層6mm)	
バルコニー	ウレタン塗膜防水	

■西校舎-外部仕上表

部位		仕様		備考
		改修前	改修後	
屋上	屋上	アスファルト防水保護コンクリート仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
		アスファルト防水露出仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
	パラペット	コンクリート打放の上、吹付タイル	ウレタン塗膜防水【新設】	
庇	屋根	アスファルト防水保護コンクリート仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
	パラペット	コンクリート打放の上、吹付タイル	ウレタン塗膜防水【新設】	
	軒天	コンクリート打放の上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
外壁	外壁	コンクリート打放しの上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
バルコニー	平場	モルタル金コテ仕上	ウレタン塗膜防水【新設】	
	軒天	コンクリート打放の上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
犬走		コンクリート打放し補修 モルタル金コテ	【存置】	
建具		アルミ製建具	【存置】	
		鋼製建具	DP【再塗装】	
ガラス		学校強化ガラスt4/型板強化ガラスt4	【存置】	

■北校舎-外部仕上表

部位		仕様		備考
		改修前	改修後	
屋上	屋上	アスファルト防水保護コンクリート仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
		塩ビシート防水機械式固定工法	【存置】	(2022年改修済み)
		アスファルト防水露出仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
	パラペット	ウレタン塗膜防水	ウレタン塗膜防水【新設】	(2022年改修済み)
	塔屋	アスファルト防水保護コンクリート仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
庇	屋根	アスファルト防水保護コンクリート仕上	加熱型改質アス塗膜防水【新設】	
	パラペット	コンクリート打放の上、吹付タイル	ウレタン塗膜防水【新設】	
	軒天	コンクリート打放の上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
外壁	外壁	コンクリート打放しの上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
バルコニー	平場	モルタル金コテ仕上	ウレタン塗膜防水【新設】	
	軒天	コンクリート打放の上、吹付タイル	可とう形改修塗材【再塗装】	
ピロティ	床	モルタル金コテ仕上	室内に改修	
	軒天	軽量鉄骨下地+フレキシブルボード EP塗装	室内に改修	
犬走		コンクリート打放し補修 モルタル金コテ	【存置】	
建具		アルミ製建具、鋼製建具	カバー工法【改修】	
ガラス		フロート板ガラス	Low-E複層ガラス(空気層6mm)	

■外構仕上表

部位	仕様	備考
校舎周辺	通路部:浸水性カラーアスファルト舗装	(車両対応)
	他:透水性アスファルト舗装	(車両対応)
中庭	インターロッキング舗装	
	一部人工木デッキ	
ピロティ	磁器質タイル舗装	
	ゴムチップ舗装	
	コンクリート金コテ舗装	
スロープ	磁器質タイル舗装(防滑)	
駐車場	透水性アスファルト舗装	

5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■南校舎-内部仕上表

●:新設(○:既存(ボート)) ×:撤去 -:無し

階	室名	床	壁		天井		黒板 白板	掲 示 板	背 面 棚	可 動 棚	カーテン (レール)	その他家具 ()内は備品又は設備
		床	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上	天井高さ						
共通	普通教室	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	●	●	●	教師用収納、掃除具入れ
	学習室(A・Cタイプ)	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	●※	●※	●	教師用収納、掃除具入れ ※Aタイプのみ
	少人数教室(児童更衣室)	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	●		●	教師用書架、掃除具入れ
1	昇降口	たたき:磁器質タイル ビニル床シート	磁器質タイル 木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	南:3000 北:2600		●				下足入れ (傘立て)
	職員玄関	たたき:磁器質タイル ビニル床シート	磁器質タイル 木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700		●				下足入れ (傘立て)
	用務員室(倉庫)	ビニル床シート	ビニル	石膏ボード EP塗装	化粧石膏ボード	2500					●	スチール棚、戸棚
	給湯室	ビニル床シート(抗菌・防汚)	ビニル	ケイカル板 EP塗装	ケイカル板 EP塗装	2500						流し台 (給湯機、レンジフード)
	教育相談室	ビニル床シート	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2500		●				(テーブル、椅子)
	印刷室	ビニル床シート	ビニル	石膏ボード EP塗装	化粧吸音石膏ボード	2700					●	スチール棚 (作業台、丸椅子)
	校務センター	OAフロア +ビニル床タイル(帯電防止)	ビニル	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	○	●		●	●	スチール棚 (デスク、椅子、作業テーブル、手洗器、総合盤)
	校長室	複合フローリング	木製	化粧ケイカル板	化粧吸音石膏ボード	2700	○	●			●	システム戸棚 (デスク、椅子、ソファセット、センターテーブル、手洗器)
	放送室	タイルカーペット	木製	有孔シナ合板(グラスウール充填)	石膏ボード+岩綿吸音板	2500	○				●	(デスク、椅子、スクリーン)
	保健室	複合フローリング 一部ビニル床シート(抗菌防汚)	木製	石膏ボード EP塗装	化粧吸音石膏ボード	2700		●			●	収納ベッド、布団棚、薬品棚、ステンル製流し、AED収納、 担架収納、掃除具入れ
	会議室	ビニル床シート	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	○	●		●	●	(長テーブル、椅子)
	職員更衣室(休憩室)	ビニル床シート	ビニル	石膏ボード EP塗装	化粧吸音石膏ボード	2500					●	(手洗器、ロッカー)
	消火ポンプ室	モルタル金コテ	珧珧金コテ	モルタル金コテ	コンクリート打放仕上	---						
	ゴミ集積所	モルタル金コテ	珧珧金コテ	モルタル金コテ	コンクリート打放仕上	---						
2	図書室・学習コーナー	複合フローリング	木製	シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	---	○	●			●	書架、カクタ、テーブル、椅子、ベンチ、読み聞かせスペース (平面レイアウト参照)
3	多目的ルーム(国際教室)	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2700	○	●			●	机、椅子、可動PT、書架
その他	廊下	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	1F: 2700 2・3F: 2500						
	DEN	複合フローリング	木製	腰上: 石膏ボード EP塗装 腰壁: シナ合板 CL塗装	化粧吸音石膏ボード	2500						
	階段(南西)-RC造	ビニル床シート	ビニル	モルタル金コテ EP塗装	段裏: 最上階: 化粧石膏ボード	---						
	階段(南東)-鉄骨造	複合フローリング	珧珧EP塗装	---	---	---						
	トイレ・多目的トイレ・職員トイレ	ビニル床シート(超防汚性)	床巻上	ケイカル板 EP塗装	ケイカル板 EP塗装	2500						
	教材室	ビニル床シート	ビニル	石膏ボード EP塗装	化粧石膏ボード	2500						
	西-南校舎 渡り廊下	ビニル床シート(超防汚性)	ビニル	石膏ボード EP塗装	化粧吸音石膏ボード	1F: 2700 2・3F: 2500						

5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■北校舎-内部仕上表

●:新設(○木口ボード) ×:撤去 -:無し

階	室名		床	壁		天井		黒板 白板	掲 示 板	背 面 棚	可 動 棚	具 掃 入 除	カーテン	その他家具 ()内は備品又は設備
			床仕上げ	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上	天井高							
共通	既存	普通教室 学習室(特別支援学級)	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	×	×	×	
	改修後	普通教室 学習室(Aタイプ)	【研磨】、UC【再塗装】	木製	EP【再塗装】 腰壁:シナ合板 CL【新設】	→化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	●	●	●	●	教師用収納
		少人数教室						●	●	●	-	●	●	教師用収納
		学習室(Bタイプ)						●	●	-	-	●	●	教師用収納
	既存	教材室	ビニル床タイル	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	-	×	-	-	-	-	
	改修後		→ビニル床シート	ビニル	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	-	-	-	-	-	-	
	既存	廊下	ビニル床タイル	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け	2650	-	×	-	-	-	-	
	改修後		→複合フローリング	木製	EP【再塗装】	→化粧石膏ボード	//	-	-	-	-	-	-	
	既存	階段(北東・北西)	ビニル床タイル	モルタル金網	打放補修 吹付塗装	最上階:化粧石膏ボード 突付け 段 裏:リシン吹付 梁 型:吹付塗装	---	-	×	-	-	-	-	
	改修後		→ビニル床シート	EP【再塗装】	EP【再塗装】	最上階:化粧石膏ボード 段 裏:【再塗装】 梁 型:【再塗装】	---	-	-	-	-	-	-	
	既存	東側トイレ	ビニル床シート	ビニル	強化石膏ボード+ビニルクロス貼り	化粧石膏ボード	2400	-	-	-	-	-	-	
	改修後		→ビニル床シート(抗菌・防汚)	巻上幅木	→石膏ボード EP	→化粧ケイカル板	//	-	-	-	-	-	-	

5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■北校舎-内部仕上表

●:新設(○ホワイトボード) ×:撤去 -:無し

階	室名		床	壁		天井		黒板 白板	掲 示 板	背 面 棚	可 動 棚	具 掃 入 除	カーテン	その他家具 ()内は備品又は設備
			床仕上げ	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上	天井高							
1	既存	昇降口	人造人研ぎ（真鍮目地）	人造人研ぎ ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	2650	-	-	-	-	-	-	
	改修後	→地域連携室	→コンクリート嵩上げの上、 複合フローリング	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	-	-	-	-	-	●	書架
	既存	昇降口	人造人研ぎ（真鍮目地）	人造人研ぎ ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	2650	-	-	-	-	-	-	
	改修後	→防災備蓄倉庫	→コンクリート嵩上げの上、 ビニル床シート	→ビニル	EP【再塗装】	→化粧石膏ボード	2650	-	-	-	-	-	-	
	既存	図書室	ビニル床タイル	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	-	-	-	-	-	×	
	改修後	→図工室	→複合フローリング	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	-	-	-	-	-	●	
	既存	図工室	フローリングブロック 手洗前:ビニル床シート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	-	×	
	改修後	→通級指導教室	→ビニル製クッションフロア	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	-	-	-	-	●	教師用収納×4
	既存	図工室	フローリングブロック 手洗前:ビニル床シート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	-	×	
	改修後	→多目的ルーム	→ビニル製クッションフロア	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	-	-	-	-	●	教師用収納
	既存	図工準備室	フローリングブロック 手洗前:ビニル床シート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	-	×	
	改修後	→観察ルーム・教材置場	→複合フローリング	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	-	-	-	-	-	●	
	既存	放課後児童クラブ(1)(2)	フローリングブロック 手洗前:ビニル床シート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	-	×	
	改修後	→通級指導教室 (プレイルーム)	→ビニル製クッションフロア	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	3000	○	-	-	-	-	●	収納棚、ブランコ、防球フェンス
	既存	放課後児童クラブ(2)	フローリングブロック 手洗前:ビニル床シート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	-	×	
	改修後	→通級指導執務室	→複合フローリング	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	●	-	-	●	●	
	既存	ことばの教室(1)(2)	フローリングブロックの上 タイルカーペット【撤去】	ビニル	打放補修 吹付塗装 LGS壁:合板+ビニルクロス【撤去】	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	×	×	
	改修後	→放課後児童クラブ	【研磨】、UC【再塗装】	【既存のまま】	吹付面:EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	-	-	●	●	収納棚×2
	既存	ピロティ	---	---	---	---	---	/	/	/	/	/	/	
	改修後	→学習室①	コンクリート下地【新設】 +フローリングブロック【新設】	木製	モルタル金コテ EP塗装【新設】	LGS下地+化粧吸音石膏ボード【新設】	2700	●	●	-	-	●	●	
	既存	ブローアー室	モルタル金コテ	---	モルタル金コテ	モルタル金コテ	---	-	-	-	-	-	-	
		教材室	ビニル床タイル	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	-	×	-	-	-	-	
	改修後	→東側トイレ	→下地調整の上、 ビニル床シート(抗菌・防汚)	巻上幅木	→石膏ボード EP	→化粧ケイカル板	2650	-	-	-	-	-	-	
	既存							/	/	/	/	/	/	
	改修後	通級指導用玄関	磁器質タイル 複合フローリング	磁器質タイル 木製	モルタル金コテ EP	化粧吸音石膏ボード	2650	-	-	-	-	-	-	下足入れ(40名)、傘立て(40名)

5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■北校舎-内部仕上表

●:新設(○ホワイトボード) ×:撤去 -:無し

階	室名		床	壁		天井		黒板 白板	掲 示 板	背 面 棚	可 動 棚	具 掃 入 除	カーテン	その他家具 ()内は備品又は設備
			床仕上げ	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上	天井高							
2	既存	普通教室	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	×	×	×	
	改修後	→こころの教室 相談室	【既存のまま】	木製	EP【再塗装】 腰壁:シナ合板 CL【新設】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	●	●※	-	●	●	〈※2段教材・個人ロッカー〉 (パーティション、教師用机他)
	既存	普通教室	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	×	×	×	
	改修後	→リソースルーム	【既存のまま】	木製	EP【再塗装】 腰壁:シナ合板 CL【新設】	→化粧吸音石膏ボード	2700	●	●	-	-	●	●	(ロッカー、パーティション、教師用机、移動式ホワイトボード)
	既存	コンピューター室	フローリングブロックの上 乾式二重床+天然木フローリング	木製	壁:石膏ボード+ベニヤ+梁 腰壁:天然木化粧合板	天井:石膏ボード+ロックール化粧板 梁型:石膏ボード EP	3020	×	×	-	×	-	×※	
		PTA会議室	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装 前面:フッ合板+珪合板 吹付塗装 壁:石膏ボード EP塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	-	-	-	×	
3	改修後	→多目的ルーム	→複合フローリング	→木製	腰壁:腰壁:シナ合板 CL【新設】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	●	-	-	-	●	教師用収納
	既存	ランチルーム	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	×	×	
		児童会室	フローリングブロック	ビニル	打放補修 吹付塗装 前面:フッ合板+珪合板 吹付塗装 壁:石膏ボード EP塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	×	-	×	×	
	改修後	→多目的ルーム	【既存のまま】	→木製	腰壁:腰壁:シナ合板 CL【新設】	→化粧吸音石膏ボード	2700	○	●	-	-	-	●	教師用収納
	既存	教材室	ビニル床タイル	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	-	×	-	-	-	-	
	改修後	→廊下	→複合フローリング	→木製	EP【再塗装】	→化粧石膏ボード	2650	-	-	-	-	-	-	
4	既存	音楽室	フローリングブロック	ビニル	インシュレーションボード +有孔ベニヤ EP	化粧石膏ボード 突付け 梁型:インシュレーションボード+有孔ベニヤ	3000	×	×	-	-	-	×	
	改修後		【既存のまま】	→木製	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード 梁型:有孔ベニヤ EP【再塗装】	2750	○五線譜	●	-	-	●	●	教師用収納
	既存	家庭科室	リノリウム長尺シート 手洗前:長尺ビニルシート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	-	-	-	×	
	改修後		→ビニル床シート	→ビニル	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2750	○	●	-	-	●	●	教師用収納
	既存	第一理科室	ビニル床タイル 手洗前:長尺ビニルシート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	-	-	-	×	
	改修後	→理科室	→ビニル床シート	→ビニル	EP【再塗装】	→化粧吸音石膏ボード	2750	○	●	-	-	●	●	教師用収納
	既存	第二理科室	ビニル床タイル 手洗前:長尺ビニルシート	ビニル	打放補修 吹付塗装	化粧石膏ボード 突付け 梁型:吹付塗装	3000	×	×	-	-	-	×	
	改修後	→学校備蓄倉庫	→ビニル床シート	→ビニル	EP【再塗装】	→化粧石膏ボード	2750	-	-	-	-	-	-	

5. 基本設計図

5-2. 仕上表

■西校舎-内部仕上表

●:新設(○ホワイトボード) ×:撤去 -:無し

階	室名		床	壁	天井		室名札	黒板 白板	掲 示 板	用 具 入 掃 除	カーテン	その他家具 ()内は備品又は設備	
			床仕上げ	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上							天井高
1	既存	残菜処理室	コンクリート金コテ +長尺塩ビシートt2	床巻上	モルタル金コテ EP-T ケイカル板t8+t8 EP-T	LGS下地 ケイカル板t5 目透し EP インサート用あと施工アンカー φ9@900	2500	○	-	-	-	-	排水ピット、全埋込型消火器ボックス(SUS製) 床下点検口(600口防臭防水タイプ)
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
	既存	配膳室(2)	コンクリート金コテ +長尺塩ビシートt2	壁塗装色分	モルタル金コテ VE	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5 インサート用あと施工アンカー φ9@900	2800、3000	-	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	-	-	-	-	-	
	既存	事務室	織布積層ビニル床シートNCt2	ビニル幅木 H60	コンクリート打放し補修 ビニルクロス貼 ケイカル板t12(8+8) ビニルクロス貼	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	2650	○	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
	既存	休憩室	不織布積層印刷発泡ビニル床シートPF t2.3	ビニル幅木 H60	コンクリート打放し補修 ビニルクロス貼 ケイカル板t12(8+8) ビニルクロス貼 石膏ボードt12.5 ビニルクロス貼 (一部磁器質タイル)	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	2600	○	-	-	-	-	流し台L1050、吊戸棚L1050、H500、幕板
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
	既存	更衣室	織布積層ビニル床シートNCt2.5 (防滑)	ビニル幅木 H60	コンクリート打放し補修 ビニルクロス貼 ケイカル板t12(8+8) ビニルクロス貼 石膏ボードt12.5 ビニルクロス貼	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	2400	○	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
	既存	男女トイレ	織布積層ビニル床シートNCt2.5 (防滑)	ビニル幅木 H60	コンクリート打放し補修 ビニルクロス貼 石膏ボードt12.5 ビニルクロス	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	2400	-	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	-	-	-	-	-	
	既存	倉庫	コンクリート金コテ +ビニル床タイルt2	ビニル幅木 H60	モルタル金コテ EP-G LGS下地+ケイカル板t8+t8 EP-G	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5 インサート用あと施工アンカー φ9@900	2700	○	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
	既存	洗濯室	織布積層ビニル床シートNCt2.5 (防滑)	ビニル幅木 H60	コンクリート打放し補修 EP ケイカル板t12(8+8) EP	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	2400	○	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	○	-	-	-	-	
既存	廊下	コンクリート金コテ +ビニル床タイルt2	ビニル幅木 H60	モルタル金コテ EP-G LGS下地+ケイカル板t8+t8 EP-G	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5 インサート用あと施工アンカー φ9@900	2750	-	-	-	-	-		
改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	-	-	-	-	-		
2・3	既存	学習室(3)	フローリング(ブロック t15 UC塗装 取合部:材質グレードM15*15	ビニル幅木 H100	モルタル金コテ EP-G 掲示板用クロス貼	LGS下地【存置】 化粧石膏ボードt9.5【撤去】 インサート用あと施工アンカー φ9@900【存置】	2F:2900 3F:3000	○	○	○	○	○	教師用戸棚・生徒用ロッカー・掃除用具入・落下防止手摺 スチール棚、スチールロッカー
	改修後	少人数教室	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	化粧有孔石膏ボードt9.5【新設】	〃	○	○	○	○	○	
	既存	配膳室	セルフパリング(セメント系) +長尺塩ビシート t2.0	ビニル幅木 H100	モルタル金コテ EP-T+EP-G	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5 インサート用あと施工アンカー φ9@900	2F:2850 3F:3000	-	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	〃	-	-	-	-	-	
	既存	廊下	セルフパリング(セメント系)+長尺塩ビシート t2 センターライン:600*100色分け	ビニル幅木 H100	モルタル金コテ EP-T+EP-G	LGS下地【存置】 化粧石膏ボードt9.5【撤去】 インサート用あと施工アンカー φ9@900【存置】	2750	-	-	-	-	-	姿見鏡、消火栓ボックス、スチール棚
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	化粧有孔石膏ボードt9.5【新設】	〃	-	-	-	-	-	

5. 基本設計図

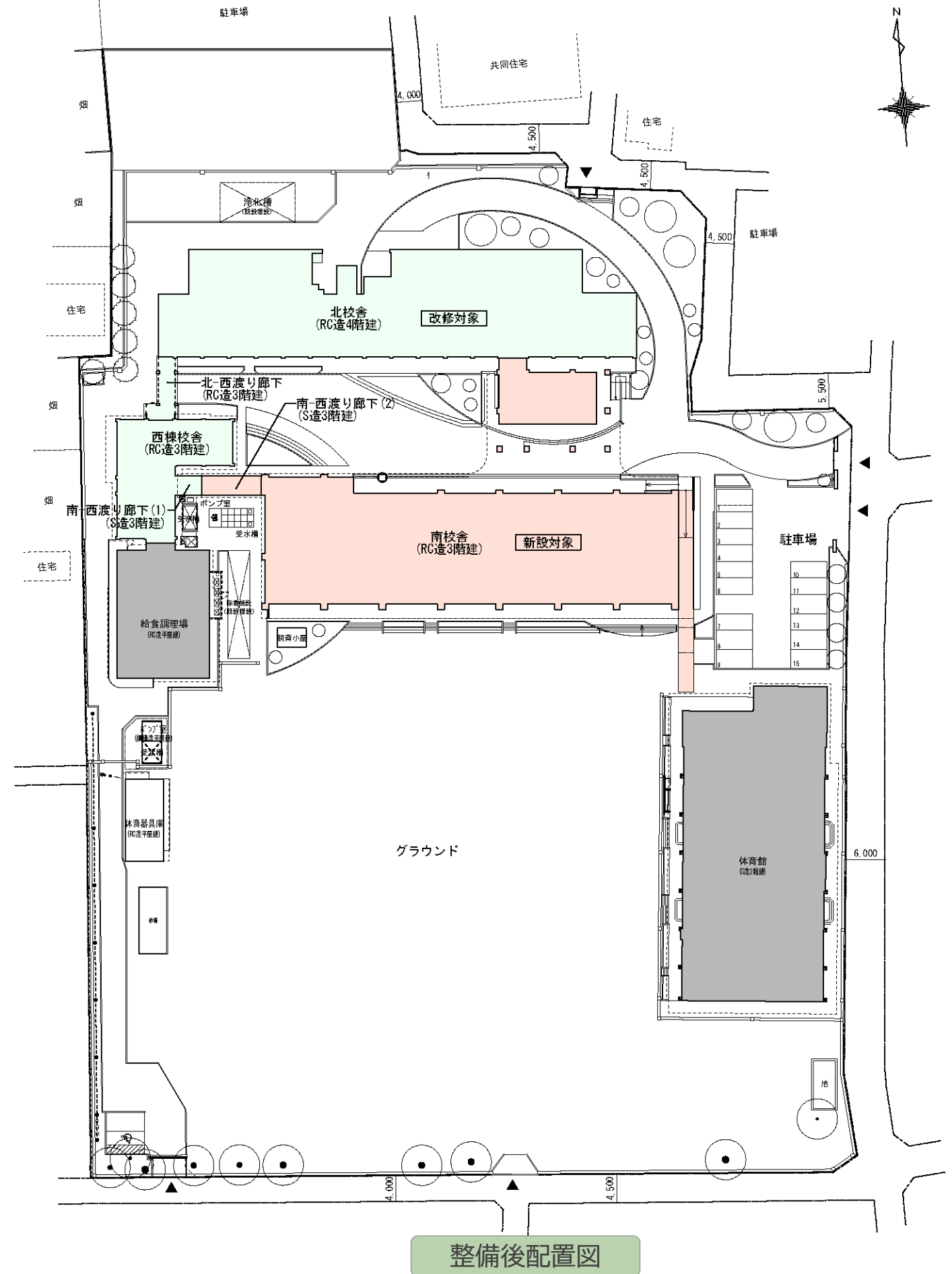
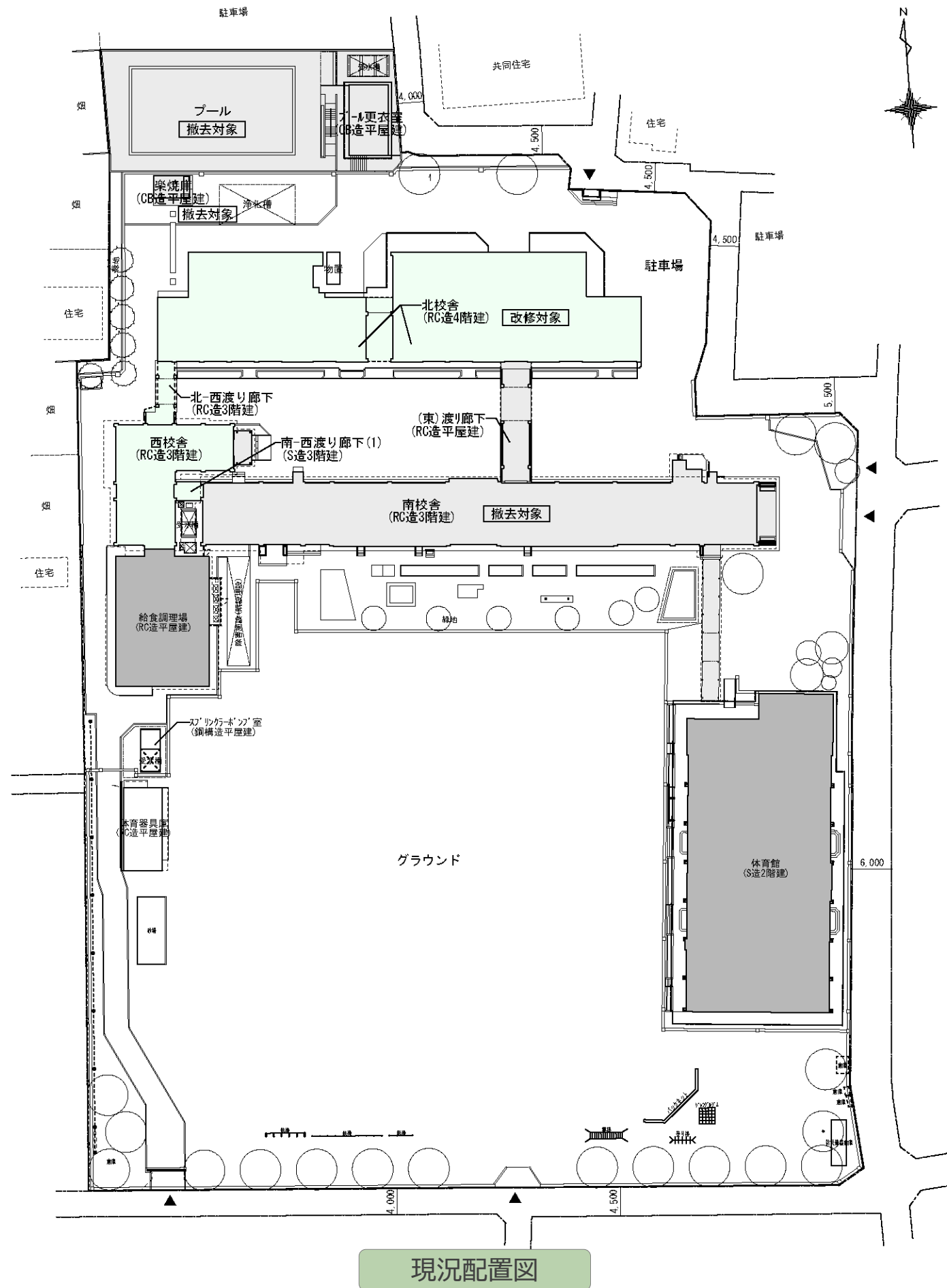
5-2. 仕上表

■渡り廊下-内部仕上表

階	室名		床	壁		天井		室名札	黒板 白板	掲 示 板	用 具 入 掃 除	カーテン	その他家具 ()内は備品又は設備
			床仕上げ	幅木	壁・柱型仕上	天井・梁型仕上	天井高						
渡り廊下	既存	西-南間 渡り廊下	珪藻土金網下地 長尺塩ビシート t2	ビニル幅木 H100	LGS下地 強化石膏ボード t15(継目処理工法) EP-T(トップ):EP-G	LGS下地 化粧石膏ボードt9.5	1F:2640 2,3F:2750	-	-	-	-	-	
	改修後		【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	【既存のまま】	//	-	-	-	-	-	
	既存	北-西間 渡り廊下	ビニル床タイル【撤去】	ビニル幅木 H100	打放補修 吹付塗装	LGS下地【存置】 化粧石膏ボードt9.5 突付け【撤去】	2750	-	-	-	-	-	
	改修後		複合フローリング【新設】	木製	EP【再塗装】	化粧有孔石膏ボードt9.5【新設】	//	-	-	-	-	-	

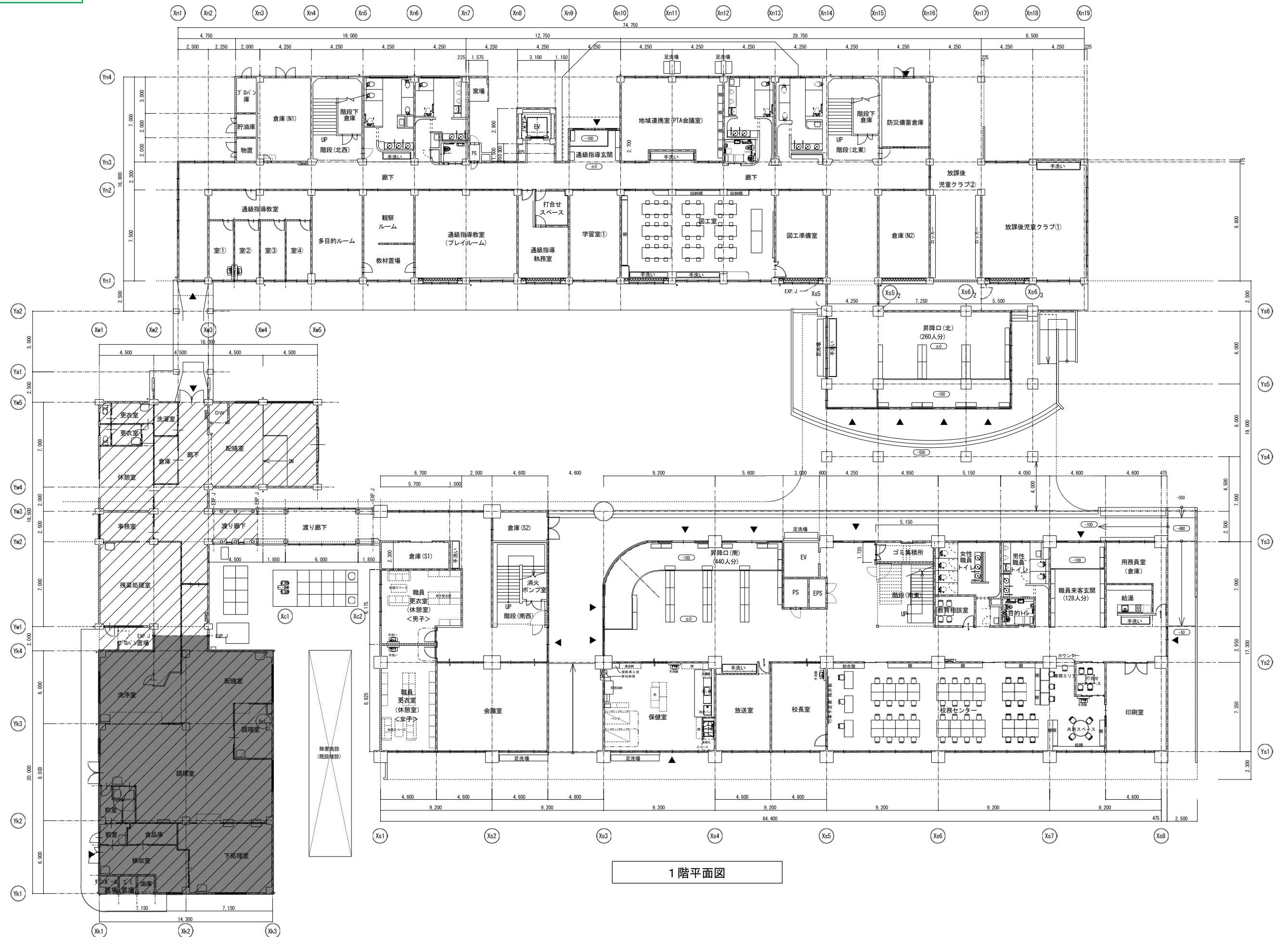
5. 基本設計図

5-3. 配置図



5. 基本設計図

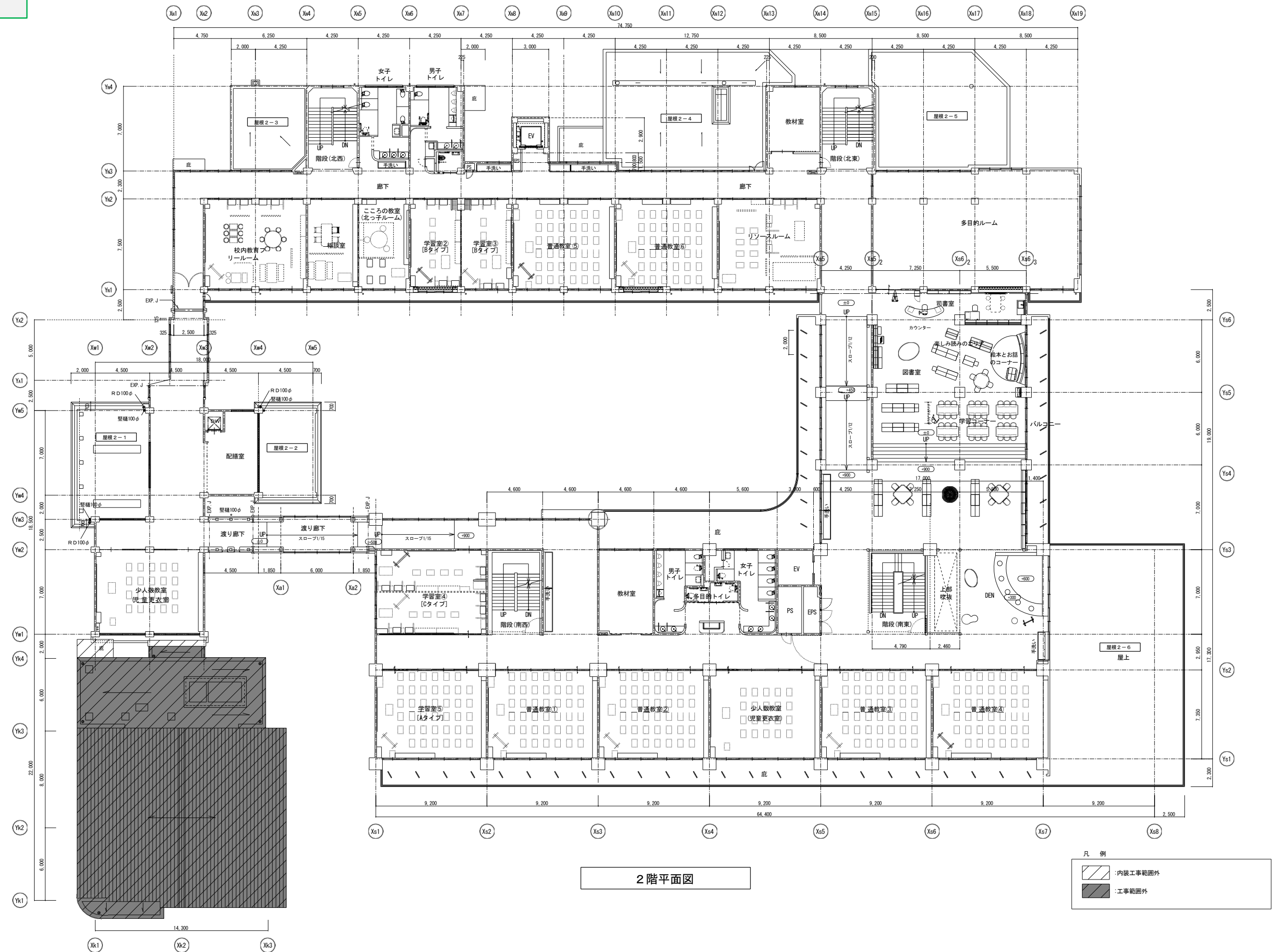
5-4. 平面図



1 階平面図

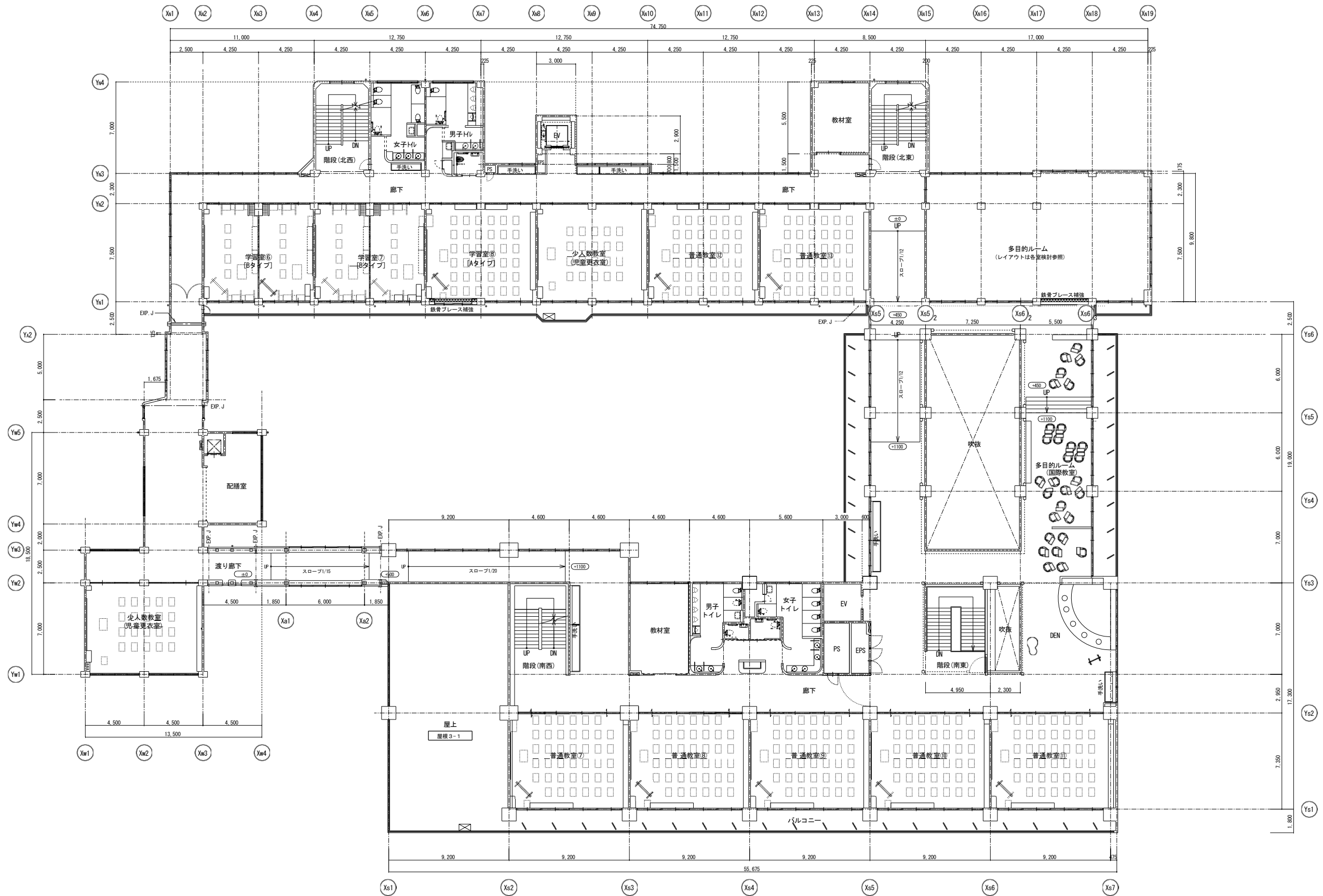
5. 基本設計図

5-4. 平面図



5. 基本設計図

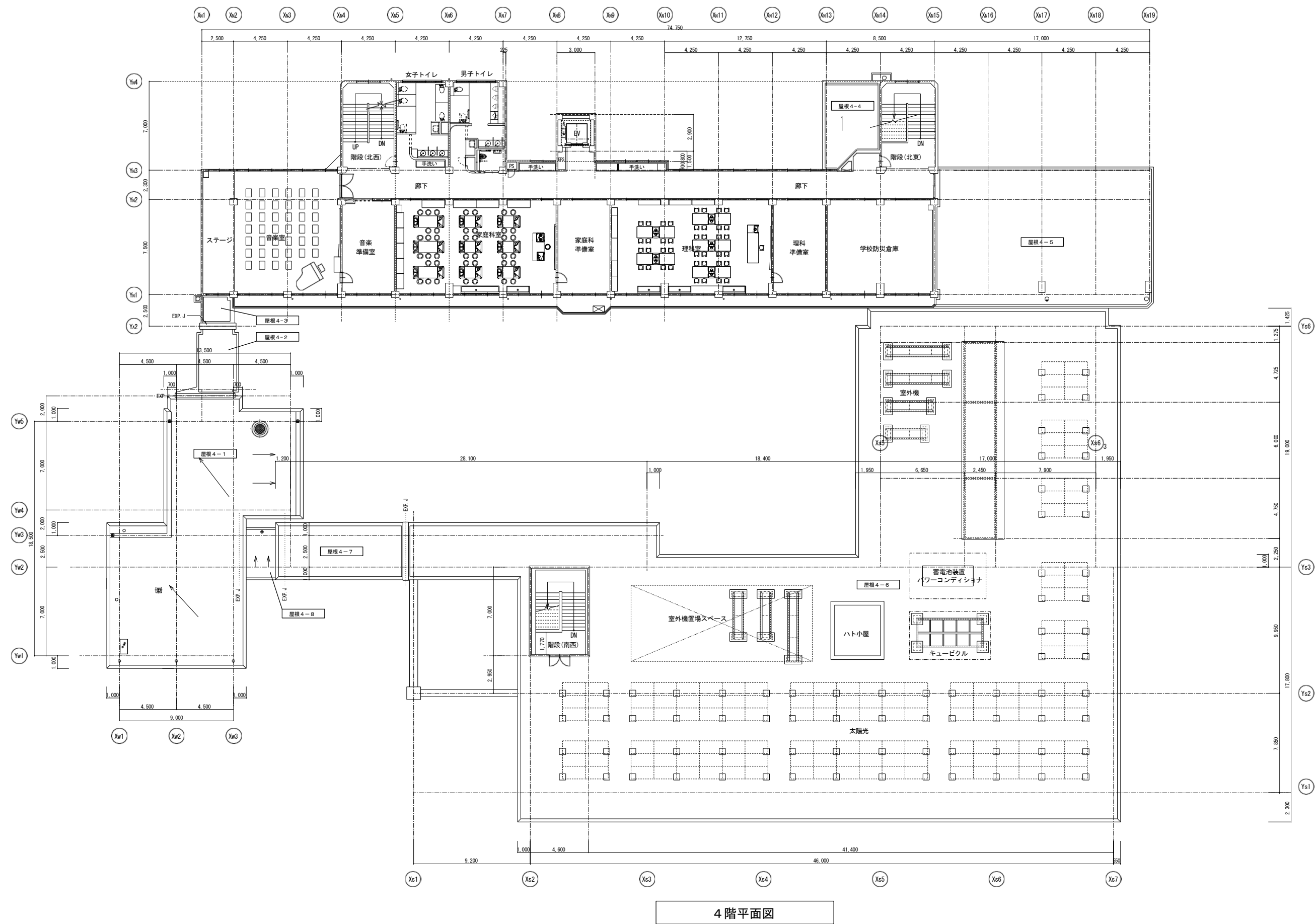
5-4. 平面図



3階平面図

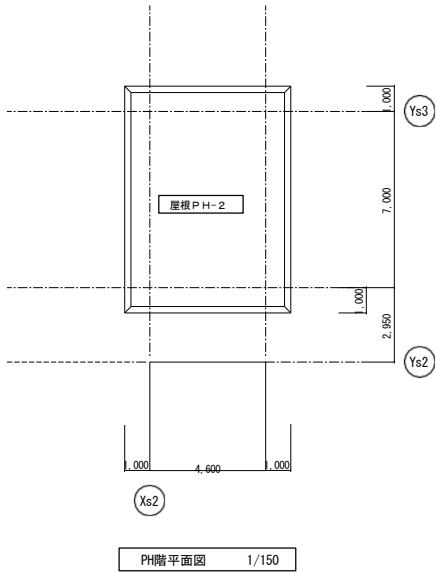
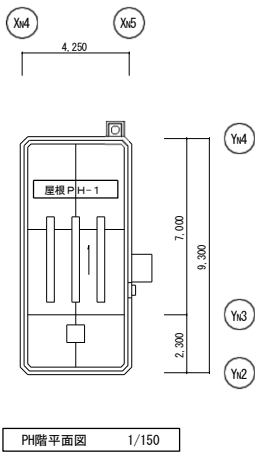
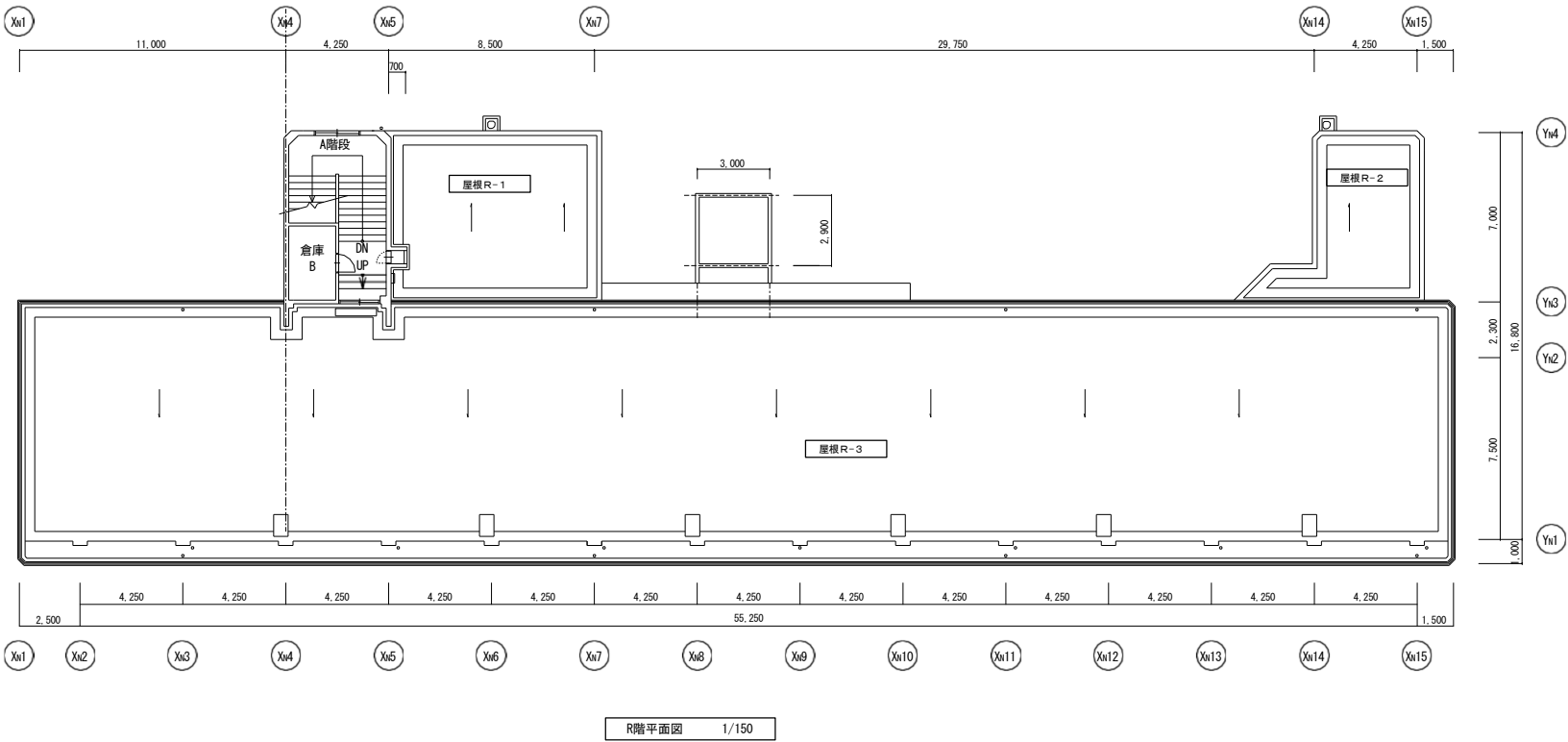
5. 基本設計図

5-4. 平面図



5. 基本設計図

5-4. 平面図

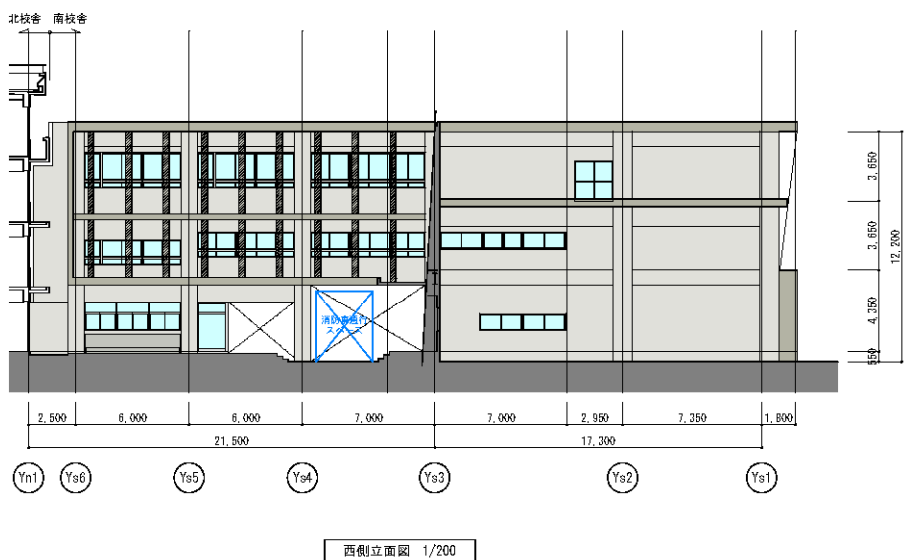
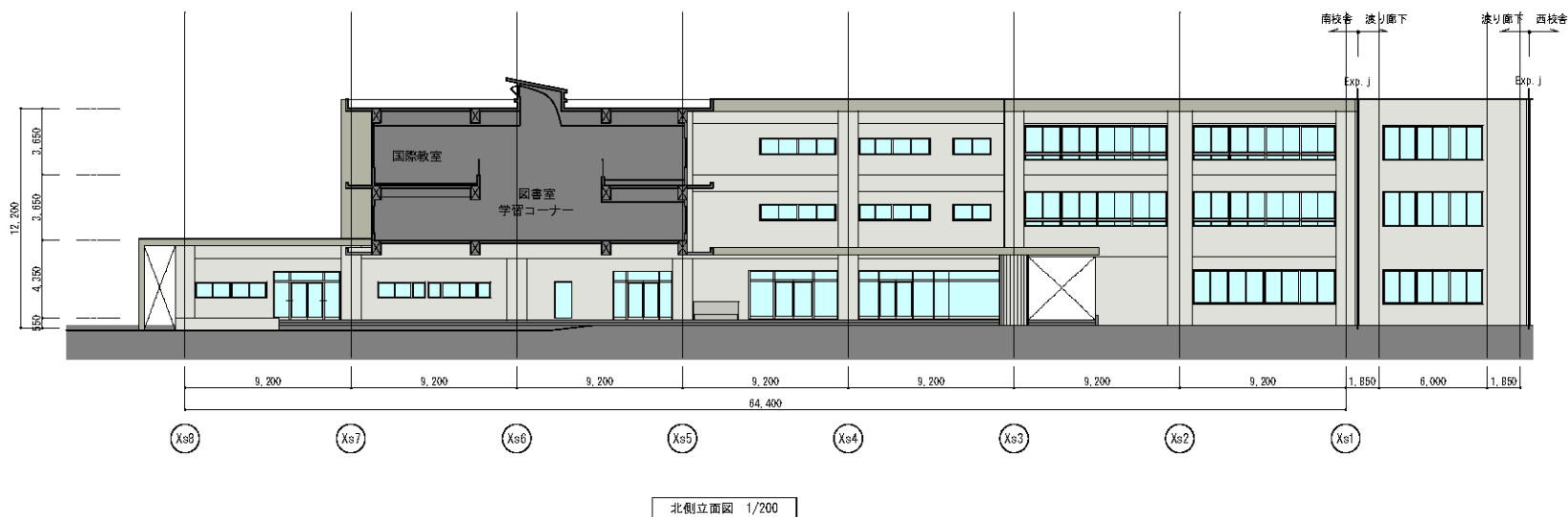
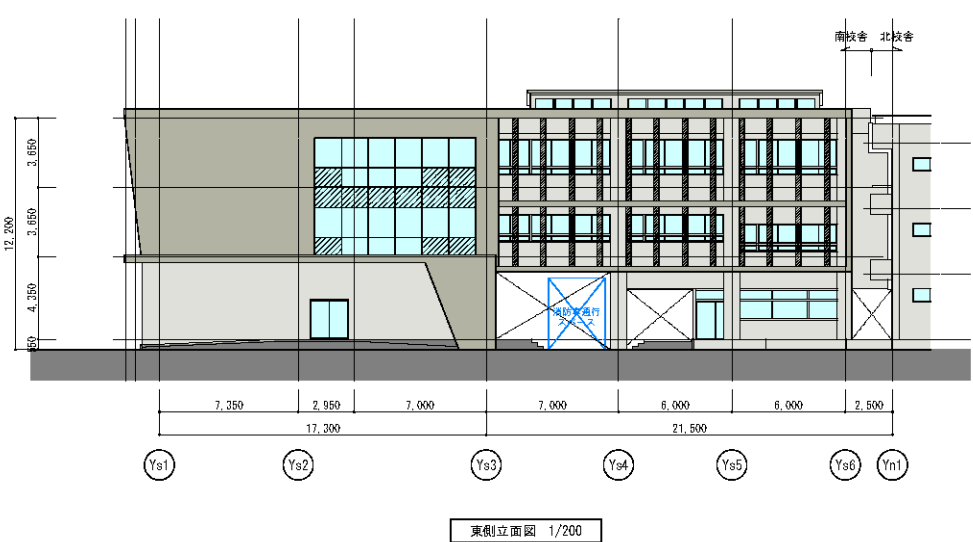


屋上平面図

5. 基本設計図

5-5. 立面図

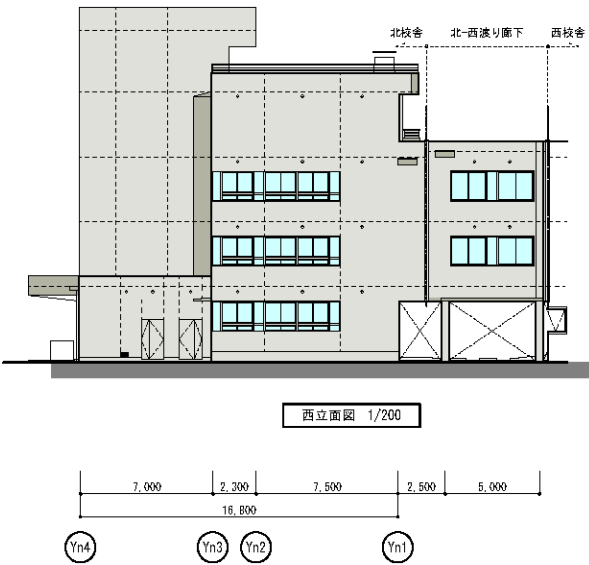
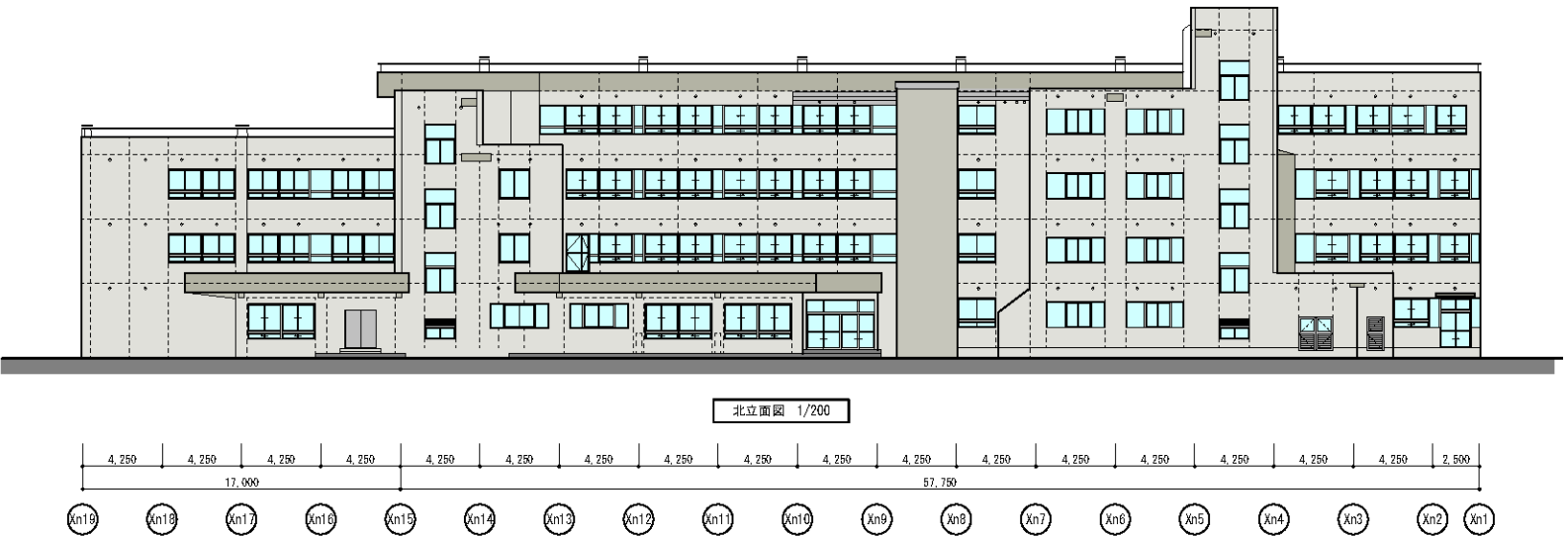
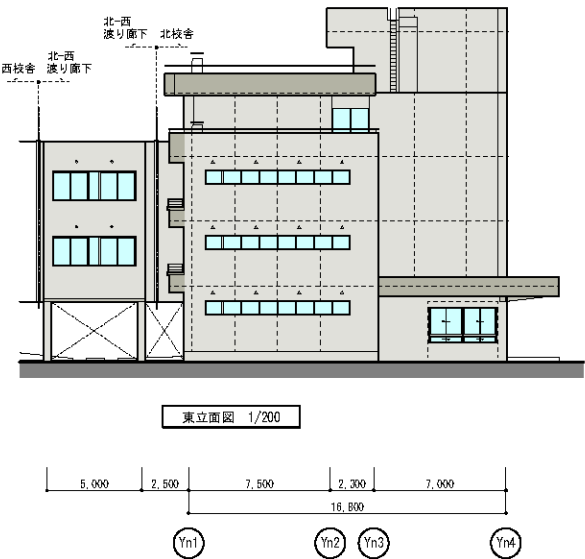
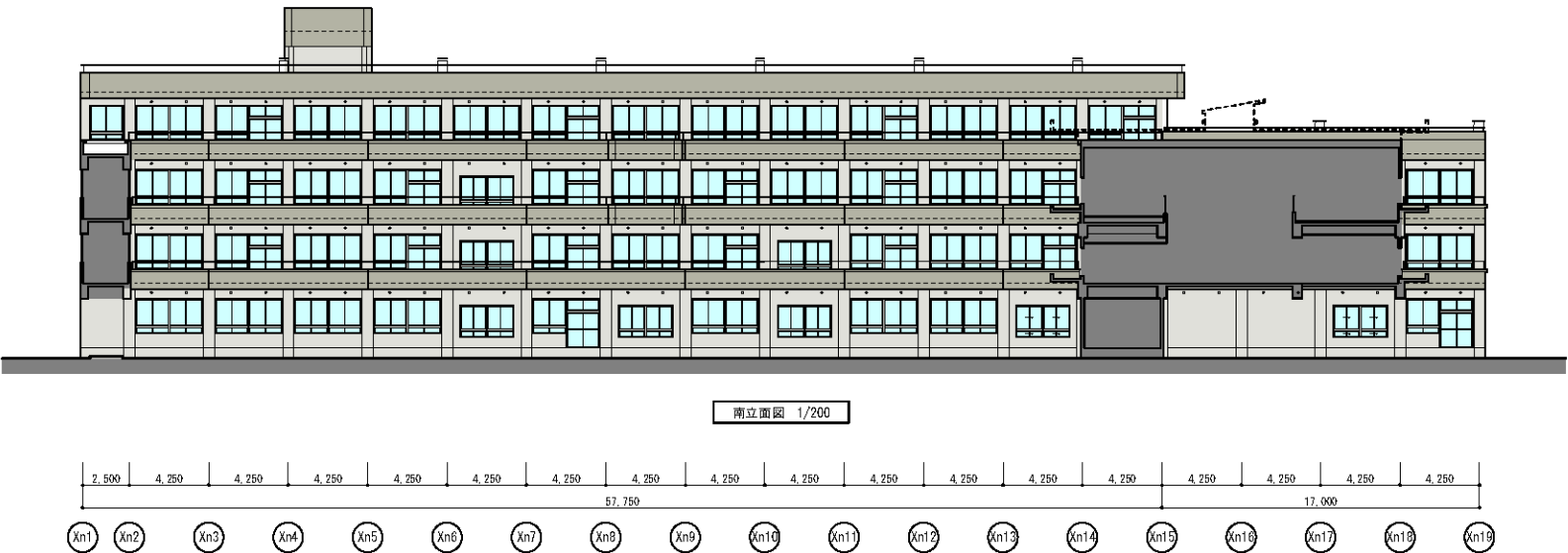
■南校舎



5. 基本設計図

5-5. 立面図

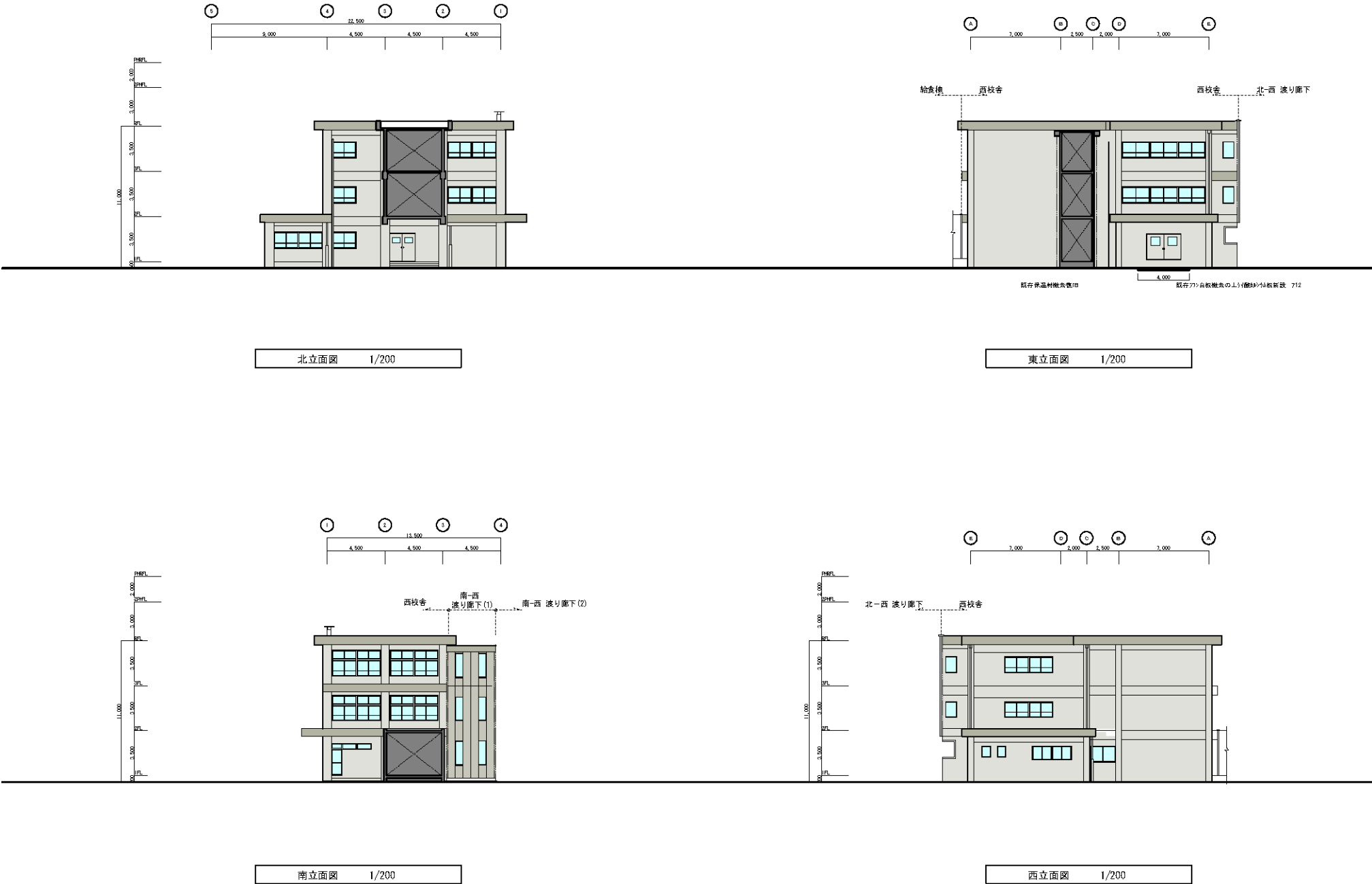
■北校舎



5. 基本設計図

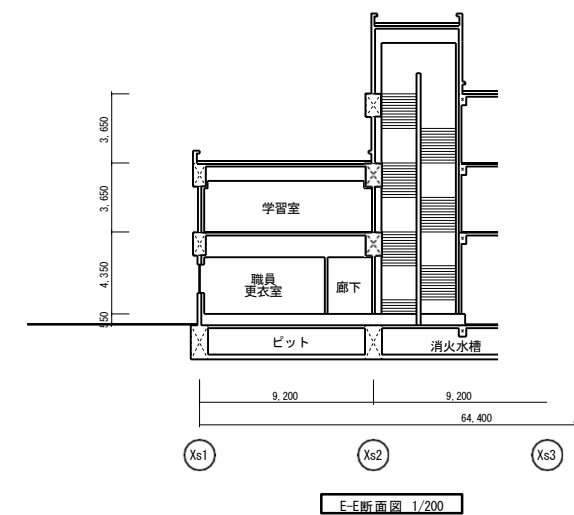
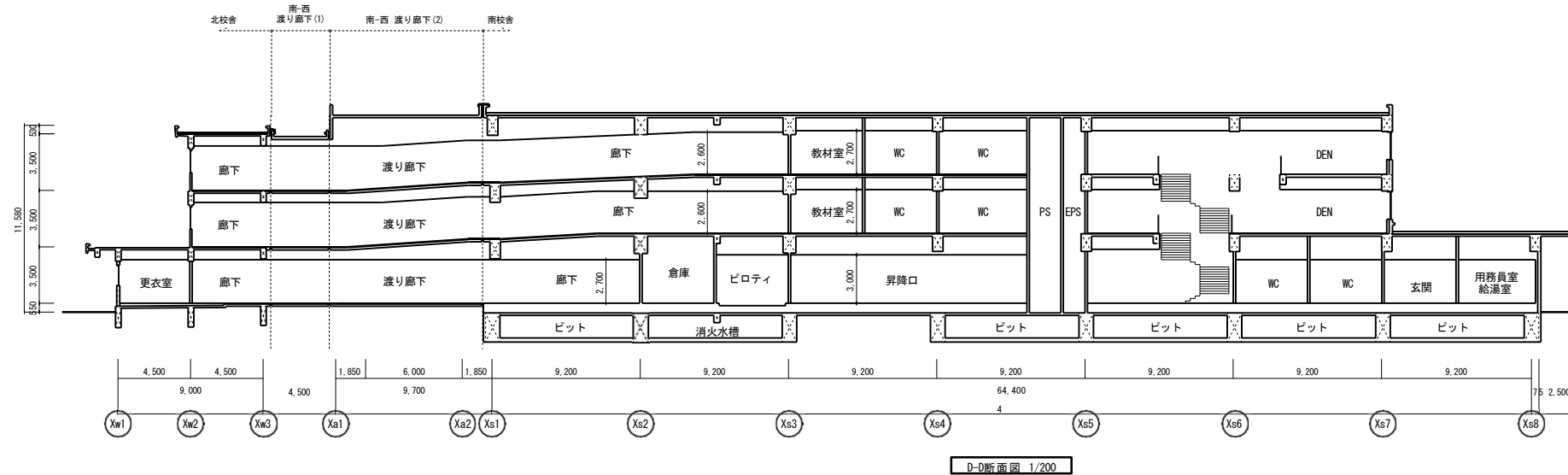
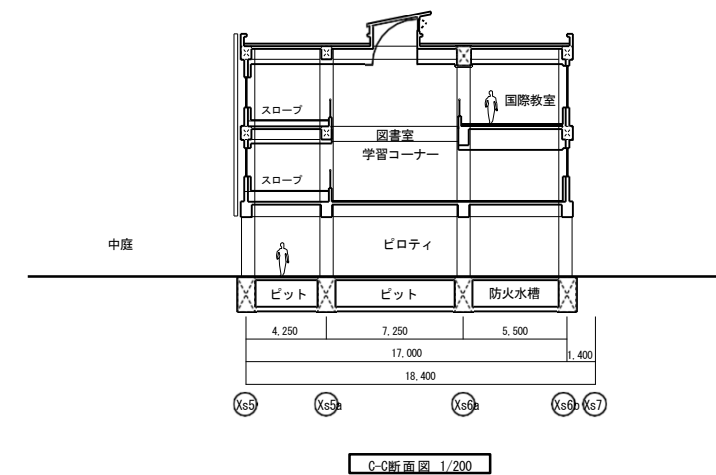
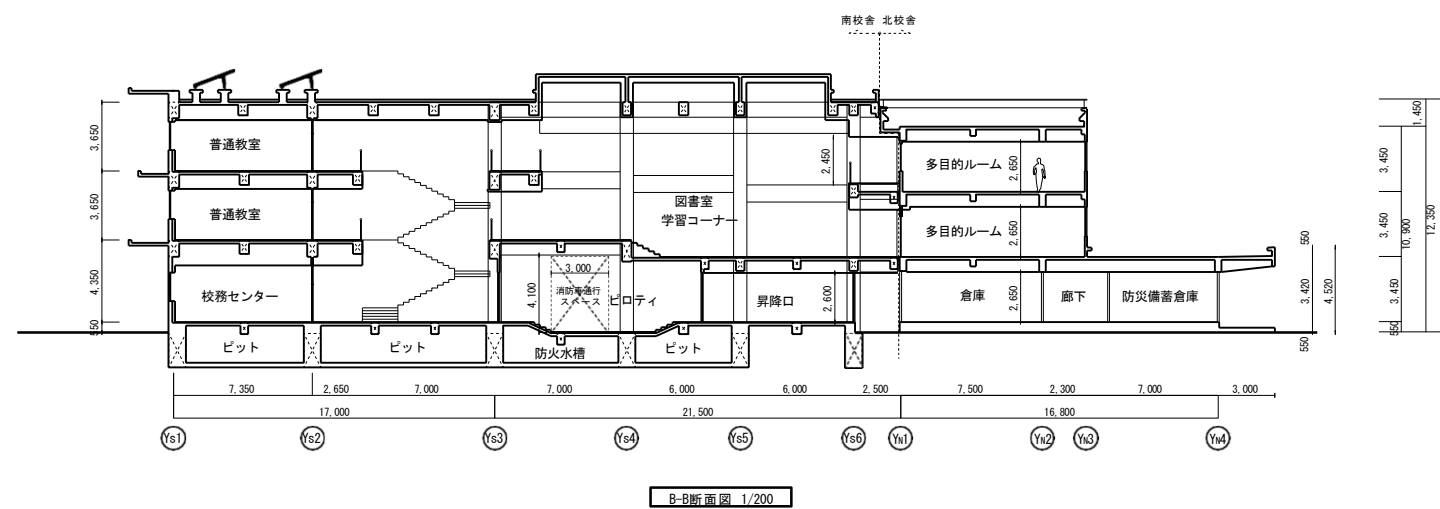
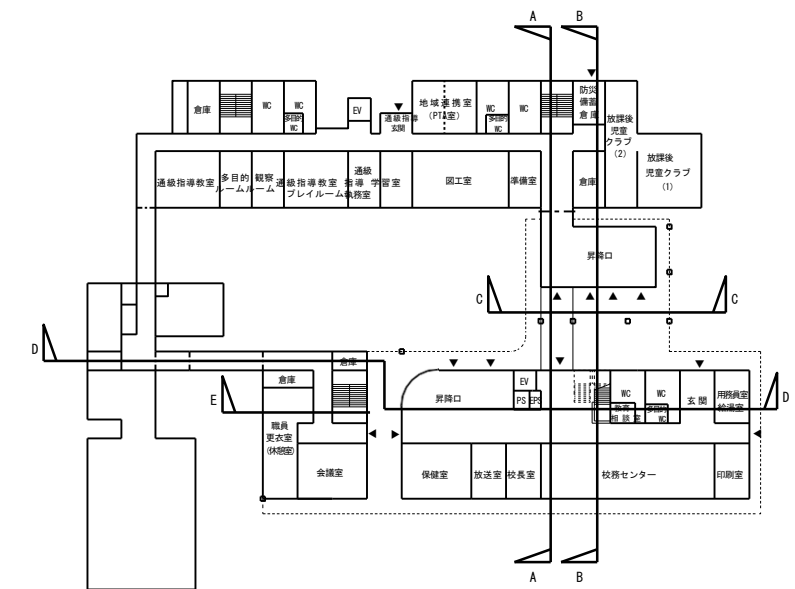
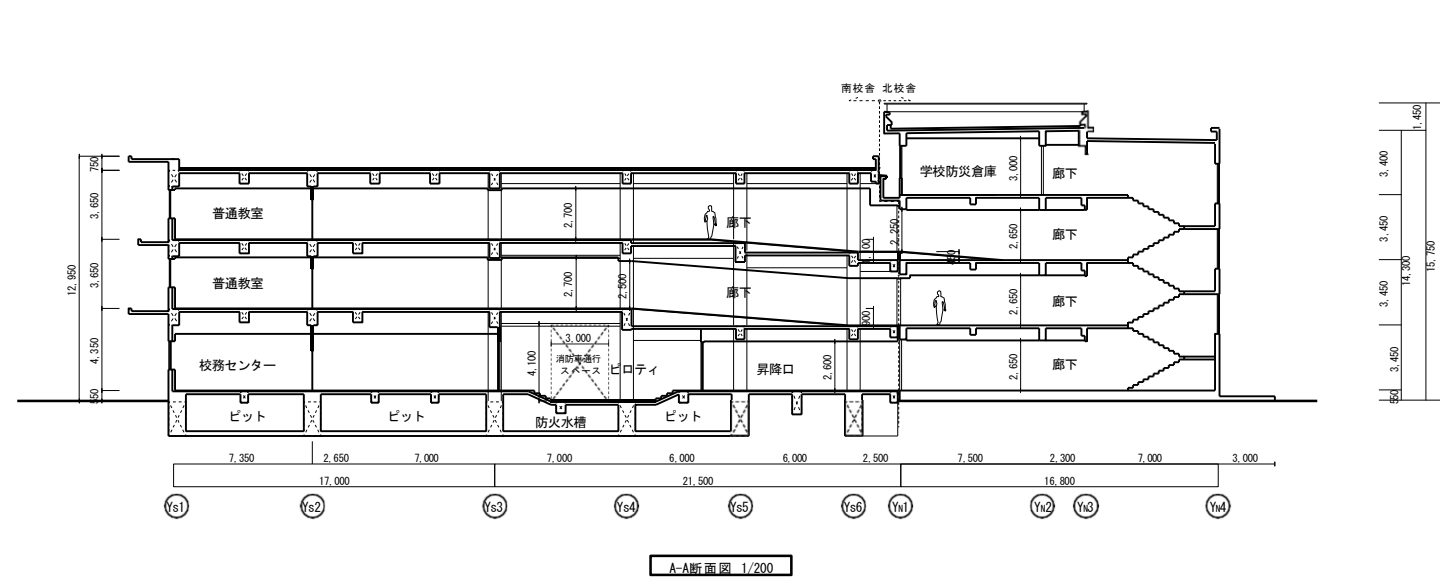
5-5. 立面図

■西校舎



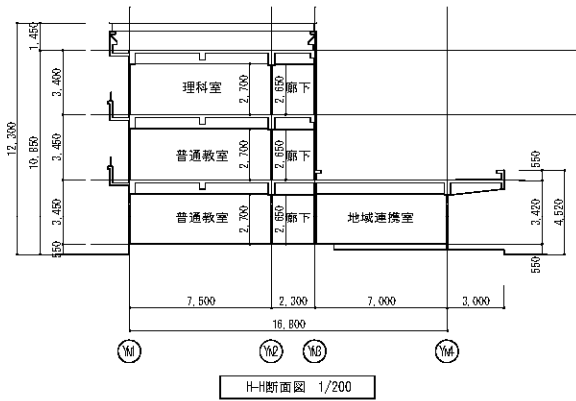
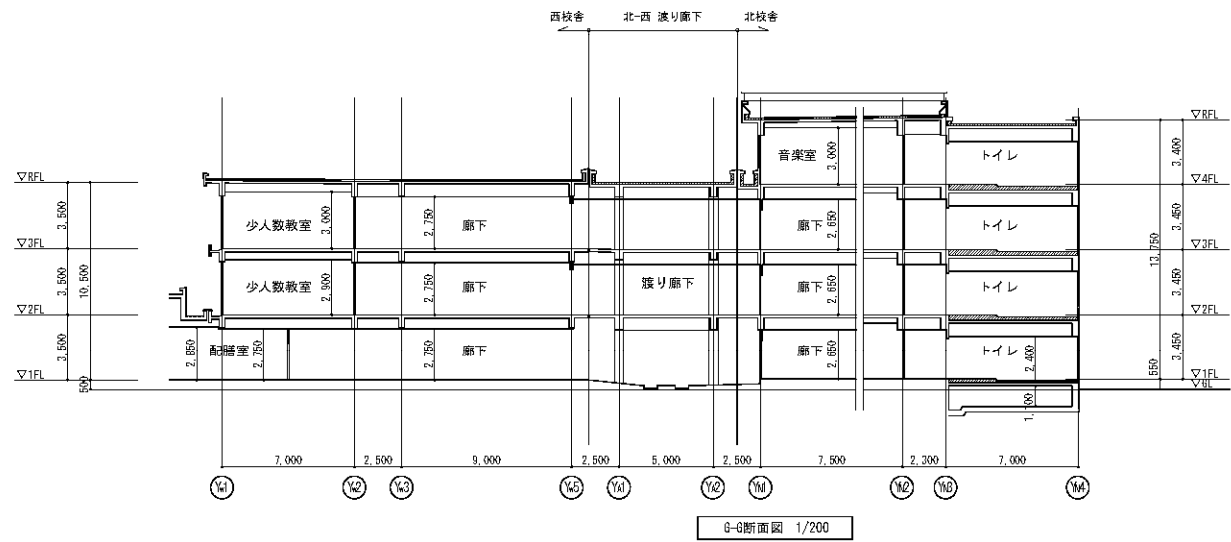
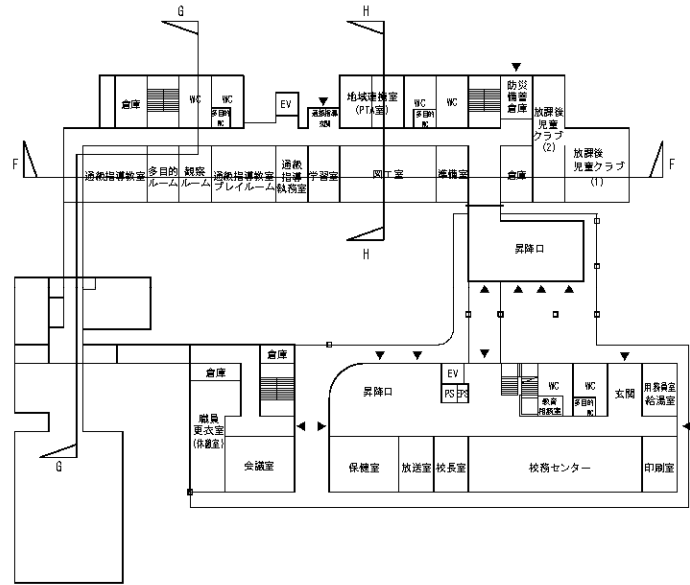
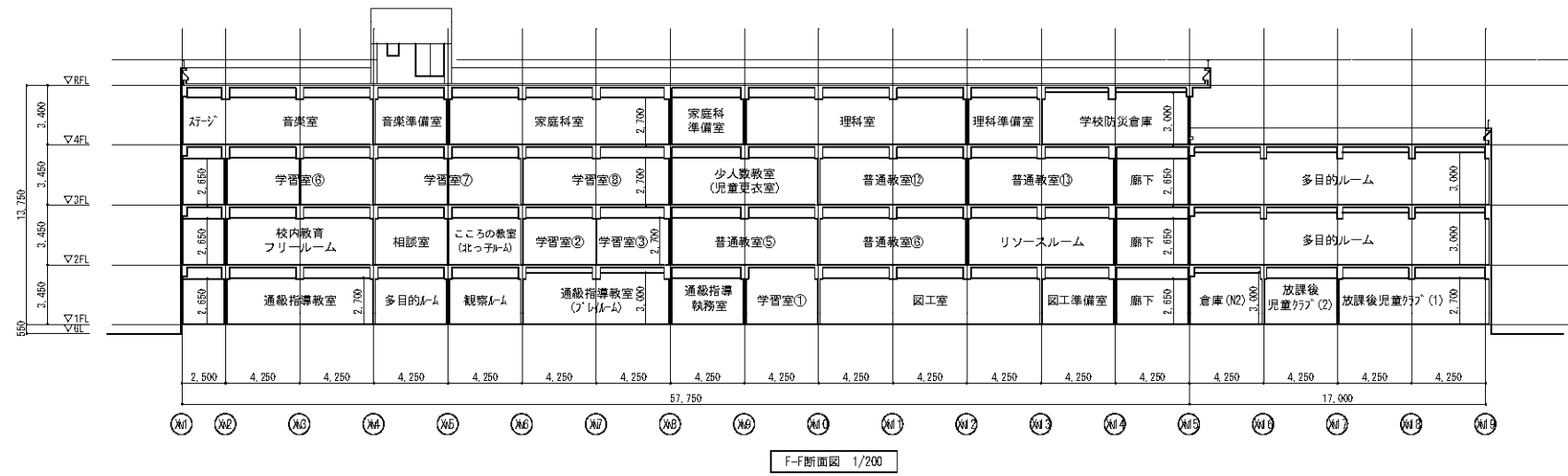
5. 基本設計図

5-6. 断面図・矩計図



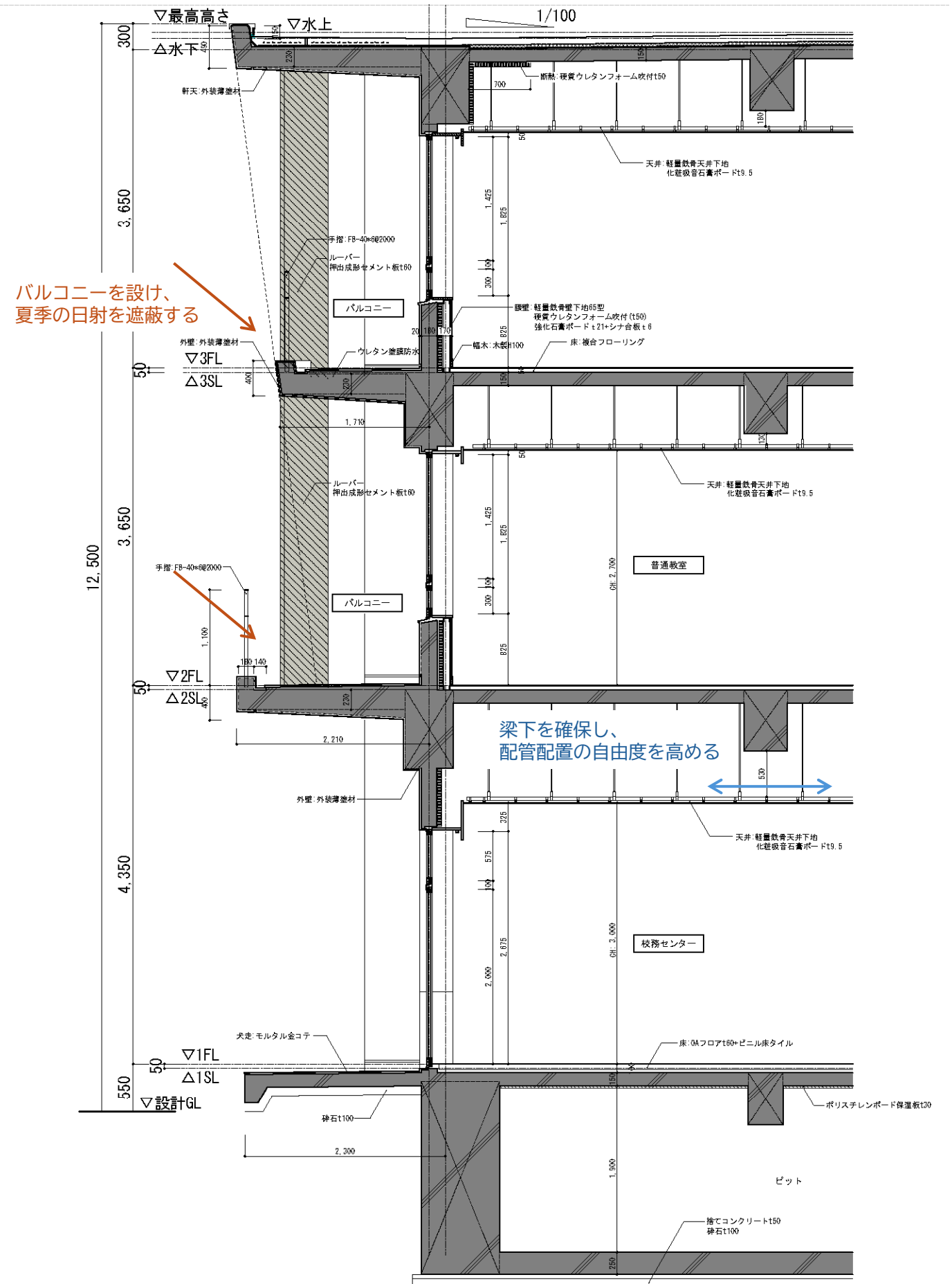
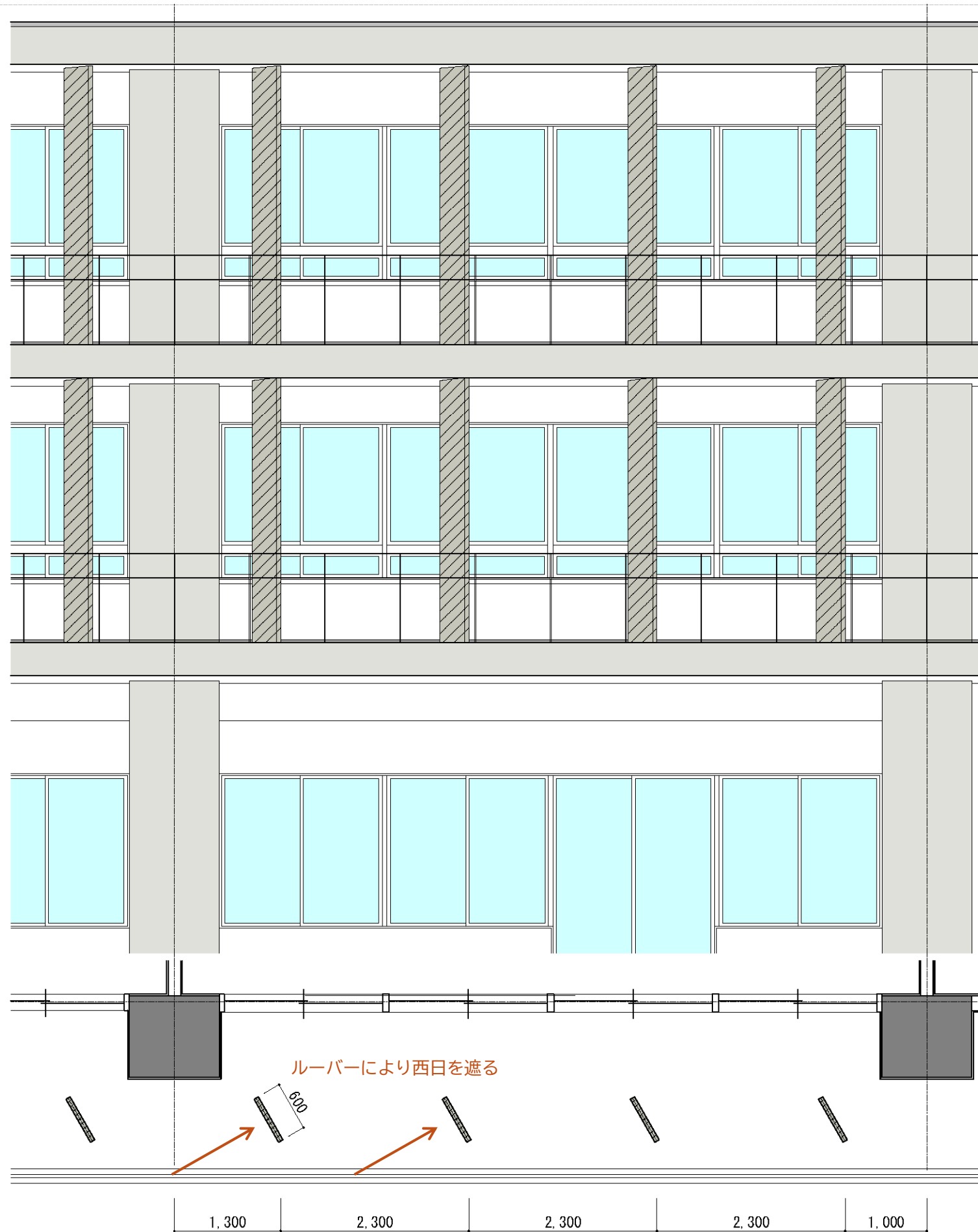
5. 基本設計図

5-6. 断面図・矩計図



5. 基本設計図

5-6. 断面図・矩計図



6. 仮設校舎計画

6-1. 諸室算定検討

基本計画にて「厚木市立小・中学校施設整備指針」を基に算出した必要諸室および室の大きさについて、
仮設校舎の設計段階では、推計値算出方法の変更や関係所管課及び学校へのヒアリングを踏まえ、下記の通り必要な諸室数を次のとおり設定します。

	必要な教室・機能	基本計画				仮設校舎			変更理由
		数	広さ	総㎡数		数	広さ	総㎡数	
普通教室等	通常学級	13	1.0	13	→	13	1.0	13	★1
	特別支援学級①～⑤	0	1.0	0		5	1.0	5	
	特別支援学級⑥～⑦	8	0.5	4		2	0.5	1	
特別教室	図書室・学習コーナー	1	3.0	3.0		1	1.5	1.5	最小限にするため縮小
	家庭科室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5	
	音楽室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5	
	理科室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5	
	図工室	1	1.5	1.5		1	1.5	1.5	
	各準備室	4	0.5	2		4	0.5	2	
管理諸室	校長室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	校務センター(職員室・事務室)	1	2.5	2.5		1	2.5	2.5	
	保健室	1	1.0	1		1	1.0	1	
	会議室	1	1.0	1		1	1.0	1.0	
	印刷室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	更衣室	2	0.5	1		2	0.5	1	
	放送室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	用務員室(給湯室)	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
通級指導諸室	通級指導教室	2	1.0	2		4	0.25	1	通級指導教室数としては変更無し
	通級指導教室(プレイルーム)	-	-	-		1	1.0	1	
	通級指導執務室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	多目的ルーム	1	0.5	0.5		-	-	-	★2
	観察ルーム・相談室	1	0.5	0.5		-	-	-	★2
	教材室	1	0.25	0.25		1	0.25	0.25	
	控室	1	0.25	0.25		1	0.25	0.25	
その他諸室	国際教室	1	1.0	1.0		1	1.0	1	
	教育相談室	1	0.5	0.5		-	-	-	★2
	リソースルーム	1	1.0	1.0		1	1.0	1	
	こころの教室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	フリールーム	1	1.0	1.0		-	-	-	★2
	多目的室(少人数教室)	3	1.0	3.0		2	1.0	2.0	★3
	PTA会議室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	地域連携室	1	0.5	0.5		-	-	-	★2
	配膳室①	-	-	-		1	1.0	1	西校舎配膳室が使えないため追加
	配膳室②③	3	0.5	1.5		2	0.5	1	
	教材室	1	0.5	0.5		1	0.5	0.5	
	倉庫	3	0.5	1.5		3	0.5	1.5	
	防災備蓄倉庫	1	0.5	0.5		-	-	-	最小限とするため無し
複合施設	放課後児童クラブ	1	2.0	2.0		1	2.0	2	

■特別支援学級数 推計値

特別支援教室数の算定方法について、令和6年度にて改正があったため、再度算出を行った。
なお特別支援学級は1学級:0.5コマ当たり4名として算出する。

■空調設置室について

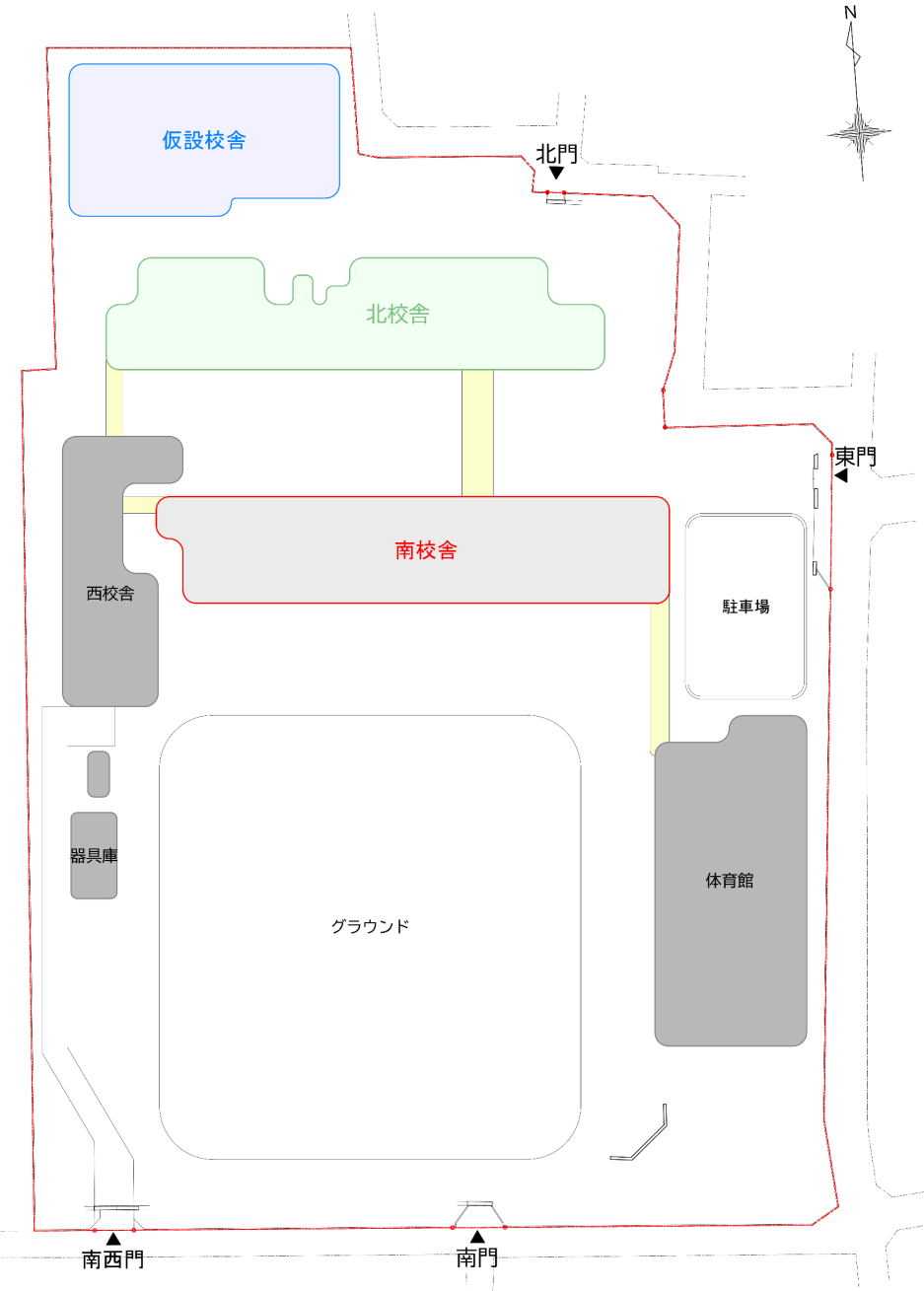
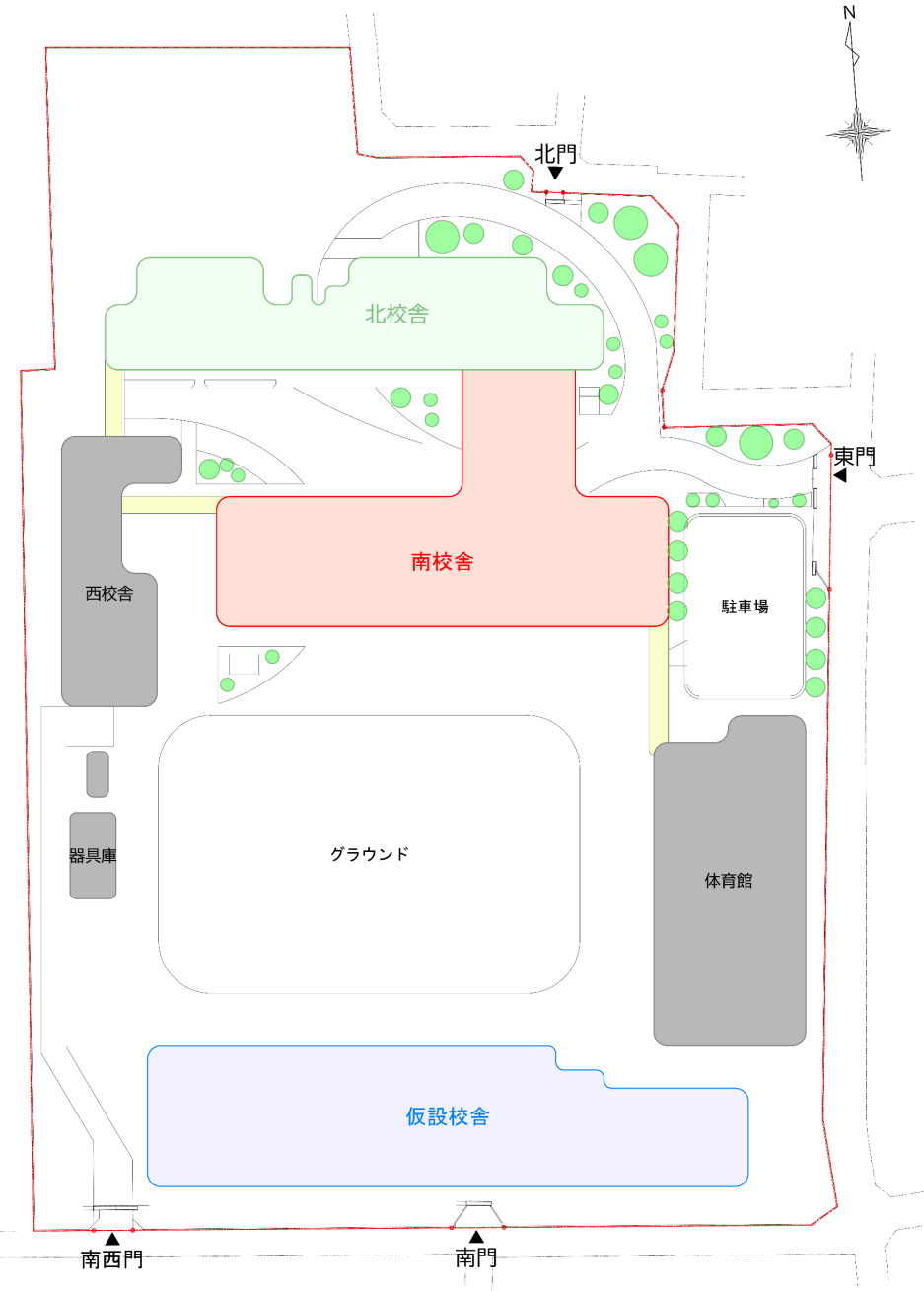
- 基本計画に基づき、普通教室・特別教室のほか、児童や教職員が継続的に利用する諸室については設置する計画とする。

- ★1)特別支援学級の推計値(令和6年度改正)に対応し、設定する。
★2)必要最低限とするため、現在の学校にない「教育相談室」「地域連携室」「相談室」「フリールーム」「通級指導多目的ルーム」については、仮設校舎では設けない。
★3)少人数教室と多目的スペースについては、多目的室(少人数教室)にまとめ、学校と協議の上、最低限の2コマとする。通常学級が減った場合は、転用を検討する。

6. 仮設校舎計画

6-2. 仮設校舎配置検討

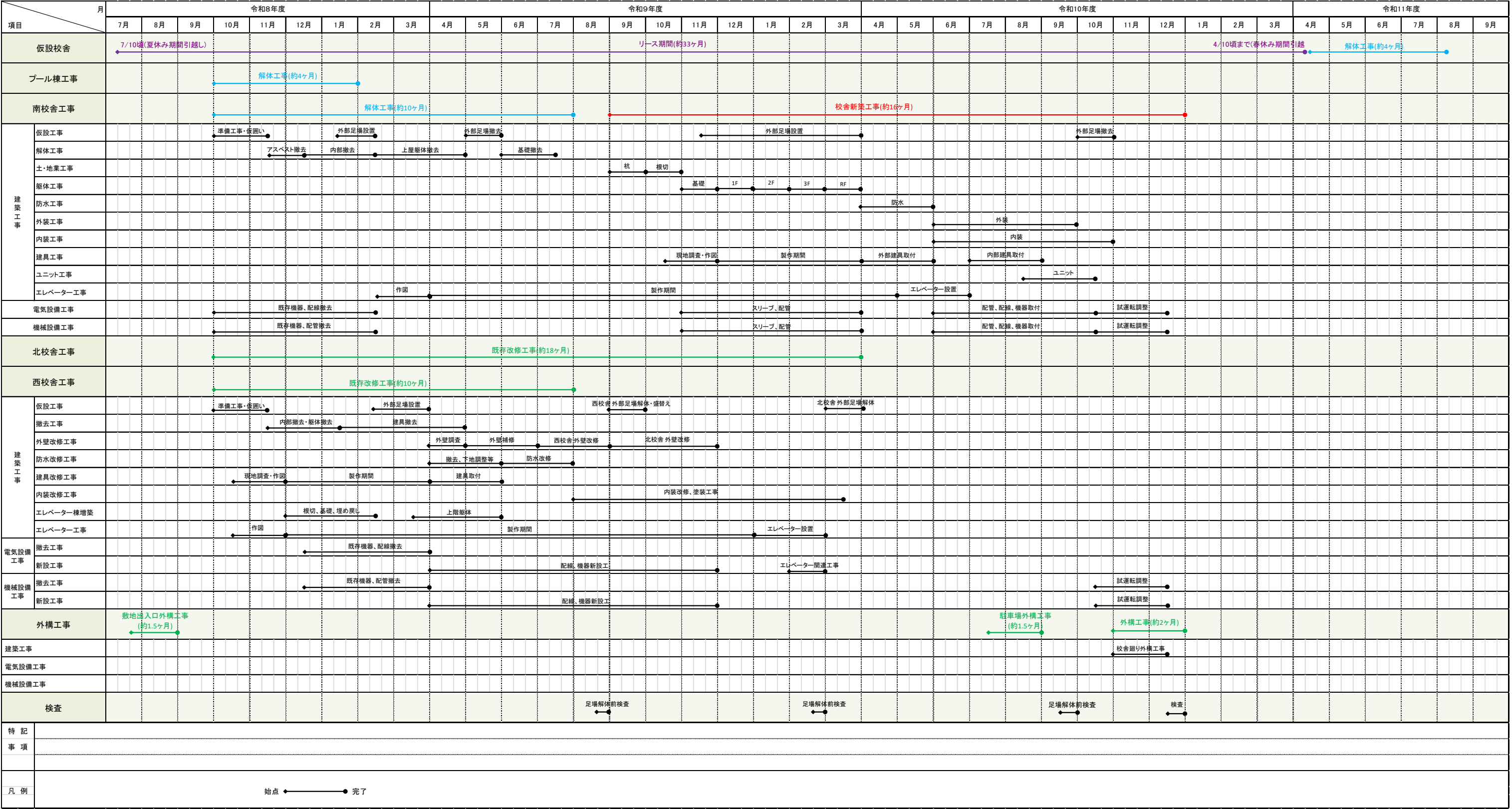
基本計画にて検討した仮設校舎位置について、諸室の算定に伴い、配置を再検討した。

プール跡地+北校舎部分使用案	グラウンド南側案
	
メリット：グラウンドが大きく使える。 仮設校舎が小規模で済むので費用が抑えられる。 デメリット：必要な諸室を確保すると、北校舎の改修工事計画が難しい。	メリット：すべての機能を仮設校舎に移設できるため、利便性が良い。 校舎の部分使用が無いいため、工事エリアと明確に分けることができる。 デメリット：仮設校舎の規模が大きいいため、費用が掛かる。 グラウンドが狭くなる。

必要な諸室を確保しつつ、工事を安全かつ円滑に進められることを優先し、グラウンド南側案とする。

7.工事・仮設計画

7-1. 工事工程表



7. 工事・仮設計画

7-2. 工事仮設ステップ図

